

平成 2 7 年 9 月 4 日 (金)

(第 1 日目)

平成27年第5回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成27年第5回荅北町議会定例会は、平成27年9月4日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕昭 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	荒木 広之
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教育課長	汐崎 正喜	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第5回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、田嶋豊昭君、10番、山下時義君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に日程案を作成し配付いたしておりますが、本日から9月11日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

6月13日、島原市で開催された島原・天草・長島架橋構想九州西岸軸構想推進地方大会に出席しました。

6月17日、平成27年度天草陶石研究開発推進協議会総会に出席をいたしました。

6月21日、大阪市で開催された第24回関西ふるさと荅北会総会に議会から田嶋議員、浜口議員、松野議員とともに出席をいたしました。総会には、会員の皆さま並びに招待者の皆さま、約170名が出席されておられました。出席者の皆さん方にふるさとの情報を発信するとともに懇親を深めてまいりました。

7月6日、天草警察署で開催された天草地区防犯協会評議員会に出席をいたしました。

7月8日、熊本県町村議会議長会より、県、県議会、自民党県連に対し要望活動を行いました。要望活動には各郡の理事が参加し、天草郡選出理事として幹線道路の整備促

進及び6月に豪雨災害が発生いたしました。この災害の早期復旧について強く要望を
してまいりました。幸いにして、このときには特別に意見を述べる機会がありましたの
で、県とそれから県議会、自民党県連に対しましても写真を見ていただきながら強く要
望をしたところであります。

7月21日、天草市で開催された天草ジオパーク推進協議会に出席しました。

7月28日、苓北町振興計画審議会に出席をいたしました。

7月29日、苓北町歴史資料館開会記念式典に出席をいたしました。

7月31日、熊本県自治会館で開催された県町村議会議長会第2回理事会に出席をし
ました。九州・西日本・全国議長会関係事項等の報告や標準町村議会会議規則の改正内
容についての説明等が行われました。

8月4日、天草市で開催された三県架橋期成会総会に出席をいたしました。

8月4日、熊本県自治会館で開催されました県町村議会議長会主催の正副議長研修会
に錦戸副議長とともに出席をいたしました。「これからの町村議会」と題して、新潟県
立大学国際地域学部、田口一博准教授の講演がございました。

8月7日、苓北町水産振興協議会総会に出席をいたしました。

8月9日、天草郡市原爆死没者慰霊式典に出席をいたしました。

8月11日、天草広域連合議会運営委員会に出席をいたしました。8月議会提出議案等
について協議をいたしました。

8月21日、天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。

9月3日、昨日であります。上天草市で開催された天草地域国県道路整備促進期成
会総会に野崎建設経済常任委員長とともに出席をいたしました。

なお、これらの会議の資料は、議会事務局に保管しておりますのでご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、去る8月30日日曜日に唐津市の西の浜海水浴場で開催されました第11回唐
津ペーロン・レガッタ大会に、苓北町から今年度れいほくペーロン大会、混成の部町内
1位チームのダブルクリックチームが参加し、姉妹都市唐津市の皆さま方とより一層交
流を深めて帰って来られました。

次に、9月12日土曜日、9月13日日曜日には、熊本市において第70回熊本県民
体育祭熊本市大会が開催されます。苓北町からは、天草郡代表選手として11競技16

種目に総勢167名の選手役員が出場いたします。

次に、家庭用粗大ゴミ収集の実施についてのお知らせでございます。

来る9月13日日曜日に家庭用粗大ゴミの収集を実施します。当日の午前8時までに各区の収集場所に出していただくように周知しておりますが、当日悪天候の場合は、9月20日日曜日に延期いたしますので、必ず実施日当日の朝に出していただくようお願いいたします。

次に、町民体育祭の日程でございます。まず、9月27日の日曜日には、坂瀬川地区が旧坂瀬川中学校グラウンドで、都呂々地区が都呂々小学校グラウンドで行われます。10月4日日曜日には、志岐地区が志岐小学校グラウンドで、富岡地区が富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催されます。

次に10月8日から12日まで、苓北町5窯元、天草町4窯元が参加をいたしまして「天草西海岸秋の窯元めぐり」が開催されます。なお、開会式は、10月8日木曜日、午前11時から内田皿山焼窯元で開催されます。

次に、敬老会の日程でございます。10月14日水曜日には、志岐地区が町体育センター、富岡地区が富岡公民館で、10月15日木曜日は、坂瀬川地区が坂瀬川小学校体育館、都呂々地区が都呂々小学校体育館で、それぞれ午前10時から開催いたします。

次に、第21回吟詠「天草洋に泊す」全国大会についてのお知らせでございます。10月25日日曜日、午前8時30分から志岐集会所で開催いたします。

次に、第3回苓北夕焼けマラソン大会の開催についてでございます。11月7日土曜日、午後2時30分から、農村運動広場をスタート・ゴールとして開催いたします。

次に、苓北町防災訓練についてのお知らせでございます。11月8日日曜日、都呂々海岸地先を震源とした震度5強の地震発生を想定いたしまして、津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施します。又、都呂々小学校の建物火災を想定した消火活動・避難誘導・人命救助等を通して、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ってまいります。

最後に、11月29日日曜日、東京都の霞ヶ関ビル東海大学校友会館において、関東ふるさと苓北会が開催されます。

それぞれの行事につきましては、議員皆さま方には大変お忙しい中とは存じ上げますが、ご出席、ご声援いただきますように、よろしく願いをいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第5、これより一般質問を行います。

通告1番、松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告1番、1番議員松本良人でございます。先に提出いたしました通告書に基づきまして質問をいたします。

平成27年4月、町内3つの中学校が統合され、新生中学校として苓北中学校が開校いたしましたから、今月で半年を迎えようとしております。賛否ある中での又、不安をお持ちの町民の方々多数あった中での中学校でございましたが、現在の全般的な状況をお尋ねをいたします。

又、個々の問題につきましては、次の点について併せてご質問をいたします。

まず第1点目、いじめの問題でございますが、国内におきましてもいじめによる自殺等の報道が相次ぎ、話題を巻き起こしました。統合前、町内の学校においてもいじめ問題もあったと聞いておりましたが、現在の状況についてお尋ねをいたします。

2点目でございます。非行についてでございます。

先月、真新しい出来事ですが、中学校1年生の男子生徒と女子生徒が殺害され、女の子は駐車場、男の子は林の中に遺棄されていたこのニュースにつきましても、日本中の人々を悲しみの中に巻き込んだわけでございますが、この問題が非行につながるかどうかは現代社会の中で疑問です。しかしながら、私は深夜の徘徊は非行への始まりではないかと思っております。深夜の徘徊、暴力、万引き、喫煙等非行についてはかなり広範に及びますが、有無についてお尋ねをします。

3点目でございます。部活動についてお尋ねいたします。

部活動につきましては、統合前は坂瀬川中学校、都呂々中学校それぞれ小規模校でございましたので、坂瀬川中学校はサッカー、都呂々中学校はハンドボール、又、苓北中学校は体育系、文科系とそれぞれ特殊性を持ち頑張ってきて、優秀な成績を残しております。各々の部活動の現状についてお尋ねをいたします。

続きまして4点目でございます。

この件につきましては、主に坂瀬川、都呂々地区生徒の通学についてお尋ねをいたします。通学につきましても、もろもろの問題もあろうと思っておりますが、現状についてお尋ねをいたします。

最後に、6月集中豪雨、そして夏休み中でしたが、台風15号の通過と、近年大災害をもたらし、異常気象といわれる中で危険度もますます大きくなってまいります。津波等も考慮され、町においても様々な施策が取り入れられておりますが、災害発生時の緊急防災体制、特に自然災害発生時の対応についてお尋ねをいたします。

以上、教育長の方によりしくお願いいたします。

続きまして、大きな項目の2点目でございます。

T P P問題が大きく浮上し、関係国の間で国レベルの駆け引きで交渉が進んでおります。業種により大きく明暗を分けるのではないかと考えられますが、国内農業について

は農業者の意向が無視され、マイナス要因の中で交渉が着々と進んでおります。

特に、肉、米等大きく取りざたされておりますが、稲作を主流にしている苓北町においては、農業そのものの存続さえも揺るがしかねない大きな問題でございます。又、この問題で大きく人口の減少につながりかねないのではないかと考えられます。又、畜産においては、やり方次第では一部望み等もあるとも言われておりますが、苓北町ではＴＰＰ問題はさておき、新しい施策、新しい構想も着々と進められていると思っておりますが、林業も含めたところでお尋ねをいたします。

又、田畑山林の荒廃は、土砂災害や洪水にも大きく関わっているといわれております。荒廃しつつある田や畑地の有効活用の計画があれば、併せて町長のお考えをお聞きいたします。

答弁の内容次第では、自席でご質問をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 只今の松本議員の中学校統合後の現況と問題点についての質問に答えさせていただきます。

4月の苓北中学校統合後、1学期を終了しましたが、生徒たちは授業・スポーツに集中し、落ち着いた生活を送っております。又、夏休み中も事件事故等もなく、今月から新学期がスタートしております。

まず、1点目のいじめ問題についてですが、学校からは統合以来、現在までいじめ事例発生の報告はあっておりません。学校においては、定期的な心のアンケートや日常の教育相談を通して、生徒の状況や実態把握を行っているところです。

具体的には、生徒の心の状況を日常的に把握するため生活ノートを利用し、学校・家庭での出来事や自分が感じたことを記入し、担任へ提出しています。又、生徒と担任による教育相談を放課後に15分程度、定期的を実施しております。1学期は5月19日から5月26日に実施されております。学校全体では、いじめ、不登校、生徒指導体制の情報の共有化・実践化ということで、毎週水曜日の始業前に校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事において、推進体制委員会を開催しております。

いじめにつきましては、発生を未然に防ぐことが重要と考えており、今後も学校・家庭・教育委員会が連携し、いじめ防止に取り組んでまいります。

2点目の非行の有無についてですが、この件につきましても、学校から非行事例の報告はあっておりません。学校での生徒指導については、学校、学級における集団指導や個別指導の中で、学習活動、ボランティア活動、生徒会活動、部活動等を通して生徒間の望ましい人間関係の形成を図っています。これらの活動を通して、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる心を育てていますし、このことが暴力行為やいじめ等の諸問題の未然防止につながっていくと考えております。又、学校外において

は、警察関係者や少年補導員の方をはじめ、地域の皆さまの見守りの中で非行の未然防止に努めてまいります。

3点目の部活動についてですが、現在、野球・剣道・サッカー・男女ソフトテニス・男女ハンドボール・女子バレーボール・女子バスケットボール・吹奏楽の部活動があり、182人の生徒が入部しております。先の県中体連では、サッカー・男女ハンドボール・ソフトテニス女子個人が出場するなど活躍しております。

4点目の通学についてですが、坂瀬川地区からは35名中12名が自転車通学をしております。残りはスクールバスでの通学です。都呂々地区からは35名中5名が自転車通学をしております。しかし、6月の豪雨による国道389号線の災害箇所の復旧までは、全員スクールバスでの通学となっております。

5点目の災害発生時の緊急防災体制についてですが、台風については、台風接近時における災害未然防止のための対応方針を作成しております。対応基準としましては、台風の接近が予想され、台風の進路予想等の情報分析の結果、児童生徒の登下校の安全に影響を与えると判断した場合には、教育委員会において休校等の措置について判断し、各学校へ伝達を行うこととしております。伝達の方法については、各学校長にその旨連絡を行う。なお、児童生徒への連絡については、各学校における連絡網により伝達を行う他、町内告知端末を使用して周知するというようにしております。

校舎等施設管理については、各学校において校内各施設の巡回を入念に行い、児童生徒の安全上危険な箇所等がないか確認を行うとともに、戸締りの徹底と台風襲来に備えた被害防止対策を講じることとしております。

しかし、豪雨災害につきましては方針を作成しておりませんが、6月の豪雨災害を受け、緊急防災体制について再度学校と協議を行い、児童生徒の安全確保を最優先に考え、休校等の措置を実施することを確認しております。その際の保護者への連絡体制についても、確認の徹底を行うよう指示しているところであります。

以上、松本議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、TPP関連に伴う我が町の農林業への影響についてのご質問がございました。TPP交渉につきましては7月末にはハワイで開催され、予定ではここで大筋合意に至るということになっておりましたけれども、非常に合意に至るような様子にはなりません。又、我々にも詳細な話が聞こえてこない。要するに中途経過を一切報告しないという、そういうことですので、漏れ聞こえてくるのが報道されるような状態でございます。そういった非公表でございますので、次回の会合の日程もはっきりしていない模様でございます。このように交渉が合意に至っておらず、結論が出ておりませ

ん。交渉が終わって結論が出た時点で、改めまして、国からの対応が出されるものと思われま。

したがって、T P P交渉の合意がされた後にその内容をよく精査いたしまして、合意の中において、芥北町の農林水産業に関連し影響があるものであれば、国・県とも協力をしながら全力で対策を考えてまいりたいと思いますし、漏れ聞いているところによりますと、国内でT P P交渉の結果、影響がある業種については国も何らかの対応をするというようなことでございます。又、交渉の結果により、農地や山林の荒廃に拍車がかかるようなことでもありましたならば、これも又、例えば耕作放棄地の解消、あるいは山林の整備等について全力で対応を考えてまいります。

以上、ちょっと説明が深いところまでいかなかったわけでございますが、我々が知り得た情報の中で答えさせていただきました。終わります。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。松本君。

○1番（松本良人君） それでは、第1点目の教育委員会のほうから随時説明をさせていただきたいと思いますが、まず、いじめ問題についてでございます。

事例の報告はないと言うことでございます。まず、安心をしたところでございます。アンケートや教育相談、又は生活ノートの活用により実態の把握、あるいは教育相談の実施等が行われて、学校全体においても推進体制委員会等も設立されまして、そういったことで解消されていると。

そういったことで、いじめ防止については随時取り組んでおられるということでございますが、実はある中学校におきましては、先程申しましたいじめによる自殺ですが、教員との連絡ノートのやり取りやその子どもさんからの何回となくSOSのサインらしきものが送られていた。これはお一人亡くなられた件でございますけれども、いじめの実態は校内では少なからず感じておられたにも関わらず、手を打っていなかった。又、過去のもろもろの事件でも報道等によりますと、学校、教育委員会は、その実態を把握していないケースがあったり、又、あったにしても「わからない。知りません」と事を隠す傾向にあるんじゃないかならうかと思えます。そういったことがテレビ等で大きく取りざたされているものを感じたところでございます。

芥北中学校におきましても素晴らしい組織づくりをされ、いじめ防止に取り組んでおられますが、確実にその機能を十二分に活動し、実行される、するということによろしいのでしょうか。教育長にその信念を再度お尋ねをいたします。

続きまして、非行の有無についてですが、この件についても非行の事例はないということですが、この点も先に申しましたとおり、学校現場と連絡を密にして、更なる未然防止に努めていただきたいと思います。又、答弁の中で、生徒会活動、部活動等を通してということでしたが、部活動は旧都呂々中学校は全生徒が入っております

た。これは私、地元が中学校は都呂々でございますので、そのように見受けております。そのため非行という言葉すら忘れがちでございましたけれども、新生中学校でも全生徒、どこかの部に入っているということでしょうか、お尋ねをします。

それからもう1点、携帯電話やスマートフォンの所持許可の有無を教えてくださいと思います。

部活動でございますが、部活動については、サッカー・ハンドボール・ソフトテニスと県大会に出場ということで、大変輝かしいことだと思っております。ただ、残念なのは1回戦突破が1つもなかった。合併するまでは、サッカーの坂瀬川においても都呂々においても、1回戦の突破は通常のような感じでやったとったわけですが、そこら辺がなかったのは非常に残念だと思っております。

練習場について再度お尋ねをいたしますが、校外、学校外での施設での練習種目を教えていただきたいと思っております。もしあるとしたら、バスや交通手段をどうしておられるかお願いしたい。それから雨の日や小雨の日の対応はどうか、これは学校外です。よろしくお願ひいたします。

それから4番目の件でございますが、答弁によりますと、徒歩の他はスクールバスと自転車通学となっております。聞くところによりますと、スクールバスと自転車通学は完全に二分されていると聞いておるところでございますが、前回の説明の折でも、このような説明がなされていると記憶をしております。完全に二分されているということは、年度当初スクールバスで通うということであれば、常にスクールバスを利用しなさいと、自転車通学は常に自転車通学ですよということでございますが、私、この件についてもかなりご意見を差し上げたんですが、その後もこのままでいっとるのか、変更はないものか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 質疑中ですが、松本議員は一問一答方式を選択されています。どうです、1つの質問に対して回答をいただくというほうがよりわかりやすいのではないかと思いますか、どうですか。

○1番（松本良人君） はい、それにさせていただいてよろしいですか。

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） それでは、4番目までして、5番目を最後にしますね。

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） 冬場になりますと日没が早くなります。街灯の設置箇所の点検、不足箇所、そして通学路の様子、現状等は把握をされておりますか。

以上、ひとつすみません、4点についてご質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） まず、いじめの問題ですけど、生活ノートなんかで出てきた

場合、先生が1人で抱えないで学校全体で対応するというので、先程言いました推進体制委員会に諮って、みんなで学校全体で対応していくということを指示しておりますし、又、何かあったらすぐ私のほうに報告をするようにも指示しております。

それから部活動の加入状況ですけど、全生徒202名中182名が入部しておりますので90.1%となります。

それからスマートフォン、携帯電話の所持についてですが、学校での持ち込みは禁止されておりますが、所持については禁止されていません。所持率は、平成26年度の調査によりますと、スマートフォンが19.6%、携帯電話が6.5%で、合わせて21.6%となっております。

それから、県中体連の今年度の1回戦の敗退ですけど、去年は3中学校はどこも中体連に行っておりません。そういう状況で、今年は3つ行きましたので良かったのかなと考えております。

○町長（田嶋章二君） 郡の予選ば通過したちゅうことを、言わんばつまらんぢやなかか。

○教育長（芦塚博昭君） はい、そうです。予選を通過していったのが、3つの部活動であります。

校外の部活動ですが、現在サッカー部がコミセングラウンドで、剣道部が武道館で練習を行っております。それ以外の部は、苓北中の学校施設を利用するようにしております。サッカー部やハンドボール部の希望により、坂瀬川グラウンドや旧坂瀬川中学校グラウンド、都呂々小学校体育館の使用についても了承しております。又、部活動の練習場所への移動につきましては、自転車での移動や雨天時には保護者の送迎をお願いしているところです。

それから、スクールバスの件ですけど、当初は1学期ごととかということ考えておりましたが、学校の判断に任せて、要するに1ヶ月でも1週間前でも変更がきくようにしていいよということ指示しております。

それから街灯の件ですが、現在、通学路の危険箇所等について各学校から報告があり、天草警察署と現地を調査する予定にしております。ご指摘の点につきましても一緒に点検をしたいと考えております。以上です。

○議長（山本政人君） 説明が終わりましたが、ここで、これからは一問一答式で。

なお、議員ご承知のとおり、1案件については3回までという規則がございますし、よろしくその点はご了解をいただきたいと思っておりますし、又、発言は明確に、簡明に行っていたいただきたいということをお願いいたします。

それでは、松本君。

○1番（松本良人君） 1番のいじめ問題についてでございますが、是非組織自体、委

員会も含めてひた隠しのないように、そして学校現場と、たまには現場サイドにも出ていていただいて、これが一番問題でございますので、どがしこ組織をつくっても動いても、その後の活用がないとその効果が得られません。是非ともそこら辺を入念に行っていたいただきたい。この件についてはそれで良いと思いますが。

続きまして、2番目の非行の件についてでございます。

部活動には90.1%ということでございます。かなり入っておられると思いますけれども、できたら部活動あたりも旧中学校2校についてはほとんど100%ということでしたので、そういった非行がないように全員部活に入っていくというように指導をお願いしたいと思えます。

それから、携帯電話・スマートフォンの所持許可の有無でございますけれども、携帯電話はまあまあやむを得ないかなということでございますが、スマートフォンにつきましては、かなり教育に影響するようなことがあるとじゃなかろうかとそう思います。良い点悪い点、メリットはありますけれども、これが悪い点に利用されたら大変だなという点がございまして。学校やご家庭でもですが、真剣にその使い道を見守る必要があるんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか、再度質問をいたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 携帯、スマートフォンの件ですけど、学校には持ち込みは禁止されております。ただ、家庭では多分使っておると思えますので、使用について学校として各家庭に使用の方法を徹底したいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君にお断りをいたします。

先程、一問一答3回が限度ですというふうに申し上げましたが、このことについては制限はございませんで、1時間の範囲以内でやっていただくということでございます。

それでは松本君。

○1番（松本良人君） スマートフォン等の使用については、是非ひとつ学校のほうから家庭あたりの連絡を密にさせていただきまして、効果のある使い方、もし禁止が駄目ならば効果のある使い方を指導していただくように、ひとつよろしくお断りをいたします。

それから、部活動に関してでございますが、聞くところによると雨の日が大変じゃなかろうかと。校外の施設へ行くときに、それに自転車から行っておると。特にサッカーに関してはコミセンではできないんで坂瀬川まで行つとると、雨やけんですね。なぜ、そのグラウンドがあって、グラウンドは雨の日でも使わせられないのかなあと。私が若いときに野球なんかしよって、試合があつとって雨が降っても中断されることはなくて使いよつた。グラウンドも水はけが相当良かったので、そのまま使っていたケースがあるわけですが、これはグラウンドの使用の規定の問題もあろうと思えますが。雨の日

あたりは、できればスクールバスなんかもあるわけですから、そこら辺の有効な活用はないものか。

それから、ハンドボールあたりも多分外でしよつとが、雨の日に都呂々の体育館に行くとかじゃなかるうかと思ひます。そのとき、やっぱり濡れて行って、又、濡れて学校へ帰って来なきゃいかんと。今の時期は夏場でございますので、かなりの無理もききますけれども、寒い時あたりは、やはり結構風邪ひきとか何かが出てくるんじゃなかるうかと。そこら辺、教育長、要するに雨の日の坂瀬川に行って帰って来る。近いところは雨やけん使わせん、遠かところは雨やっちゃ使われるということの矛盾の中で一所懸命頑張る子供たちのために、どうか良い手立てがないものか、再度質問いたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） コミセンのグラウンドが使えないのは、多分管理者がそういうことを言ってると思ひますので、一応管理者と話し合いを行いまして、どうか使用できないかという方向で持っていきたいと思っております。

又、スクールバスは統合時の保護者の説明会で、部活にはスクールバスは使いませんという確認をしております。だから、今のところ部活動にスクールバスを使う予定はありません。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） やはり、車は据えとったっちゃ価値観が減っていきます、スクールバスですね。ある品物は有効に使うというような手立てを、是非取った方が良くないじゃなかるうかと。学校の都合、委員会の都合で、やはりそういった決まりも出てくるかと思ひますけれども、やはり要は生徒が主体です。生徒が主体というのを絶対忘れちゃいかん。そう思ひますので、再度研究していただいて、ひとつここに「雨の日はどうなっとるか」という先程のお尋ねの中には、保護者が送迎をしているというようなこともございましたけれども、学校の教員と一緒にするのには保護者が入って行って、又、その保護者が手伝いするというのは、ちょっとおかしなこの頃の風潮じゃないかと思ひますので、そこら辺、学校ですつとは迎えに来て良かですばってん、私たちが連れて行きますけんとかいうようなことで、十分人間性のある学校の教育の方針を打ち出していただきたい、そう思っておりますがどうですか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） スクールバスの件につきましては、もう1回研究をさせていただきますと思ひます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それでは、そういったことでスクールバスの部活での利用というのも検討するというところでございますので、ひとつよろしくお願ひします。

それでは、4番目の通学的手段でございますけれども、この件についても私、最初から相当懸念をいたしました。というのが、私もちょっと遠く離れたところで、その頃は産交バスがありました。「雨の日やっけん、濡れろば風邪ひくけん、きょうはバスで行かんかい」と15円くれよられました親が。それを持って車で行くと。私は都呂々ですので、木場地区あたりの状況を見ますと、ほとんど中学生になれば自転車通学でございますけれども、木場からはバスが満杯してバス通学。水産高校に通われていた水産高校生の皆さま方もほとんど自転車で通われておりましたけれども、雨の日、寒い日、そういったときにはやはりバスを使うと、それから病気の日。そういったことでございますが、これも先程申し上げましたが、学校が都合の悪いか統制が取りにくいのか、そういったことで多分月初め、週初めに言うところの1週間は自転車の人もバスで良かよとかというような決まりだろうと思っておりますけれども、そこら辺、ちょっと教育現場本位になっているのじゃなかろうかと思っております。

是非、そういったことを踏まえて、子供たちの安全確保、健康確保、そういったのを考えてしていただければなと思っております。

まだ例を挙げますと、夕方「きょう雨の降るごたるよ。帰りがけに雨の降るごたるけん、お前たちはもう自転車置いてバスで行け。又、バスで帰ってけば良かやっか」とか、あるいは「お前たちが来るときは、風も吹かんじゃったどぼってんが、相当風が強いので事故があればいかんから、もう帰りには自転車で行かん」というような、そういった心の通う教育、それは絶対やはり求められることじゃなかろうかと思っております。教育長のお考えはどうですかね。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） スクールバスの登下校については、中学校のほうで一応把握してもらっておりますので、中学校のほうと相談して、そういうことが可能かどうかしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 前向きで、学校のほうの指導をよろしくお願いします。

それから、5番、災害発生時の緊急防災体制でございます。

防災体制につきましては、学校との協議の上、体制強化に努められているということのご回答でございました。そして又、この件に関しても指導監督をぴしゃっとしていただきたい。報告とか何じゃなくて、もう教育委員会として指導監督を良くしていただきたい。

それから、先の集中豪雨の折に、一部の父兄の方から「交通止めが生じたので、今日は来てもよかっでしょうかい、来んちゃよかっでしょうかい」と学校のほうへ問い合わせたところ「休ませてもよかですよ、学校に来てもよかですよ」というような曖昧な返

事が学校からあったと聞いております。

この件につきましては、先の会議におきましてもお伺いをいたしました、委員会の回答とご父兄のお話の中に食い違いがありましたので、再度お尋ねをいたしました、再度見直して学校と協議を行って安全確保等考慮され、学校等の措置や保護者の連絡体制について徹底を図るというようなどころでございますので、是非そういったところを実行していただきたい、そう思っております。

又、もう1つ先の集中豪雨の事例でございます。この件につきましても、あるごとに申し上げておりましたけれども、場所は国道389号線の通称竹の迫というところでございます。現在、片側通行になってる付近でございますけれども、集中豪雨の当日子どもを車で送って行ったと。ところがその前に通学バスが行ったと。自転車通学の方ですので、バスに乗せられんじやったから車で送って行ったと。ところが、バスが出た後に崖崩れがあつて通られんじやったと。ややもすると、通学バスにしろ、そのご父兄の方にしろ、又、その間に何台かの自家用車とかあったわけと思うわけでございますが、たまたま幸い落石に遭わんじやったと。そこに数秒、数分の間じゃなかったかと思っておりますけれども、通学路の問題につきましては、統合前にも事あるごとに国道389号線の問題、又、狸河内線の問題につきまして出しなはずとお願いをしてきました、私。今後、そういった事故防止についていかがに対応なされているのか、お答えをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 6月11日の豪雨での国道の災害箇所につきましては、早期復旧を広域本部の土木部にお願ひをしております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 教育事務所とか、そこら辺のもろもろの機関にお願ひしてあるということでございます。この件は、国・県に対する要望の案件でございます。今後の対応として、どう町でお考えになっておられるのか、もし事故があつた場合の責任問題も含めて、町長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件は、以前からもいろいろ議題にも話題にもなっております。とにかく崖崩れの常習地帯でございまして、先だって、昨年、大きな被害がございました。そこで災害復旧をやったところまで、今回又、崩れているということでございますので、広域本部あるいは県に対しましては、抜本的な対策を練っていただくように。例えば、平成5年の大雨のときずっと長期的な大雨がありました。あのときは、ちようど苓北陶石の先あたりが大崩れをいたしまして、あれは徹底的な法面工事をやっていたいております。ああいう状況をやはり考えていただかなければならないのか

など、そういう思いで県にはお願いをしているところでございます。

なお、つい最近も昨日ですが、国県道の総会がございましたので、その折も道路整備に関連があるので、その国道389号線の崩壊については抜本的な対応をしていただきたいという、再度お願いもしておりますし、県のほうもなるべく早く抜本的な対策を考えていきたいという考えておられますが、財政的な問題もいろいろありまして、そのところ、いついつまでにといいお答えはまだいただいております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 抜本的対策がないまま進んで、いつまで進むとかわからんわけでございますけれども、例えば、今、石炭灰を町で有効に使うということでいろんな施策がされております。ちいっただけ無理じゃなかろうかという点まで突っ込んだ灰の利用あたりも行っておりますけれども。これは国・県の問題でございますが、例えば、あそこの路面高を10mぐらい石炭灰で盛って、それがエコアッシュの製品で盛って嵩上げをします。あるいは10m、15mも無理はないと思うとですよ。是非、これは灰をどこに持って行くか、捨てるというのもなかなか進まないでいろんな問題も出ておりますけれども、道路に使うとか、あるいはあそこは下に流れても九電の敷地にしか流れんのですから、とても良い場所でもないかと思いますが、そういった大きな考えでもって、是非国道389号線の改修と重ねて国あたりに要望をしていただくよう、町長に切にお願いを申し上げておきます。よろしく申し上げます。

それから、委員会の問題はこれくらいにいたします。ありがとうございました、教育長さん。

2点目の農林関係でございますが、確かにT P P問題につきましては、町長のご報告のとおり、各国の思惑の中でなかなか進展がないという状態にあります。交渉の合意の後に精査の上で対応していくという報告がありました。当然のことと思っております。

実は、ここ苓北町におきましては、長崎との経済圏の確保の柱として長崎・苓北間に素晴らしい高速船が就航し、営業開始をいたしております。又、富岡城周辺整備も着々と進められて歴史資料館等も開館し、観光の町として発展していくものと期待しております。特に、私たちに、キリスト教について、余りここがということで知らなかった分野まで幅広く調査をしていただいて教えていただいたということに敬意を表するところでございますが、ありがとうございました。

又、漁業面においても、マグロの養殖が町長の目標として掲げられて、志岐漁港あたりを拠点として順調なペースで進んでおります。苓北町に大きく期待をするところでございますが、そういった中でT P P問題が浮上してまいったわけですが、このT P P問題が出たにせよ出なかったにせよ、苓北町で経済を支えている最大の産業は農林漁業だと考えております。

先の田嶋町長の選挙公約の中で1万人構想を掲げられ、見事当選をされましたけれども、増えるどころか年々減る一方、もうそろそろ町内の人口も上向きになるのではないかと今現在、期待をしているところでございますけれども、なかなか思うようにいかないところでございます。

只今申し上げましたとおり、長崎との経済圏の維持をはじめ、観光、漁業、素晴らしい発想のもとに数々の施策が進められておりますけれども、農業の施策につきましては目立った施策が感じられません。農林業の新しい施策、新しい構想があればお聞かせをいただきたいと思っております。TPP交渉あるなしに関わらずですね。

又、TPP交渉の結果により、農地の荒廃やその他に拍車がかかるようであれば、年々農地や山林が荒廃しておりますけれども、そのときに考えようということでございます。この件についても、災害の発生を含めてTPP問題があるなしに関わらず、町においてこの対策は絶対に必要だと思っておりますので、この件についても併せてお伺いをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 農林漁業が町の基幹産業であるということは、もう言うまでもございませぬ。そして、農業について今まで町が施策を行ってきてないというようなご発言がございましたが、私どもの取り組みとしましては、まずは後継者不足というのは、もうこれは何十年も前から話が起きておりました。その後継者をつくっていくというのは大事なことなんです、とりあえずそれを機械化で賄っていくということで、例えばレタス栽培においてレタスの出荷の折に2時3時までかかると。このことには機械化によってレタスの包装機を町も非常に大きな補助率を使ってやりました。そこで9時、10時には終わるということで非常に農家の方にも喜ばれておりますし、そういった面でその後次々と機械化が進みまして、だいぶ省力化に貢献をしております。その結果が今のレタスの非常な好況に繋がっていると考えております。

そういった意味で、最大限の農業についてのバックアップ体制は敷いておると。これは生産者の方がしっかりと把握をしていただいていると感じているところでございます。

又、新たな農業というのは、今ある苓北町の農業、非常に良い結果が出ておりますので、これを更に良くなるような支援策も今後考えていかなければならないと考えますが、やはり私が今回の1月の選挙において投票はございませぬでしたが、政策のお約束をいたしました。その中において、今後は新しい農業も考えていかなければならないということも申し上げております。

具体的に申し上げますと、今オランダが花よりもトマト、葉物を中心に6兆円ほどの輸出をなさっております。日本の10倍ぐらいです。これは主にガスと水耕栽培、こ

れを合わせた中で、例えば葉物だったら年間に13回ぐらいは収穫ができると。だから我々のところのレタスも、そういう手法が使えれば非常に大きな効果があるのではないかと考えております。

特にCO₂を含みますと非常に効果があるようでございまして、ハウスをつくった中で苓北火電から出るCO₂を十二分に使えば、これは大きな成果が出てくるのではないかと。まだ、今のところは夢物語なんです、例えばTPP交渉で農業に痛手が出てくるということであれば、随分前のGATT（ウルグアイ・ラウンド）では、6兆100億円の補助金を出しました、国が。これは農業が疲弊するということを恐れて出したわけございまして、そういった意味で、TPPで日本の農業に不利益をもたらすということになれば、日本国も是非絶対に対策を行うということございまして、その補助を使ってやってみたいと考えているところでございまして。ただし、余り我が町の農業に影響のないようなTPPの合意を期待をしているところでもございまして。

そういうことで、新たな農業は今後そういった意味で新しい技術も使いながらやっていく農業、幸いにCO₂をたくさん出すから石炭火力は良くないんじゃないかという話も聞いておりますが、それを十分に生かした中で農業ができれば、非常に素晴らしいことになるんじゃないかなと考えております。

ちなみに、発電所から出る大気については、今、技術的にはCO₂の分離ができるようになっておるようございまして。これを一般的に使う技術を早く確立できないかなと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 質問が悪いのか、回答が悪いのかわかりませんが、あと3分ぐらいしかございませんので、ちょっとだけ時間を延ばしていただければと思いますけれども。

実は、農業とか何かにいろいろ金をかけてあると、それで結構かけておりますよという町長のご回答でしたけれども、やはりそれは行政の一環として漁業にもかける、農業にもかける、それは当然だと思いますので、今日はそういったことはお聞きをいたしておりません。今後どうするかの問題でお聞きをいたしてしておりますので、そこら辺は町長、あしからずお願いをいたしたいと。

近隣の市町村におきましては、どうもその施策が思い立ったことがないようございまして、2点ほど提起をいたします。近隣の市町村では、農業を守る、又、地域を守る施策が現在の状況において数々のいろんなことで行われております。そこら辺、調べておきましたけれども、ある市におきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足によりまして、やはり農地の耕作放棄地の増加が懸念される中にオーリーブを活用した取り組みを行い、1次産業から3次産業までの施策として近隣の高校までも巻き込んで、その

取り組みがなされております。その中に、私たちの町にあります旧芥洋高校もそのメンバーの中に入っているようでございます。そういったことで、大きな計画を打ち出していると思っております。

ちなみにオリーブオイルのことを申しますと、現在の健康食品の中で大きな話題となっております。最も体に良いとされまして注目を浴びている。このオリーブオイルの中にはオレイン酸というやつが最も多く含まれておりまして、悪玉コレステロールを取り除いていくと。これにより動脈硬化あるいは心臓病、高血圧に大変効果的だといわれております。更に抗酸化作用もありまして、認知症や老化に期待できると、脳の老化にです。そういった現代人の私たちの人体に非常に有効な数々の成分を多く含んでおります。非常にバランスの取れた食材として、現在あらゆる分野から注目されております。しかしながら、このオリーブ油がなかなか高価で、我々一般家庭の食卓にはなかなか手が届かない。あってもふんだんには使えないという代物でございますので、こういったことに取り組めんかなということ。

それからもう1つ、健康食材の1つに大豆がございます。先程申し上げましたオリーブ油と同じような体に優しい様々な成分が含まれております。昔から畑の肉と言われてきております。特に、近頃は黒大豆・青大豆に注目があって、都呂々地区でも老人会の方々に黒大豆・青大豆の作付けを。

○議長（山本政人君） 松本君、発言途中でありますが、時間に達しました。簡潔明瞭にお願いをいたします。

○1番（松本良人君） はい。大豆の栽培とかオリーブの栽培については、荒廃地の利用が大いに良いようでございますので、そこら辺、是非町も考えていただいて考慮していただいて、荒れた畑あるいは荒れつつある畑を十分に活用されるという意味で、そっこのほうもご検討をいただきたい、そう思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） これで、松本良人君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告2番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告2番、7番議員、野崎です。通告しておりました2点について質問いたします。

まず、監査委員さんから報告された平成27年4月実施の随時監査における結果公表

書の意見書の内容について、お伺いをいたします。

今年6月定例会において、平成27年4月に3日間にわたって平成26年度中に竣工した8件の工事についての随時監査が実施され、監査委員さんよりその結果についての意見書が公表されました。

その意見書を朗読しますと、「①富岡城跡百間土手整備工事の工事内容の変更について。（ア）設計図書に誤りがあり、それを修正して設計図書変更による設計内容を変更した部分。（イ）施工上の現場条件等により変更した部分があり、数量変更に合わせて工事費積算内訳書の変更を行っている。（ア）に係るものとしては、築地塀工事分の工種数量等の計上誤りに伴う工事金額の誤り。（イ）に係るものとしては、築地塀の施工延長、石垣の形状、道路舗装工等の数量変更等があることが確認された。本工事の積算の誤りについては、工種数量を誤って計上積算し工事を発注していたが、施工中に受注業者から数量の誤りを指摘され、積算をやり直したとの説明があった。このことから、工事発注前に十分な確認作業が行われていないことや、町のチェック体制が機能していないことが推測される。設計図書の変更処理の経過と事務処理の在り方についても、設計図書の変更通知が発注者側から受注者側に、苓北町公共工事請負契約約款第19条に基づき行われている。しかしながら、これに至った協議が協議簿という制度がありながらなされていない状況にある。いつ誰がどう処理すべきかを協議し、どのように処理するよう指示回答したという記録は非常に大事であるので、きちんと保管すべきである。②その他の工事についても、聞き取り調査の結果、対象とした工事の中で単独工事や起債対象の一部の工事において、これまでと同様に見積り、施工単価における単価の決定にばらつきが見られ、諸経費の減額調整が行われていた。しかし、平成26年6月4日付けで、公共工事における品質の確保に加えて、担い手の中長期的な育成・確保のため、受注者の適正な利潤が確保されるよう法改正がなされているので、減額調整をしないよう再確認をされたい。工事を発注する部署は違っても各課とも統一した考え方で公共工事の発注を行われるよう求める。

設計業者への指導について。設計を請け負った業者は、委託費を受け取って業務を委託していることから、納品をする前に十分な確認を行うよう指導されたい。今回のようなことがあれば行政に対する信頼を損なうことから、責任を明確にし、適正な対応を講じるべきと考える。

チェック体制について。設計図書の誤りや脱漏の理由として考えられるのは、設計内容の確認や研さん等のチェックを十分しないままに工事を発注したことにあると思われる。設計図書に誤りがあった場合、発注者である町の責任は大きいので、職員個々の資質の向上は当然のことであるが、工事の発注前に気付くチェック体制づくりが求められる。

まとめとして、今回の随時監査では、未だに諸経費の減額調整を行っていたり、担当課次第で見積単価の採用等においてばらつきがみられるなど、統一した工事積算や変更処理がなされていない状況が確認された。又、担当職員の各種研修の在り方については、専門的な知識の習得と技術者育成に取り組まれるよう要望してきたが、短期間での技術者養成は難しい状況なので、今後は工事発注の担当課ばかりでなく課を越えた複数の職員体制によって工法等の検討を行い、工事費の研さん、チェック体制を整備し適切な公共工事の積算と発注に努めるべきである」と、このように監査委員さんから幾つもの問題提起と改善すべき点が提言されております。

今回この問題についての原因と今後の再発防止について、何らかの対策を立てられたのかお伺いをいたします。

次に、町有施設の維持管理と再利用について質問いたします。

現在、町が所有している町有施設において、経年劣化により維持管理を行っていくのが困難な施設が増えてきているように見受けられます。例えば、今年度4月に町内3中学校が統合されましたが、都呂々、坂瀬川地区にある各中学校、校長住宅や教員住宅など。又、既に廃校になった都呂々木場の元教員住宅においては、何年も居住者がなく、廃墟同然になっている施設があります。現在入居者が無くても教員住宅など、まだ使用できる施設は、教員あるいは一般の町民の方へ貸し出しされると思いますが、今後は老朽化が進むことにより改修が必要な施設が増えることが懸念されます。

坂瀬川においては、今回の中学校統合により公民館と役場出張所が移転する計画になっておりますが、移転後、現在の坂瀬川公民館は老朽化が激しく建物が大きいため、改修解体するにも莫大な費用が必要になると考えられます。

今定例会に監査委員さんから提出されております平成26年度決算審査の意見書にも同様のことが書いてありましたが、「町有施設である斎場の屋根や外壁など経年劣化によりコンクリートの剥離、ひび割れなどが見受けられる。町民への安全を第一に考え、又、費用の面からも建て替え、解体処分を含めた長期的な視野に立って対応されたい」との意見書が提出されております。

このように、今後町はつくるだけではなく、町有施設の特に規模や維持管理費用が大きなものについては、解体、建て替えなどを視野に入れ、長期的な計画の中で予算を確保しておくべきではないかと考えます。老朽化した町有施設の今後の維持管理、又、再利用について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

以上、自席での再質問をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えをいたします。

随時監査の結果として公表されました意見への今後の対応に対するご質問でございま

すが、まず百間土手石垣整備工事につきましては、工事費の積算に誤りがあったことが発注後に判明をいたしました。発注前の設計図書のチェックが甘かったと言わざるを得ないと考えております。今後は、発注前に十分なチェックを行うよう指示をいたしました。

又、工事の内容に伴う協議簿についてのご指摘がございました。変更指示や材料協議など、必要な都度、協議簿を作成して上司の承認を得るように、これも指示をいたしました。これは役場職員としては当然やるべきこととございますので、厳しく指示をいたしていきたいと、今後もチェックをしていきたいと考えております。

更に、町単独工事における諸経費の調整につきましても、一部の課で行われていたとのご指摘もございましたが、公共工事における品質の確保に関する法律の一部改正、只今質問の中でご指摘がございました法律でございますが、施行されたことに伴いまして単独工事におきましても受注業者の利益を適正に確保し、技術者、技能労働者等の育成確保に努めなければならないとする法律の主旨を遵守し、諸経費の減額調整等は一切行わないことといたしました。

見積り単価の採用につきましても、見積書徴収依頼先は3社以上とし、製品単価につきましては、見積りの異常値を排除した平均価格を採用すること、工事の施工歩掛については、同じく見積りの異常値を排除し、最低額を採用することといたしました。

今後は、以上の件について全部署統一した考えの下で取り組むことといたしました。

次に、町有施設の維持管理に関するご質問がございました。

野崎議員のご質問の中にありました教職員住宅につきましては、現在利用できるものにつきましては、一般に貸し出すなど有効利用を図っているところでございます。特に具体的にご指摘があった木場地区の旧教職員住宅跡につきましては、現状のままの払い下げについては希望者がございませんでしたので、今後は解体の方向で検討したいと考えております。

現在の坂瀬川公民館の建物につきましては、跡地も含め、現在公有財産利活用等検討委員会をつくり、今後の活用策について検討をしているところでございます。なるべく早く結論を出すように指示をいたします。

町有施設の総合的な管理の面では、公会計制度の中で固定資産台帳を整備したところでもあります。来年度は、公共施設の総合管理計画の策定を予定しておりますので、その中で個々の施設について、具体的にどのようにするか検討を行ってまいります。

そういった中で再利用の見込みのない施設につきましては、解体、跡地の譲渡、引き続き活用するものにつきましては修繕費用等が発生してくるかと考えられますので、振興計画の中に盛り込み、計画的に執行していきたいと考えているところでございます。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 協議簿についてですけれども、先程町長のほうから厳しく指導を行っていくということでご答弁いただきましたが、工事をやるに当たって多少の設計変更や工種数量等の変更、これが起こり得るのはやむを得ないことだと思っております。しかし、誤りに気付いて設計図書を変更する事務処理の在り方について、協議簿があるというのにもかかわらず、その制度があるにもかかわらずされていない状況というのは、これは問題だと思いますので、これは厳しい中での指導をよろしくお願ひしたいと思います。

それと減額調整についてですけれども、これも単独工事や起債対象の一部工事これまでと同様に見積り、施工単価における単価の決定にばらつきがみられ、諸経費の減額調整が行われたということですが、先程言われましたように平成26年6月4日付けで法改正がなされているわけですね。それにもかかわらず、今回も減額調整を行っていたということ、これもまた問題だと思いますので、指導の上での各課統一した部分での調整といいますか、その再確認と指導をよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

今回のミスの一つに挙げられるのは、設計業者のミスも一つ、原因に挙げられるものと思ひますけれども、この設計を請け負った業者は委託費を受け取って業務を委託しているわけですが、納品する前に十分な確認を行うよう指導すべきでありますし、今回のようなことがあれば、行政に対する信頼を損なうことから、責任を明確にし、適正な対応を講じるべきと考えております。

今回、その設計業者の方に対し、何らかの指導を行われたのかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 今回の設計業者につきましては、反省文と申しますか、顛末書を提出いただきまして、今後は適正な設計をするというか、納品をするようにということで指導をしております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） こういった工事関係のミスにおいては瑕疵責任等が発生する工事等もあるとは思いますが、今回の場合はそういった瑕疵責任等まで発生するような事案ではなかったのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 今回の事案では間違いが見つかったときに、いわゆる減額、増額で設計変更を行っておりますので、瑕疵責任については発生していません。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今回の大きな原因としては、設計内容の確認や研さん等のチェックを十分しないままに工事を発注したことに原因があると思ひますが、そのチ

チェック体制を整えるには、専門的な知識と技術が必要とされると思いますけども、職員さんも通常の仕事で手が回らないことも多々あると思います。

中には専門的な知識を持った職員もいらっしゃいますが、その他の職員さんでは、いざ自分の課で工事を担当しなければならなくなった場合、完璧に工事内容をチェックするには無理があると思います。ですから、そしてまた短期間での技術習得というのは非常に難しいと思いますので、今回、私のこの質問の中で一番言いたいことは、今後工事発注の担当課ばかりでなく、例えば専門的な知識を持った人を採用し、課を越えた複数の職員体制によって工法等の検討を行って、工事費の研さん、チェック体制を整備し、適正な公共工事の積算と発注に努めるべきだと考えますが、町長、その点の採用方法に関して、どうお考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今回のチェックミス、これに関しましてちょっと私も最初から設計書を持ってこいというようなことで、一応見させていただきました。その中で、今、野崎議員がおっしゃったように専門的な知識を有するようなミスではなかったと感じております。やはり図面と数量表、これをチェックするだけの話で数量を間違っていたというようなことでございます。担当全部、課長、担当を呼びまして、今後チェック体制をどうするかと、先程教育課長がお答えしましたように、現実的に、これは再度2人でチェックをすればチェックミスはなかったというような判断をいたしております。

そういったことで、本当に専門的な建築とか、そういうのを要する場合におきましては、やはり委託業者に頼んでおりますので、その辺については専門家にお任せをして良いのではないかと、今後は野崎議員が言われる「専門家」というのがどこまでの専門家ということの判断もありますが、そういったことは一般職員でできるのではないかと、一応今のところは判断をいたしております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今回の副町長の答弁を聞いておりますと、完全な初歩的なミスだったというお答えのように考えますけども、初歩的なミスでこれだけの数点のミスが重なってるわけですけども、今後は、また今回の6月の大雨によって災害復旧工事等が今後また増えてきます。そういった中でこういった初歩的なミスが増えていかないということも無いと思いますので、それは当然ミスのないようにやっていただきますけども、今後のミスをなくすためには、今のままでは当然繰り返しが起きるんじゃないかという懸念がするわけですけども、再度、今後、例えば臨採の方でもそういった工事関係に今まで仕事に携わっていて詳しい方がいらっしゃると思うんですね。そういった方を、こういった忙しい時期にでも臨時採用的に採用いただくような考えはないのか、再度お伺いをいたします。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今のところ、災害等がたくさん出て、あと数字を打ち込むのは電算上の問題だけの話なんですけど、それをチェックするのは必ず担当、それから課長、それは絶対チェックをせろというようなことでしております。臨採を雇ってというようなご質問でございますが、それじゃが間違っ、人間は100%の人間はいないと思いますので、100%に近い形で今の体制でやらせていただければと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） そういった採用を考えていないということであれば、今後職員さんのそういった技術習得のための教育、そういったものにも監査委員さんからも指摘がありますけども、そういった部分での力を入れる部分はしていただきたいと思っております。

さっきも言いましたように、6月の大雨で今度は大変な復旧工事の件数が増えるわけですけども、又、職員さん方はそういった先程も言いましたようにミスがないように、是非、町民の負託に応えていただきますよう努力をよろしくお願いしておきます。

次に、町有施設の維持管理について再質問しますけども、元木場小学校の教員住宅は、今後解体して販売の方向に考えているということで答弁をいただきました。

私も以前、各常任委員会で視察をしたときに、ここは到底お貸ししても町民の方が入られるような状況じゃないなというのは感じておりましたので、これもこのまましておいても、いつまでたっても借り手、買い手はつかないと思いますので、是非早目の解体と販売を考えていただきたいと思っております。

次に、坂瀬川公民館と役場出張所の移転の件ですけども、先程町長の答弁の中で早目に結論を出してやっていくということでもありますけども、既に統合してから半年になります。一向にその移転のあれが見えてこないわけですけども、先程言いましたように坂瀬川公民館の現状というのは、老朽化が非常に激しくて2階の天井や外壁はコンクリート片が剥離したり、落下したりという非常に危険な状態になってきております。ここは公民館ですから地域住民の憩いの場でもありますし、避難所にもなっております。そういった場所がこういった危険な状態になっているということは、もう早急に対応をしていただきたいわけですけども、早く結論ということですけども、大体いつ頃を考えておられるのか。これは地域住民の方も非常に興味を持って、いつ頃なんだろうかというのは言われてますので、再度大体いつ頃なのかお答えをお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今申し上げて、ちょっと私の回答と行き違いがあったような感じでございますが、この今ある公民館の活用は、今後検討していきたいというお答え

をしました。もう既に公民館は、坂瀬川中学校の跡に決まっているわけです。今、設計に出しております。その工事が終わり次第、移転をしていただいて、その後にこれをどうするかということは今、考えているところは裏が非常に急傾斜地でなかなか使えない土地、解体しても売り渡すわけにはいかない土地が大分あります。だからそのことも含めて、今後どういうふうな形で活用していくか、今、検討中でございます。

なお、申し添えますと、不特定多数の方々が入る施設であれば、今の坂瀬川公民館は使っては駄目、耐震が間に合わないということでございますが、不特定じゃなくて特定の方たちだけでお使いになる分には、まだ使って良いというようなご指摘もございません。一応そういうことも含めて、どういうふうな形で譲渡をするのか、何かに活用するのか、今、検討しているところでございますので、今しばらくお待ちをいただければと思っております。

公民館は、もう既に中学校の跡地に移転するという結論を出して、今、準備中でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確かに今、私も言いましたように危険な状態になっておりますので、早い移転をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、役場出張所に関しても移転計画になっているわけですが、役場のほうの出張所、これはいつ頃を計画されていますでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 役場の出張所につきましても、現在、公有財産利活用等検討委員会の中で、今後どうするかということで検討を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） 時期的には。

○総務課長（山崎秀典君） 時期的には、現在、公民館と同様に旧坂瀬川中学校の校舎の方に移転することに決定をしております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 決定をしていることは、大体私もわかっているんですけども、その時期としていつ頃を目途としておられるかをお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 移転の時期の問題です。わかります。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先程、町長答弁にもありましたように、現在、旧坂瀬川中学校校舎への公民館、出張所移転に伴う改築に係る設計の業務をしていただいております。それを受けまして、予算を計上した上で改造していくということになりますので、早ければ来年4月ぐらいからというようなことで、今のところは計画をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） じゃあ、移転のほうもそういった準備等大変でしょうけどもよろしく願いしておきます。

町は、今後は造るだけではなくて町有施設の規模や維持管理費が大きなものについては、長期的な計画の中で予算を確保していただき、そしてまた老朽化した施設の解体費用を含めた中での建て替え、公有財産の販売など視野に入れ、健全な維持管理に努めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告3番、倉田です。先に通告いたしました防災への対応について質問をさせていただきます。

今回、去る6月11日の豪雨災害について、今回複数の議員より質問がなされ、又、松原川の河川護岸改修についての陳情書も提出され、これの関心の高さを痛感しているところでございます。又、この度被害に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げるところでございます。

質問の1つに、去る6月11日、未明から豪雨で荅北町では午前3時から9時までの6時間に250.5mmの雨が降り、中でも午前6時から9時までの3時間で159mmの豪雨で河川が氾濫し、田畑等に土石流等が混流し、まだ手つかずのところもあり、農林水産業に大きな被害をもたらしたところでございます。

又、一部の住宅地が浸水するなど他、国県道、町道、林道、港湾等にも甚大な被害を被ったところでございます。町広報誌によりますと、11日当日避難された方は91世帯160人。又、被害の状況は、6月17日現在、住宅の床上浸水9棟、床下浸水34棟、一部崩壊1棟、国県道路5ヶ所、町道153ヶ所、林道12ヶ所、河川121ヶ所、山林治山13ヶ所、農地50ヶ所、水道2ヶ所、公共施設3ヶ所などとなっております。そのような中、町当局、消防団をはじめ町民皆さま方の迅速な行動のもと、被害を軽減することができたものと思っております。

しかしながら、近年集中豪雨の発生は年々と多くなる傾向であり、いつどこで発生してもおかしくない状況下であります。

今回被害に遭った志岐川など町重要河川の氾濫、又、国道389号線への崖崩れで、現在片側通行となっております。この路線は、近年度々崖崩れが生じ、その都度都度部分改修がなされてきております。又、今回は県指定2級河川の松原川、上津深江川、志岐川、都呂々川支線の舞子川、又、木場川等にも大きな被害が生じております。この4本の河川は、志岐川の4.1kmをはじめ総延長が15.2kmあり、これらの河川管理は

県であり、又、国県道については国・県となっております。

それぞれの改修には多くの課題と財源、時間を要しますが、防災上抜本的な対策が必要と思われませんが、今後の復旧計画について町の考えをお尋ねいたします。

次に、土砂災害危険箇所等についてお尋ねをいたします。

県及び町の資料等では、町内には地滑り箇所、これは危険箇所という意味でございます。急傾斜地崩壊危険箇所、それに土石流危険渓流などに区分され、これら3分野を総称して土石流災害危険箇所と言われております。

町内の地域別では、地滑り危険箇所は、坂瀬川4ヶ所、志岐1ヶ所、都呂々6ヶ所の11ヶ所。土石流危険渓流箇所は、坂瀬川15ヶ所、上津深江4ヶ所、志岐9ヶ所、富岡1ヶ所、都呂々17ヶ所の46ヶ所。急傾斜崩壊危険箇所は、坂瀬川31ヶ所、上津深江10ヶ所、志岐33ヶ所、富岡18ヶ所、都呂々83ヶ所の合計175ヶ所となり、この3分野を合わせると232ヶ所となっております。

2011年3月31日現在、県下では土砂災害危険箇所は1万3,490ヶ所が指定され、現在改修に向け努力されているところでございます。又、現在町内各地においては、県より土砂災害防止法に基づく説明会が開催されておりますが、又、新たに危険箇所等の追加も考えられるものと思われまして、今日まで県主導で改修工事が進められておりますが、その改修状況についてお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、国道389号線の災害復旧についてのご質問でございますが、この路線は天草西海岸地域の産業、経済、観光等地域の活性化にとって重要な路線でございます。又、地域住民の生活に密着した道路であり、その上に通学路でもございますので、土砂崩落によりまして災害が発生しますと、日常生活にも大きな被害が出てくるわけでございます。ご承知のように、この路線では毎年のように大きな災害が発生しております。幸いにもこれまで人的被害が出ておりませんが、国道389号線は災害の常習路線であるとの認識のもと、県に対しましても倉田議員申されましたように、抜本的な防災対策を早急に講じていただくよう文書でもって要望いたしまして、都度都度口頭でもお願いをしているところでございます。

今後の国道389号線の復旧計画についてでございますが、崩壊いたしました箇所が山林でありますことから、熊本県の林務サイドでの復旧になるようでございます。国との協議を経てから工事発注になりますが、早ければ11月上旬頃には工事着手の見込みとのことでございます。

次に、志岐川の決壊箇所につきましては、農業用施設である頭首工があることから、護岸につきましては農地等災害復旧事業及び災害関連事業によりまして復旧事業に取り

組みます。今後の予定といたしましては、10月下旬に災害査定を受けまして、本年12月中には発注する見込みでございます。県管理河川でございます松原川、上津深江川につきましても、抜本的な対策として河川改修を実施いただくよう併せて県に要望をいたしたところでございます。

その他の町道や町河川の災害復旧につきましては、9月8日から始まります第4次から10月下旬の第9次査定を受けまして、なるべく早い時期に計画的に工事を発注したいと考えておりますが、公共施設等災害復旧事業につきましては、98件と非常に箇所数が多いことから、全てを年度内に完成させることは少々無理があるのではないかと判断をしておりますので、全体の6割程度、約60本を平成27年度中に発注したいと考えております。ただし、努力をしまして、なるべく1本でも多く、なるべく1日でも早く発注の努力をしてみたいと考えているところでございます。

次に、地滑り危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等への対応、改修工事はどのような状況かとのご質問でございます。

これらは、いずれも県営事業で対応をさせていただいております。先般配付いたしました防災マップに指定区域等が示されておりますように、箇所数が余りにも多く、ハード面での対応が追いついていないのが現状でありますことは、先程倉田議員の質問でのご指摘のとおりでございます。

この中で、地滑り対策事業として今年度、坂瀬川西川内地内で法面の対策工事が実施されております。又、富岡2丁目城内で急傾斜地崩壊対策事業の測量設計業務に本年度着工いたしております。この他に、鶴地区で急傾斜地崩壊防止柵の緊急改築事業を実施する予定となっているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） この豪雨災害につきましては、先程町長の諸般の報告、又、議長の報告の中でも、県に対しいろいろと強く要望されているようでございます。又、昨日野崎建設委員長と同行された折にも、町長からこの件については強く県に対し要請されたような感じがいたしております。

そういう中で、今回いろんな河川あるいは国県道路、町道、林道等の災害があったわけでございますが、やはりこの河川の氾濫、例えば志岐川を例に取りますと、その原因が雨量にあったのか、あるいは河川の状況、環境、地形等にあったのか、非常に決定といたしましょうか、決めるのは難しいと思われませんが、ただ、私たち素人が考える場合、やはり周りの樹木、草木等あるいは河川内にいろんな構造物あるいは堆積物、そういったものがあるのも1つの要因かなと考えているわけでございます。又、地形によっては曲り等もあるわけでございますが、抜本的な改修といいましても、なかなか上流下流の

条件等が相違いまして、スムーズに流すということはいいんですけども、やはり下流の方が氾濫の恐れが、又、逆にあるんじゃないかということも考慮されますし、一概にどうこうということは私にもわかりません。ただ、そこで県の方もいろいろと総合的な見地から今後随時設計等も着手されて、早く取り掛かるようでございます。

なかなか、この現在までの250mm程度の3時間の豪雨、過去苓北町のいろんな資料等を見ましても幾つかはありました。ただ、いろんな条件があり、異なることもありますが、幸いにもといいましょうか、今回潮が満潮時ではなかったということもある程度幸いしている部分もあると思います。

いずれにいたしましても、そういうことで町の対応には非常に感謝している部分もありますが、引き続きそれぞれの河川については努力していただきたいと思っております。

1点だけ、もしわかっておられればというか、お答えできる範囲で結構ですが、今度のこの氾濫、都呂々川は支流の舞子川あるいは木場川いわゆる都呂々川の上流ですけども、それなりの被害を被っておりますが、坂瀬川の松原川、そして上津深江川、そして志岐川、この河川の氾濫の主な要因というのはやっぱり雨だったんでしょうか、それとも他の要因も絡まったんでしょうか、その辺の認識について、もし所見いただければと思っております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今の倉田議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

個人的な私見といたしますか、そういう答えになるかと思っておりますけども、ご了解をいただきたいというふうに思いますが、議員からもご指摘がございましたように、これらの河川の中流域から下流域にかけて、特に河川敷内に竹木等が生えている箇所が多いこと、それから河川にはある程度の堆積、土砂の堆積があったということも事実だというふうに認識をいたしております。それと短時間で急激な雨が降りましたということ、この要因が重なった中で氾濫という事態になったんだろうというふうに理解をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） わかりました。

非常に今後改修に向けて時間と財源等々が加わってきますが、引き続きご尽力、ご努力をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、国道389号線について。これは、先程松本議員からもご指摘があり、町長の答弁の中でもありましたが、常習地帯といいましょうか、非常に度々起こっております。幸いにも大きな事故にはつながってはおりませんが、これは抜本的といいまし

ようか、思い切った改革といいましょうか、必要があるんじゃないかと思っております。

その度に改修投資をされて完成しておりますが、これは例でございますが、今の崩れている部分、あの辺を放棄して、新たにこの外側に今ぐらいのレーンを造ったらどうかと。改修工事でその費用ぐらいで相殺できるんじゃないかという案も個人的には持っております。いろんな課題等もあると思いますが、そういう方法も1つの案じゃなかろうかと、先程松本議員もおっしゃっておられましたが、いろんな方法論で、とにかく安全に通行できるようにご尽力いただければと思っております。

これに対して町長のほうから、あるいは担当課から何か所見がありましたら伺いたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 外側に出すということは、我々も考えてはおりますが、しかし山側の崩落が起きないようにやるのは、これはやっぱり絶対やらなきゃならない。その上で外に出すか出さないかは、県と国としっかりと協議をしていかなければならないと思いますが、何といたっても抜本的に1度工事をやったところが、また崩れるということがないような抜本的な対応策、できれば平成5年に崩れた、あの工事の延長をずっと続けてやってもらえば、大変な心配事が大分小さくなるんじゃないかなと思っております。

ちなみに、あの時には7億円くらいかかったようでしたですね、あの法面工事をやったときにですね。あれは県と国でやっていただいたのでできたわけでございますが、当然今度も国と県でやっていただき、我々はいろんなお手伝いをしていくという形を取りたいと思っております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） もちろん、今、町長が言われたように仮に外の方にバイパスを造るにしても、やはり最小限の崖崩れの工事は実施しないと、又、自然に土砂等が流入する恐れがあります。ある意味では二重の投資という分もありますが、いずれにいたしましてもやはり安全第一、人命第一ということで、総合的な観点から今後とも国とも協議願いたいと思います。

続いて、土砂災害危険箇所の方についてお尋ねをいたしますが、現在ご承知のとおり、町内でいわゆる土砂災害防止法に基づいたいろんな説明等が行われております。その中で1、2点お尋ねいたしますが、苓北町のいわゆる台風、あるいは地震等の避難地になっている箇所が4地区にありますが、このいわゆる危険崩壊関係の地帯に避難地等が及んでいるのかどうか、担当課の方がわかっておればお願いいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、土砂災害の関係で調査が実施されたところでございますけれども、現在レッドゾーンということで特別警戒区域、それから通常の警戒区域という形でイエローゾーンという形で調査がなされて、平成28年1月の指定に向けて、今調査が行われているところでございますけれども、今お尋ねがありましたように、この警戒区域の中に避難地等が一部かかっているようなところも町内には実際ございます。これは、やはり崖が近いとか、地形の勾配、背後に30度を超える山もしくは畑等が存在している場所があるということでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、担当の山口課長からご説明いただきましたが、現在説明されておる県の話の中で、今もありましたが、いわゆる警戒区域イエローゾーン、又、特別警戒区域がレッドゾーンということになり、特にそういうレッドゾーンにつきましては、移住の支援等の額が示されているようでございます。

そういう中で避難地も一部そういう部分に関係しているところがあるというご答弁でございましたが、苓北町内にも232ヶ所ぐらい、あるいは今後、又、追加される可能性もありますし、非常に日本の地形上やむを得ない部分もありますが、その避難地とそういう危険箇所が競合する部分については、何らかの方法でより安全に対応いただければと思っておりますが、それについて何か所見があれば、総務課長お願いします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在、町の方では指定緊急避難場所ということで、町内37ヶ所、それから指定避難所、これは長時間にわたる場合に体育館等に避難をしていただく場所、これを19ヶ所指定をしております。こういった指定緊急避難場所、指定避難所につきましては、洪水、それから崖崩れ、土砂の崩壊、それから高潮、地震、津波という形で、こういった災害の種目に応じて指定をしているわけでございますけれども、当然、今回県の方がこういった場所に特別警戒区域を指定した場合につきましては、町といたしましてもこういった指定緊急避難場所、指定避難所の見直しが当然必要になってくると考えております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 新たな指定箇所等々がはっきりする見通しが、いわゆる平成28年度1月になるようなことが、今、答弁ありましたが、いずれにいたしましても、先程も申しましたが、災害からいかに人命財産を守るかという観点からそういった面も配慮しながら、今後とも今まで同様積極的に取り組んでいただければと思っております。

又、他にも今日はいろんな議員の方々が豪雨災害について質問もされております。私も小さな具体的な質問案件を出しておりません。

そういうことで、以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

いました。

○議長（山本政人君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、田嶋豊昭君。

○9番（田嶋豊昭君） 通告4番、9番議員、田嶋豊昭です。今、災害のことでいろいろ倉田議員からもありましたけれども、私は農地のほうで頑張っていきたいと思いません。

6月11日豪雨災害に対する今後の対策についてということでお願いいたします。

私は昨年12月の定例議会において、自然災害対策及び白木尾海岸の急傾斜崩落地対策についてを質問いたしました。その質問の全段を再度読み返してみます。

初めに、近年周期的な大雨の頻発による全国各地で急な河川増水による水難事故や中小河川の氾濫等による住家被害、土石流災害等、多くの災害が報じられています。又、時間100mmを超えるような大雨、近頃ではゲリラ豪雨とも呼ばれていますが、増加傾向にあります。

昨年の8月のことです。広島における土砂災害、皆さまもニュースなどでご存知のとおり、大変な災害で多くの方がお亡くなりになりました。更に、熊本県でも同じような集中豪雨で阿蘇市、熊本市を中心に大変な被害に見舞われました。又、我が町苓北町でも、この夏あちこちで急傾斜の崩落災害が起こり、通行止め等の被害が発生いたしました。このようなことは毎年毎年繰り返されております。

このような現状認識から質問を始めました。

さて、今年の苓北は5月から7月にかけて、例年にない長期間の梅雨とゲリラ豪雨を経験、2週間前には台風15号の襲来など、ますますひどくなる自然災害に悩まされております。特に6月11日未明に発生した豪雨、この日、今まで例を見ない降り方の大雨が町を襲いました。1日24時間の観測降雨量276mmです。ちなみに、翌月7月の月間降雨量が270mmですので、7月1ヶ月の雨がたった1日で降ったこととなります。苓北町では事前準備が十分になされ、適切な避難指示が発令されました。この状況がテレビのニュース等で全国に放映されましたことは記憶に新しいところです。

梅雨の最中、豪雨ということもあり、地盤が緩み、河川の水量が増えた状態での豪雨276mm。人的な被害が発生しなかったことは何よりでしたが、土砂崩れ、法面崩壊、道路に欠損等などなど、この豪雨が苓北町に甚大な被害を及ぼしました。町もあらゆる手段で豪雨による災害復旧に努力されていますが、豪雨が町内に残した爪痕は余りにも大きく、その完全復旧にはまだまだ時間がかかると思われます。

そこで、本日の豪雨災害に対する対策対応等の観点から質問させていただきます。

災害状況とその復旧、進捗率、今後の予定に、まず6月11日の豪雨はどのようなものだったのでしょうか。災害の分類、被害箇所、概算被害金額等について、わかっている

範囲でお知らせくださればと思っております。又、現時点の復旧はどの程度、復旧完了はいつ頃になりそうなのかお尋ねいたします。

2番目に、一般家庭の被災復旧に関して、今回の豪雨では町内の至るところで敷地内に土砂が流れ込み、今もって不自由な状態で生活される方々もいらっしゃいます。特に高齢者の住宅では片付けが追い付いていません。このようなところも何か行政として手を差し伸べてやってほしいという思いがないでしょうか。

3番目に、被災された農家の救済方法について。河川決壊による農地の土砂排除について坂瀬川、志岐地区河川決壊要因として土砂が農地に流れ込み、農地、農作物に被害を受けられた方々が多数いらっしゃいます。この救済について、現在町では小規模対策として対応されていますが、最高40万円の半分の補助で農家の負担も大きく、賄いきれないようです。県や国の新たな救済に何か考えられないでしょうか。

4番目、ミカン園の救済について。ミカン園の方々も被害が大きすぎて呆然とされています。段々畑状態のミカン園がミカンの木もろごと崩落し、見る影もありません。この復旧にお金をかけてやり直しても収穫までには長い時間がかかります。このまま存続してミカン農家はやっていけるのか、心配で夜も眠れないという若い経営者の話も聞きました。苓北町の誇れるミカンを絶やしてはいけません。

何とぞ、良い知恵をお探しくさいますよう、よろしく願いいたします。

以上、被災農家、被災住民の方々へ、行政として可能な限り救済をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の災害は、梅雨前線による豪雨災害でございます。町内での最大日雨量は、富岡港で294mm ございました。又、3時間の連続雨量では、同じく富岡港で160mm ございました。時間雨量の最大は、坂瀬川大岳で74mm というものでございました。まさに集中豪雨による災害でございました。

公共土木施設災害復旧事業の対象が98本、内訳といたしまして、道路57本80工区、河川41本92工区、被害額は約9億円を見込んでおります。農地等災害復旧事業の対象が16本、内訳は、農地7本、農業用施設9本、被害額は1億1,000万円。林道施設災害復旧事業の対象が4路線の11本、被害額が5,500万円となっております。

先程、倉田議員にもお答えいたしました。公共土木施設等の災害復旧事業につきましては、9月8日から始まります第4次から10月下旬の第9次までの査定を経まして工事を発注することになりますが、箇所数が98件と事業量が多いこともございまして、年度内に全てを完了するのは難しいと判断をしております。年度内には、約6割に

着手する見込みでございます。なるだけ努力をして1件でも多く着手をしたいと考えておりますが、どうぞご理解のほどをお願いいたします。

農地等災害復旧事業につきましては、10月下旬に災害査定を経て工事の発注となります。林道施設災害復旧事業につきましては、9月7日から11日にかけての査定を経て工事の発注となります。農地等災害、林道施設災害ともに年度内に全ての本復旧を完了することは難しいと判断しております。公共施設災害の工事箇所数が多いことにより、町内土木業者が請け負われる工事量の限界もございますので、工事規模によっては次年度へ繰り越して完成させることとなります。

公共土木施設等の復旧の状況でございますが、生活道となっている路線で仮復旧を実施した箇所もございます。本復旧は河川護岸が崩壊し、隣接する家屋の倒壊が予想された1ヶ所のみでございます。全ての箇所の復旧完了は、平成28年の秋頃と見込んでおります。

農地等災害の復旧状況は、災害査定の対象となる箇所については年度内に80%程度の復旧を見込んでおります。林道施設災害の復旧状況は、現在年柄線の1路線を除き、崩土除去まではできております。年度内に90%程度の復旧を見込んでおります。

次に、河川決壊による農地の土砂排除につきましては、農地が大きく被災した箇所は、農地等災害復旧事業の対象として災害査定を受ける予定でございます。対象外の箇所は河川護岸の災害復旧時に併せまして、町単独の小災害復旧事業を施工するなど工夫をして、農家の負担が軽減されるように考えてまいりたいと考えております。

又、本年度の農地等小災害復旧事業の採択要綱につきましては、例年申請者の採択は1件のみの基準を被災箇所ごとに複数回活用できるよう改正したところでございます。

次に、ミカン園の災害復旧についてでございますが、ご指摘のとおり、今回の災害が起因し、果樹農家が減少するのではないかと大変危惧しておるぐらいの大変な大災害でございました。何とか国の補助、災害復旧事業の対象にならないか、現地を再調査するとともに、農家の方々と県、町や農協など関係機関を交えまして、復旧方法や規模等協議しながら今後も果樹経営を継続していただけるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一般家屋の被災復旧につきましては、家屋の隣接地で災害に起因する箇所が農地や山林に関しましては、農地等の復旧と併せまして家屋の保全も兼ねたものとして、町単独の農地等小災害復旧事業と小規模治山事業で復旧の補助をしております。現在、農地等小災害復旧事業の16件の内5件、小規模治山事業の6件の内5件が家屋の保全も兼ねたものでございます。国・県の保全事業の対象となりにくく、すぐに着手できない現状もございますので、これらの事業で復旧を進めている状況でございます。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） どうも努力していただいているということで、本当にありがとうございます。

ミカン園のことですけども、何か激甚の話がこの前ちょっと聞いたんですけど、激甚には何かかかるようなそれがあるのでしょうか。課長どがんですか、よろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 激甚災害につきましては、農地等は本激の激甚指定、これは熊本県が指定される激甚の指定でございますが、それに農地等の災害復旧は激甚の指定となります。

それともう1つ、公共土木施設に関しては、局激と申しまして町単独で災害の激甚指定を受けております。これは本激も局激も農地災害、あるいは公共災害の査定の見込み額を基礎にいたしまして、最終的には国が決定するものでございますが、正式な決定は12月、1月になるかと思ひます。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） ありがとうございます。もう今後とも本当、早い復旧をお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本政人君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、13時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時13分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。時間が少々、若干早うございますけれどもお揃ひでございます。

それでは、一般質問を行います。

通告5番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 通告5番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問方式、一問一答。

質問事項1、社会基盤整備の今後。質問要旨①、下水道及び簡易水道施設の現状と今後。

下水道は公共用水域の水質保全、快適な居住環境の確保に欠かせない重要な社会基盤である。苓北町は、平成7年に特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成12年1月に供用が開始された。この事業に要した費用は、約96億1,000万円であり、国庫

補助金が35億3,000万円、地方債が44億7,000万円、その他16億1,000万円で精算されている。普及の状況は、全体計画人口6,700人に対し、現在排水区域、処理区域内人口は6,026人となっている。この他にも、坂瀬川木場地区、鶴地区の農業集落排水事業、更には、これらの事業外にも特定地域生活排水処理事業により町内の生活排水処理が適切に行われ、このことが河川や海辺の水質改善につながり良好な生活環境が保持されている。

また、簡易水道についても、坂瀬川・西川内水道、鶴水道、志岐・上津深江水道、都呂々・富岡水道が設置され、平成25年4月1日現在の給水人口は7,745人とされている。これら公共下水道と簡易水道の併用は町民の生活に欠かすことのできない最重要事項であり、このための適切な維持管理は当然のことであるが、設置から数十年を経過し、施設の老朽化による機器の故障、規定外材質の取り替え、断線、漏水などが出てくるのではないかと危惧する。これらを完璧に保持するための事業計画及び財源計画、財政計画は策定しているのか。

質問要旨②、道路現況調査結果の整理。

国道、県道、町道その他の道路は人体に例えれば血管であり、動脈、静脈、毛細血管の役目、機能を有する非常に重要な公共施設の1つである。このようなことを踏まえ、町は道路機能保全のために現況調査を実施されたと推測する。その調査の結果はどうであったのか。又、この結果をどのように生かしていくのかお尋ねする。

質問事項2、公共施設の利活用。質問要旨①、はじめに。

町は、富岡城関連施設の整備、又、町内各所に設置、造成された、あるいは造成されつつある津波対策関連施設に積極的に取り組まれている。これらの施設は、形はどうであれ、施設の適切な維持のため、現在も今後も全て管理人を必要とするもので、これに係る施設の補修、整備、管理、人件費は、当然のことながら税金が投入されていくことになる。これらのことが、総じて箱物行政といわれるもので、この費用対効果、収支の管理を視野に入れることなく行政運営に取り組み、観光施設の建設に力を入れ過ぎて、その結果、赤字再建団体になった自治体があったことを忘れてはならない。もちろん教育、福祉など行政でしか運営できない事業があることは承知しているが、町民の国民の税金を原資として運営されている公共団体は、実施する事業の費用対効果を明らかにし、収支管理の状況を把握する必要がある。

このようなことから、既設の公共施設の有効活用のため、①旧坂瀬川中学校、旧都呂々中学校の学校施設の利活用。②総合センターの有効活用。③旧郷土資料館の活用について町長の見解を尋ねる。

質問要旨②、旧坂瀬川中学校、旧都呂々中学校施設の利活用。

下校時、多分部活動の済んだ後でしょうか、旧坂瀬川中学校の生徒諸君数名と道です

れ違ったときの彼らの元気の良い挨拶と少年らしい爽やかな雰囲気若い力をもらった。旧坂瀬川中学校、旧苓北中学校、旧都呂々中学校が統合され、新生苓北中学校として早6ヶ月が経過し、新たな学校運営が素晴らしい形で進められている。先程述べた生徒たちの爽やかな挨拶からもこのことが汲み取れる。

私は大人数の中で競争し、そして切磋琢磨しながら若い時代を過ごすことこそが、これからの人生に大いに役立つものだと考えており、1日も早い統合を望んでいた。今日の少子高齢化の中で小学校児童の増加予測が厳しい現状では、遠からず小学校の統合も避けて通れない状況が来ると思う。

ところで、生徒諸君がいなくなった旧坂瀬川中学校及び旧都呂々中学校の校舎、グラウンド、体育館等関連施設について町としてどのような活用策を考えておられるのか。中学校統合の話が具体化してから数年、統合してから半年が経過している。もう検討中という理由は通用しません。町の考え方と具体的な活用方法を尋ねます。

質問要旨③、総合センターの有効活用。

社会教育施設の複合施設として昭和54年8月、志岐に建設された苓北町町民総合センター（コミュニティセンター）があります。コミュニティセンターは、大会議室、中会議室、和室、調理室などが設置されています。又、隣接する社会教育、社会体育施設として体育センター、武道館、夜間照明を有するテニスコート、同じく夜間照明を有する運動広場、更に温泉センター、温泉プールが設置されている。そして、津波襲来時の仮設住宅用地と称するサッカー場が建設されつつある。これらの施設は、総合センターを中心に設置、配置されており、工夫次第では「運動、食、健康、温泉」の一大テーマパーク的な環境要素を持っていると考える。

コミュニティセンターのパンフレットでは、大会議室は括弧書きで結婚式場と記されており、私も幾度となくお祝いにお祝いに出席した。しかし、今の内装はどうでしょう。最悪は玄関ロビーの敷物。私は先日、原爆被害者の会の天草郡市合同追悼式の会場づくりのお手伝いに行きました。そして、あのような状況が見過ごされていたのかとびっくりしました。あのような格好になっているのを担当課が把握していないとすれば、職務怠慢としか言いようがありません。直ちに修理すべきです。又、利用者のアンケートや関係者の意見等を参考にしながら、総合センター、コミュニティセンターの有効活用策を具体的かつ早急に確立させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨④、旧郷土資料館及び広場の活用。

富岡城跡の二の丸長屋を復元し、苓北町歴史資料館を開館した。これまでの歴史資料館は、以前、日中海底ケーブルの日本側陸揚げ中継局だったのを苓北町が購入したもので白木尾の高台に設置されている。7月29日には、新資料館前で開館記念式典が開かれているが、旧館はそのまま何も手を加えられていない。その現状は、建屋は施錠して

あるが、施設南側の金網の塀は破れて倒れたまま。看板は、苓北町郷土資料館の横看板のまま。休館日や入場料を示したご利用の案内もそのまま掲示してある。町外からの来訪者は、2つの資料館に戸惑われるのではないかと。又、このような取り組みでは、新資料館に対する町の意気込みは感じられない。これまで町の説明では、この旧資料館は新資料館の建設に伴い、この建屋は倉庫にするということではっきりした活用方法は示されていなかった。新資料館が業務を開始したが、どのような活用を行うのか。

又、芝生グラウンドもあるが、これはどのような活用を考えているのか。又、建物も含めて、これらの維持管理は誰がどのような形で取り組むのか、お尋ねする。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、社会基盤施設の今後。特に、下水道及び簡易水道施設の現状と今後についてのお尋ねでございます。

まず、公共下水道施設は、ご指摘のように平成12年1月に使用供用を開始し、15年が経過しております。下水道施設につきましては、土木建築機械、電気設備等、詳細に対応年数が定められており、これを経過したものについては適正な維持管理がなされた上で長寿命化計画が策定され、承認が得られるときには国の交付金を使って改築工事ができることになっております。

このため、下水道施設の点検、調査を行い、その結果に基づき施設の改築等に関し、対策内容や対策時期を定めるため、平成27年度から長寿命化計画の策定を委託しております。今年度は点検調査、データの整理、来年度で施設の改築時期、改築に要する事業費等の検討を行い、当面の5年間で改築が必要な施設があった場合は、長寿命化計画を策定し、予算を計上して改築等をしていくこととなります。

なお、マンホールポンプ場につきましては、平成26年度に長寿命化計画を策定し、今年度国の承認が得られましたので、平成28年度から平成32年度までの5年間で6ヶ所、12基のポンプの交換を計画しているところでございます。又、マンホールの躯体、鉄蓋についても既に硫化水素の影響で更新工事をしたところもございますが、重要な路線から随時調査をいたし、必要な箇所につきましては更新工事をしていく予定でございます。

しかし、例えばマンホールポンプ本体につきましては、耐用年数が15年ですから、それ以前に部品の交換や清掃が必要な場合が出てきますので、下水道特別会計財政計画では、毎年1,000万円の修繕費を見込んでいるところでございます。現在、このような修繕費を含んだ維持管理費に対して使用料収入が不足しておりますので、今後使用料の値上げのお願いも必要になってくるものと考えられます。将来は、このような改築

や修繕に対応するための基金の設立もしていければと、しなければならぬと考えているところでございます。

次に、農業集落排水処理施設であります。鶴地区が平成11年4月、木場地区が平成14年4月に供用を開始しております。両施設とも平成25年度に機能診断調査、平成26年度にその調査結果を基に最適整備構想を策定いたしました。緊急に交換等が必要な施設はありませんでした。今後は、この結果を元に改修計画を立てていきたいと考えておりますが、将来は下水道への接続も視野に入れたところで検討していく必要があるかと考えているところでございます。

又、特定地域生活排水処理事業で管理している合併処理浄化槽につきましては、平成元年度設置が最も古いものでございます。浄化槽の耐用年数につきましては、一般的に本体は30年以上、使用実績では50年を経過しても使用されている状況であり、計画的に更新するということは現在考えておりません。ただし、消耗品であるブロワーやダイヤフロムについては修理が必要なものも増えており、毎年ある程度の補修費を見込まなければなりません。現在の使用料では、清掃、点検等の維持管理費も賄っていないのが実情でございます。

次に、簡易水道でございますが、現在、主な施設としましては笹尾浄水場、志岐浄水場、坂瀬川浄水場、鶴浄水場がございまして、笹尾浄水場が平成25年度に、志岐浄水場が平成16年度に、坂瀬川浄水場が平成12年度に、鶴浄水場が平成9年度にそれぞれ更新工事が終わっており、現在のところ、国庫補助を受けて緊急に改築や更新が必要な施設はございません。又、管路については、布設後20年を経過した管路を廃止して新設する場合、全体の20%以上の改良を行うときは国庫補助を受けられるようになっておりますが、現在それだけまとまって布設替えが必要な箇所はございません。現在、水道特別会計の財政計画では、ポンプの取り替えや一部路線での布設替え、漏水修理等のために毎年1,000万円の経費を見込んでいます。又、突発的な故障等の負担に対応するため、水道基金の積み立てを行っているところでございます。

次に、道路の現状を把握するために路面性状調査をいたしまして、専門の業者に委託をいたし、全体の約8割超の路線を対象に平成24年度路面状況を確認をいたしました。この他に、平成26年度に道路法面点検や橋梁長寿命化修繕計画策定のための点検を実施しております。路面性状調査の結果を踏まえまして、舗装の傷み具合の状況から舗装の打ち替えを行うための振興計画の策定、見直しの参考にいたしました。又、法面や橋梁等修繕が必要と判断した箇所につきましては、同じく振興計画に掲載して計画的に予算計上をし、修繕することといたしました。調査及び点検結果を今後の維持修繕等に役立てているところでございます。

次に、公共施設の利活用についてのご質問でございました。

旧坂瀬川及び旧都呂々中学校施設等の利活用につきましては、坂瀬川、都呂々地区の跡地利用検討委員会からの提言を受け、役場内に公有財産利活用等検討委員会を設置し、検討してまいりました。専門部会も含めました検討会議の結果、それぞれの地区の提言を尊重いたしまして、旧坂瀬川中学校につきましては出張所及び公民館の移転、旧都呂々中学校につきましては地域で活用を希望される団体等への施設貸与の基本方針を決定をされておられます。今後、施設改修や募集要項等の細部の検討を行い、両地区に概要を示した上で改修を進めてまいるところでございます。

先程からの質疑の中にもありましたように、坂瀬川では公民館と出張所を移転させるということの計画が立っておりますし、もろもろの活用策が具体的に出ておりますので、既に設計を委託をいたしまして出来上がり次第、又、補正をお願いをいたしまして、改築をしてまいりたいと考えているところでございます。都呂々中学校につきましては、利活用を考えておられる方々の公募をいたし、その公募の結果の中でその方々に利活用をしていただくという方針でございます。

次に、町民総合センターの有効活用についてでございますが、同施設はご指摘のように昭和54年に苓北町コミュニティセンターとして建設され、今年で築36年を経過しております。その間に、外壁、屋根防水、空調設備等の改修を実施してまいりました。議員ご指摘の箇所につきましては、担当課も把握しており、改修の検討をしていたところでございます。今後、議会のご理解のもと財源の確保を図りながら改修計画を進めてまいりますが、私の考えといたしましては、苓北町につきましては大勢の会議をするところがございません。そして、結婚式にしても今は確かに本渡や松島地区にある旅館、ホテル等が非常に若い方々に人気があるということで、なかなか利用されておられません。やはり会議場もグレードアップをして、玄関からロビー、そして会場等について改修を行えば、もしかしたら経済的に節約をしようという方が結婚式も挙げていただけるかもしれません。又、それをお勧めしていきたいと思っておりますので、これはできましたならば来年度の予算で議会にもご相談いたしまして、少し見栄えの良い、そして皆さんが集まられて快適な会議場となるような、そういう施設を造ればと思います。問題は財源をどこから持ってくるかでございますが、この検討も始めさせていただきたいと考えているところでございます。

又、施設の利用状況につきましては、町内各種団体の会議等の利用や合宿所としての利用がでございます。平成26年度は町外から13団体、556名の利用がございました。なお、結婚式の利用につきましては、平成22年度の1件の利用を最後に現在まで利用がございません。先程申し上げたような理由の中で、なかなか結婚式の利用に結び付かないというところのようでございます。

今後、町民総合センターを含めた各種施設の総合的利用について、町内はもとより町

外団体等の利用促進を図り、交流人口の増加に努めてまいります。いわば先程申し上げましたように、やはりそのグレードを上げて行って他所からでも使ってもらい、使いたいと思っていただけるようなものにできれば良いと考えているところでございます。

最後に、郷土資料館及び芝生広場の活用についてでございます。現在は、公有財産利活用等検討小委員会におきまして、芝生広場も含めた施設全体の売却を検討しているところでございます。ただし、施設内には旧資料館の展示物や役場関係の書類等が保管されており、その処分や移転等について関係各課において具体的な準備を急いでいるところであります。又、もう1つの課題が、東京大学地震研究所に施設の一部を地震観測所として貸与しております。売却した場合の取り扱いについて、東京大学と協議しているところでございます。又、管理につきましては、旧資料館が閉館した旨表示して旧資料館案内看板の撤去等を行い、旧資料館を閉館した旨表示してございます。今後、施設はもとより敷地全体についても売却までの間は適正な管理に努めてまいります。ただし、一概に売却といたしましても、これは今も申し上げたような課題もでございます。課題もございまして、売却するならばそういう課題と一緒にのんでいただけるような方を買っていただくのが一番良いのではないかと考えております。

又、芝生広場もグラウンドゴルフに非常に頻繁に使っておられます。だからそういった意味で、そういう条件も付議しながら買っていただけるようなところがあればと。ちなみに、東京大学は今のところしっかりセパレートできるような構造で買われた方が貸していただけるのであれば、今のまま使っていきたいというお考えのようでございます。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、総合センターの有効活用についてですが、総合センターも現在、指定管理者制度を使って精一杯利用促進を図っておられます。鍵をかけて、あそこを締め切ったということなら話は別で、閉館してしまうということならば話は別ですが、今のままで使うということであれば財源を探して、私が言うのは玄関のロビーの敷物ですが、あれはやっぱり今日、明日にでも修繕せんと、金を見つけてからしますよということではその施設を有料でお貸しする、そういう立場にはなれんというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） ロビーの敷物の件ですけども、ここの見積りを取ったところ、かなりちょっと高価になるもんですから、他のところと一体的に整備したほうが安価になるのではないかと思います。一体的な補修を計画してまいりたいと思っております。早急にはできませんので財源を見つけながらということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ロビーの現状を皆さんにお知らせしますと、三角とか四角とかずっと形があるわけですが、それを赤のガムテープでずっと抑えてあります。それで準備に行ったときに、たまたまテープの外れとるところが1mばかりありましたので、「誰かい、こがんとこへテープば捨てとった」ということで引っ張ったところが、ロビーの置いてある敷物が全体的に持ち上がって来るとです。あれじゃいかんです。あれじゃもう、どういう形で業者から見積もりを取られたのか、高価になったのかわかりませんが、そういう全体的に敷物をしなくても今テープで抑えている、それをもうちょっと頭を使ったような形ですれば、一応は何か浮いたような形にはならないと思いますが、そこら辺工夫をしてください。

それから、旧郷土資料館の活用についてですが、これまでは倉庫にするんだということでした。それで私もあそこの施設には何回か入ったことがありますので、一番奥が天井が高く広いスペースがあります。それで途中で中部屋とか食堂の跡とか、いろいろ区切られた部屋がありますので、多面的な活用が思いつかないということであれば倉庫でもやむを得ないというふうに思っておりました。

しかし、あそこは売却をどういう形でされるのかわかりませんが、あの高台から見る夕焼け、それから東シナ海を望む眺望といいますか、そして赤レンガの趣のある建物、芝生広場と樹木園があれば、もし売却されるならばそういったものも含めた中で高く売ってほしいというふうに思います。それで、具体的にどこが買うとか何とかという計画がないとすれば、私は東大の地震研究所が入っていると。今、町長の話では、東大も新しい家主になられても了解が得られれば、地震の研究を続けていきたいということのようでございます。であれば、新しい所有者でなくても苓北町が東大との共有、共存によって天草近海から東シナ海にかけての地形、海洋生物の生態等の学術研究の拠点にしたらどうかと思います。

そして、東大イコール地震研究所イコール国、九大臨海実験所イコール国、熊本県拓心高校イコール県、苓北町漁協のいわゆる産学官が共同して地域の地形等を専門的に調査するという事は、非常に意義深い事業ではないかというふうに思います。そしてこのことを関係団体のキャンパスとして国内、あるいは場合によっては国外でも構わんけですが、関係団体のキャンパスとしての活動の強化につなげ、このことによって学生等の転入が見込まれるような形に持っていったらどうかと思います。

又、国際的には中国など東アジアや東南アジアとの交流など、今、国が掲げている地方創生に何らかの形で関わってくる可能性も出てくるのではないかというふうに思います。

このような、旧資料館の有効活用こそが新資料館の建設、利活用に意義があるという

ふうと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も、あそこをただの倉庫にするのはもったいないと、これは町で知恵がないなら有効活用していただける方に売却しなければならんなど、そういうふうな思いであります。ネックはやはり価格だと思います。高く売るという考え方がなってくると、なかなかやっばり、ですから思い切ってするとすれば、もう建物等は無視して土地代だけででも売るということはね、毎年の維持管理費もかかってくるんですよ。そしてこの前もお叱りを受けましたけど、植木の伐採も手入れもきちっと行き届かないような状況でございます。

今は倉庫にするという、入れるものにつきましても入れ先が他にも見つかりそうでございますので、やはり利活用できる方々に是非公募をして売却できればありがたいなと思っているところでございます。

今、言われたようなことは東日本大震災が起こった折に、まだ東シナ海においては太平洋ほど地震とかの研究が行われていないので、是非使ってほしいということは、私はあるこの国の枢要な方にも相談をしてみました。東大自身ももう予算がないと。最初は1年に一遍こちらに来て防災講演等を開くということでありましたが、今は2年に一遍お見えになられて、それもすぐお帰りになられるようでございます。予算が非常にひっ迫しているというのが現状のようでございます。ただ、私も浜口議員同様、そんなことではおかしいんじゃないかなとは思っておりますが、また更に、そういう話はしていきたいとは思いますが、どちらにしろ、今いくらでどのような形で売ったら良いか、役場内の検討委員会をやっておりますので、その辺のところが出てきましたら、又、議会にもご報告をして、とにかく売却の方向で努力をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は、先程も申し上げましたように、あその景色とか、建物の雰囲気とか、そういうものからあれば何とか町が売却することなく、町が所有して有効な活用策を検討していただければと思っております。

私が金ば持っとれば、私が買ってホテルにしようかと思ったとですが、とてもとても持ちませんので、そういうことで今後もイコール売却だということではなく、あの建物を尊重するんだ、あの景色を大事にするんだということで今後も検討してもらえればと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その価値を認めておられるということは、私は浜口議員と考えが同じだと思いますが、民間に利活用していただくことで、あそこから固定資産税も入ります。雇用も生まれます。そういった意味と、あと町が出す維持費がいらなくなりま

す。そういうことも含めてふさわしい利用者がおられたならば売却をしていきたいという考えでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 下水道の維持管理についてですが、長寿命化計画、あれは何箇年ぐらいの計画をするのかと、その計画期間中の概算事業費は今の段階でわかるんですか。それとも長寿命化計画が出来上がってしまってからでないとならば事業費はわからないんですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 長寿命化計画につきましては、一応当面の5年間の計画を立てます。当然、事業費につきましては、その調査とか終わってしまわないと必要な施設自体がわかりませんので、その時点でないと事業費というのは出てきません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） その事業費の額が出た場合は、当然その財源も出てくるということによろしいのでしょうか。それともただ、まあ5億円やもんな、とそれだけなのか。その内に国の補助金が2億円あるとか、県が1億円出すとか、それであとのお金はどうもできないので起債に頼るんだとか、そういう部分も含めた中での長寿命化計画なんでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 下水道事業につきましては、国の補助が50%から、施設につきましては55%という補助がございます。それ以外につきましては、大体残額100%起債が借りられるわけでございますけれども、当然、その起債の償還につきましては、町の負担が後年度になりますけれども出てくるということです。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先程もちょっと触れましたが、町は今、津波対策に取り組んでおられます。津波の場合は、まず一番心配されるのが富岡浄水場です。2番目に、津波は地震を元に津波が発生するわけですので、どこで震源があるのかわかりませんが、津波も来るか来んかわからんわけですので、そういうことを想定した場合に、地震の発生により下水道管あるいは簡易水道管が断裂してしまうと、そういうことも想定されているのかどうかをお尋ねします。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 確かに津波とか地震につきましては、富岡浄化センターは海岸沿いでございますので非常に心配なわけでございますけれども、そういった災害時にも業務が継続できるように業務継続計画というのを立てまして、それに基づいた訓練というのを県下の全処理場で実施するようになっております。

今年度は災害が発生したときに、まず一番最初に何をすべきかということで状況の確認とか、現地の調査、そういったものをするためにどのくらいの時間がかかるかというようなことで、まず訓練のほうを始めております。今後、担当者研修会などで他市町村の事情、情報等も得ながら精度を高めて災害に備えていきたいと思っております。

又、実際に災害が起こった場合につきましては、町だけではどうしても対応できない部分が出てきますので、そういうときにつきましては、県とか事業団とか、そういったところの協力もいただきながら早急に復旧ができるような、まず、どういった方法で復旧したらいいのかということにつきましても、今までの事例等もあると思っておりますので、そういったものを勉強しながら対応していきたいというふうに今、思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今の段階では、今の水道環境課長の答弁しかない、やむを得ないというふうに思います。

ただ、下水道、簡易水道などの配管工事の、あるいは修繕工事で配管工事が長くとっておると。そういうことで周囲の路面が下がったりして、マンホールが浮き上がったような形になって、通行の邪魔とは言いませんけども、安全な通行に問題がある箇所がかなり見受けられますが、それはご存知でしょうか。それと、ご存知とすればどうされるのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） マンホール周辺の陥没等につきましては、工事施工後数年間は非常に頻繁に起こっておりましたので、下水道会計のほうでも補修費用を組みまして随時対応をしておりました。工事から10年以上経過しまして、今でも周辺の陥没というのがどうしても点々と起こっております。そういった場合には、連絡があったことにつきましては現地を調査いたしまして、軽微のものにつきましては下水道会計の方で随時補修を行っております。

しかし、広範囲にわたったり、修理費が多額になるような場合につきましては、道路維持担当のほうと協議をしながら対応していくようにしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 道路現況調査の中には、側溝も含めた中で道路現況調査をされているのでしょうか。側溝も含めてというのは、側溝の高さ、道路と側溝との高さの違いですね。それからその側溝の土砂が詰まっているのか詰まっていないのか、そういう部分も含めた中で現況調査であったのかどうかをお伺いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 道路の現況の調査につきましては、調査の内容でございますけども、路面の性状調査ということでアスファルト舗装、それからコンクリート

舗装の傷み具合を調査した部分、続いて道路法面の構造物でございますけども、ブロック積み、擁壁、吹付け、更には法枠等を施工しております箇所の長寿命化ということでの点検作業を実施をしております。その他に橋梁、町内に87ヶ所の橋梁があるわけでございますが、それについても計画的に今、調査を実施をいたしております。

しかしながら、ご指摘の側溝につきましては調査の対象になっておりません。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 側溝については、今回の大雨が降る前に側溝の土砂を取り除いたと、その結果が非常に良かったというふうな話もあります。それは理屈から言えばそうですね。側溝があっても側溝の中に8割ぐらい土砂が詰まるとれば、その側溝はないのと同じですので、それはもう当然のことだろうというふうに思いますので、そういう今回の豪雨のときの側溝の機能が、やはりきれいに土砂がなければ、側溝としての機能が十分に果たせるということを頭に置いて、側溝に対応してもらいたいというふうに思います。

それから今、課長の方から舗装の路面の傷みという話もちょっと出ましたが、舗装の路面の傷みの中に、これも配管工事の補修だと思いますが、並行して細長く道路並みに沿って配管工事の復旧断面があると。それをきれいにあわせるのはかなり難しいとは思いますが、現実にその補修した方、狭い方が下がっているとか、あるいは上がっているとかという部分があります。横の部分はガタンと1回いえば良かったですが、縦になつとる部分はずっとクニャクニャになってしまうということになってくれば、自転車、原動機付自転車、縦に二輪になっているのは非常に危ない。しかも最近は、高齢者の方が自転車とか原付を使われます。やっぱりそのところは、そういう現実があるということをご存知でしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今ご指摘のように舗装等を補修をいたしまして、その部分が部分的に陥没をしていると、周りよりも低くなっているというような状況があるということは把握をいたしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今のような状況は町道に限らず、国道、特に国道が目立つかと思えます。国道・県道は、当然県の管理になりますので、そのことについては「もし何かあったときは県知事が責任が取らんばんとぞ」ぐらい言うて、できるだけそういうことが何らかの、例えば帯状にずっと何かを塗るとか何とかそういう方法があるかと思えますので、是非そういうことで対応してください。

それから、舗装の補修の中で行政の責務として町の産業を興し、町民の生活、生命、

財産を守るためには複数の施策が考えられると、道路の維持管理は特に重要であることを認識してください。

このような中で、富岡の町道の一部には未舗装区間があります。このことについて、私も平成23年の町議会議員当選以来、これまでの議会の中で舗装の補修あるいは未舗装部の完全舗装の必要性を複数回提起してきました。又、この件については、この件というのは、富岡の町道の一部未舗装区間については、地元からも数年前から舗装化の要望が何回も出されているとのこととです。

更に、平成27年第3回の定例会では、建設経済常任委員会が現地調査をされております。そして、町への要望として町道八久保線の舗装として地元との十分な協議の上、対応を図られたいという要望も調査報告の後の意見要望が町のほうに出されているというふうに思います。

本件は、地域住民の要望に応えるということだけでなく、先程もちょっと触れましたが、町民、地域住民の生活を守るための行政の責務であるというふうに思います。首長としての実行力を発揮していただき早急に地域住民の要望に応え、そして町民の生活を守るべきと考えます。

そういう趣旨の中で、平成26年の6月4日に議員質問要望書を提出し、回答をいただきました。回答は約130mが未舗装のままで現在に至っていると、単町事業として振興計画に計上し、県道舗装工事を実施したい旨考えているという回答でしたけども、振興計画でいう事業実施は何年なのか、事業費は幾らなのか教えてください。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 首長という話が出ましたので、まず私からお答えをいたします。

これは、町道というのは地元の方々のいろんなご理解やご協力があって初めてできるわけですね。我々も造りたいのはやまやまなんですが、周辺の農地所有者の方の理解を深めてくれと、文書にしてくれということ地元にも伝えてあるはずでございまして、そのことが解決すれば当然、これはすぐやるか、来年やるかは別にしまして、実行に移していけるのだと思っておりますので、まず地元の方がその農地の持ち主の方をしっかりと説得をしていただいて、きちっと協力をしていただければ、何の問題もなく出来上がっていくのではないかと考えておりますので、議員も、もしその方とお会いになられたら、是非ご理解が進むように説得をしていただければありがたいと思っております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 未舗装の部分についてでございますけども、八久保線につきましては舗装部分が約400㎡程度あるかというふうに思います。大体平米当

たりの単価でみますと6,000円程度の舗装の経費がかかりますので、舗装のみで240万円。その他に付帯いたします側溝等の改修費用をみますと、やはり350万円から400万円程度の費用がかかるものというふうに判断をいたしております。

それから、今現在では舗装のメニューが補助メニューというのがございませんので、今現在実施をいたしておりますのは、先程路面の性状調査ということでご報告申し上げましたが、痛み具合のひどいものだけの改修費用しか補助の対象になっておりません。今後、又、上の方と相談をいたしまして、予算要求をする際に振興計画に載せていくというようなことになろうかと思えます。

今現在では、まだ振興計画には載せておりません。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 地元の理解ということです。私はやはり、ここであえて地元の要望に応じてくださいということではなくて、行政の責務だというふうに訴えています。

これは、やはり確か中学校の統合のときもそうだったと思います。地元の意見を聞きます、地元の意見を聞きますということです。ずっとときとって、もう間際になってから、私はもう地元の要望も大事だけでも、そういう合併とかそういうのについて、一番ノウハウを持っている行政が積極的に動くべきだという意見を申し上げてきたというふうに思っております。

今回のこの舗装の問題についても全く同じで、やはり道路管理者は芥北町なんですよ。あそこは私が言うまでもございせんが、ちょっと高台になっとなって道幅は未改良で狭い、それから急だと。道から隣までは急な崖ではありませんが、そういう土羽があります。そういう部分から考えると、地元が言うてくつとが先やつかということじゃなくて、やっぱり行政も担当課長さんも、担当職員さんもおられることですので、是非積極的に動いていただきたいというふうに思います。

それから、今ちょこっと出ましたが、振興計画には載せていないというようなことでしたが、回答は振興計画に計上しというのは、今後ということじゃったつですか、そうですね。ほんならそういうことで、積極的にこの舗装には町長をはじめ、担当課長さん、職員さん動いていただいて、危険防止というそういう部分もあろうかと思えますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、閉校した後の校舎の利活用についてですが、これは現在校舎に限って言いますと全体の何%ぐらいがいろんな形で有効利用されようとしているのか、教えてください。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 坂瀬川中学校につきましては、主に1階部分で、2階部分

は今度は避難所として指定されれば、そこも避難所として利用できますので、ほぼ100%の校舎については利用でございまして、次に、都呂々中学校につきましては、主に特別教室を利用していただこうかと思っておりますので、約半分の50%ではないかと思っております。

○町長（田嶋章二君） ちょっと待ってください。さっき、質問じゃないけど、あれをちょっと答えておきます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 地元からいろいろ言うてくるのを待ってるというようなことの断定を議員はなさったですけど、地元から言うてこられて、こちらは課題を差し上げてるんですよ。その課題を解決したということが全然返ってこないから、もう待ってるわけじゃないんですよ、我々は課題解決を待ってるんですよ。是非、その課題解決をやっぱりしてほしいと。そうしないと、できた後もいろいろなことが起こる可能性があるからそう言ってるんです。

○議長（山本政人君） 浜口議員、残り少なくなりました。認識の上に質問をどうぞ。

○8番（浜口雅英君） ちょっと待って。やっぱり課題解決は行政の責務として行政が動くべきですよ。課題というのは、私も役場に37年間お世話になっとりました。そういう中で用地交渉とかそういういろんな仕事も担当しましたけども、行きたくなかったです。用地交渉にはですね。気持ちの良か人ばかりじゃなかったですよ。もう行きたくなか、家の前行ったっちゃ、もう玄関も渡ろうごてもなか、そういう状況があります。しかしやはり、町民の生活を守る、利便性を図る、そういう意味から考えるとそういうことにも耐えて入っていく、耐えて相談していく、そういう気持ちを持つことが、私は行政に務めている職員の皆さんに言うわけではありませんが、一般論として行政に務めている者の責務だというふうに思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 浜口議員も30数年間役場におられて、このことの内輪話をご存知なはずでございまして。私たちは用地買収はしなくてもできると思っておりますが、周囲の農地を持っておられる方にご理解を賜わるような具体的な何かがないかなと、そういうことが必要じゃないかと。これは地元の方のよくご存知あげられる方たちが、そのことをつくり上げてこられるというのは大事なことで、これは用地買収ではありませんので。是非、みんなで協力してやりましょう。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私が用地買収って言うたとは、たまたま自分がそういう仕事をしたときに行きたくなかったんだと、だから行政の仕事では行きたくないところもいっぱいあると、やりたくないこともあると、しかしせないかんという部分を強調したかつ

たわけですので、そういうことでご理解をお願いします。

いずれにしても、残った130mぐらい、金額にして概算で400万円ぐらいのお金ですので、それが大きいのか少ないのかっていうのは別問題として、できるだけ早く取り組んでいただきたいというふうに思います。

私も協力できる部分があれば、積極的に協力させていただきたいというふうに思います。

それから、坂瀬川中が100%ということですね。1階はどのようなもの、小学校と公民館という話でしたけども。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 1階には出張所と公民館長室、それと大会議室、中会議室、小会議室ということで計画しております。

○議長（山本政人君） もう時間が切迫しております。まとめてどうぞ。

○8番（浜口雅英君） 都呂々の場合は、起業、生業を起こす起業ですね、のほうも地元の方が入られるかもしれないという話がありますけども、坂瀬川の場合はそういうことはなかったんでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 坂瀬川の地元検討委員会では、そのような件はございませんでした。

○議長（山本政人君） はい、時間がきました。

○8番（浜口雅英君） 都呂々は50%ということであれば、もしそういう希望があれば、そこに入るということは可能なんでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 50%と申しましたのは、小学校と隣接しておりますので、普通教室のほうに入ってもらおうと、まあ音とか、そういうふうなことがあればということで、特別教室のほうが離れておりますので、そちらを利用していただいたほうが良いのではないかとということでお答えいたしました。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告6番、6番議員の石田みどりでございます。

今日は町長に3つの大きな質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず初めに、住宅リフォーム助成制度の件でございますが、3月議会でも質問をいたしました。2011年3月7日付で熊本県建築労働組合天草支部苓北分会、荒木豊さん

の名前で、住宅リフォーム助成制度の早期実現を求める陳情書が提出されています。町議会では全員一致で採決されているにもかかわらず、未だに実施をされていません。私が3月議会で質問をしたとき、町長は「空き家状況の調査をしているので、それについてどのようなリフォームがあるか検討するが、個人の財産なので今のところ考えていない」という答弁をされました。町として個人の財産に助成をしたり、補助を出したりしている事業や制度があるのではないのでしょうか。どんな事業や制度があるか、答弁を求めます。

3月議会でも申しましたように、住宅リフォーム助成制度というのは、中小業者の仕事づくりにもなるし、他の業種にも波及をして経済効果は8倍から20倍にもなるといわれております。今、特に不景気で建築業者は仕事がなく困っています。8月17日に内閣府が発表したGDPでも、前期に比べた伸び率は物価変動を除いた実質で0.4%減、このまま続くとした年率換算では1.6%減で、個人消費が落ち込んでいるとの報道がされました。

このような状況の中で、町民は新築したくてもできないが、天草市のようにリフォーム助成があればリフォームしたいという声がたくさん聞かれます。そういう声に応じて町がこの制度を創設すれば、町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。天草市や上天草市がやっているのに、苓北町だけがしないのはどうしてなのか。仕事がなく困っている建設業者は嘆いています。

天草市では2011年に当初予算500万円で出発をし、昨年2014年度は改善をされて2,000万円の予算だったのを短期間で使い切り、9月議会で2,000万円の補正、更に600万円追加、それでも足りなくて12月議会で6,000万円の補正、合計1億600万円になりました。480件の活用だったそうです。

又、木材もたくさん使用するので、森林放棄地の再生活用まで考えられるということです。今年の予算は1億円ですが、8月初旬で450件7,200万円を消化をしているということです。市民にこれだけ多くの要求があり、リフォームした人からは喜ばれ、建築業者も仕事が増え、活気が出ているということです。

私の弟も本渡で大工をしているのですが、我が家で頼んでいる仕事が途中までで忙しくなってきたということで1年以上もほったらかしています。又、市の職員の言うことでは、住宅リフォーム助成制度は市のヒット制度で補正を2回も付ける制度は余りないし、制度を担当する者としては嬉しい限りだと言っているということです。職員がこの仕事で誇りを持って仕事できているということも言っているそうです。

ちなみに2014年7月時点で、この制度を実施しているところが全国で6県と556自治体だったのが、2014年7月で住宅リフォームに関係をする支援を行っているのは、市区町村の9割に上る1,559自治体で実施をされてきています。それだけ住

民の要望が高いということではないでしょうか。

地元業者から陳情もされ、議会でも全会一致で採択をされている案件です。1日も早く制度の創設を願って、町長の答弁を求めます。

2つ目に移ります。ずっと今日も出ておりますけども、河川の管理についてです。

昨年7月と今年の6月の予想もしない集中豪雨で大きな被害が出ました。特に、今年の6月の豪雨では河川の氾濫や決壊による被害が多く、道路や田畑、家屋にまで被害が出ました。幸い、人命に関わる被害が免れたことが救いであったと言えるでしょう。紙一重で人命が危険にさらされたのであろうというところも見受けました。

近年思いもよらない異常な事態が発生をします。氾濫をしたり決壊をしたところの状況を見ると、川岸にダンデクや竹や木が生い茂り、川幅を狭くしていたり、川底には土砂や砂利が堆積をして、又、激流によるそれらが押し流されて流れが悪くなっているところも多く見受けられました。又、海岸にも木々の根やダンデクが流されて海岸も無残な海岸になっておりました。

7月9日に共産党の山本県議が県の担当者と共に視察に来てくださいました。そして県や国にも要望もしてもらいました。もちろん町からの強い要望もあつてのことだと思いますが、国から激甚災害の指定を受けたと私のところにも連絡がありました。これはこれで本当に良かったことです。でも、被害が出てから手を打つよりも被害を未然に防ぐ、被害が出た場合でも最小限に食い止めることが町民の命と財産と生活を守るために最も必要なことではないでしょうか。

日常的に生い茂っている植物や砂利などの堆積物を取り除き、川幅を確保して流れをスムーズにしていけることができないものではないでしょうか、お尋ねをします。

川によっては県の管理、町の管理があるのはわかっていますが、町管理のところは日常的に改修をして、県管理の河川にも異常が見つければ県へ連絡して、早く対処をすれば被害も最小限に食い止められるのではないかと思います。日常的に管理をすると、補修よりも安価ででき土木業者の仕事も出てくるのではないかと思います。答弁を求めます。

次に、3つ目でございます。地域の活性化についてでございます。

九州オルレ荅北コース、御利益巡り、イルカウォッチングなど、観光面で交流人口を増やす取り組みがされておりますが、その後交流人口は増えているのでしょうか。又、富岡城の場所へ移転をした資料館も開館をいたしました。お盆休みの人の流れはどうだったのでしょうか、お尋ねをします。

イルカウォッチングも、二江はお盆休みも第二駐車場までいっぱいの子でしたし、お盆明けも大型観光バスが結構出入りしております。大阪の生協もイルカウォッチングだけの目的でツアーを組んで来ています。良いところがあるのにもったいない話です

が、それだけ広く認知がされているということだろうと思います。

8月8日、苓北長崎交流クラブが発足をされ広報にも載っていましたが、目的や見通しなどを教えてください。24日から25日と日本旅行福岡支店が来町されておりますが、ツアー計画などで来町されたのでしょうか。苓北のアピールはできたのでしょうか。

このように、外へ向けて観光面でも能動的なPRや情報発信なども大いにやっていただくことは、地域を活性化していく上でとっても大事だと思います。イルカウォッチングは土日祭日しか運航していない、又、5人以上からしか出港しないと私は認識しておりますが、これはどうなのでしょう。苓北観光汽船さんが運航されているので、町からもお願いをしてもう少し柔軟な形で運行していただき、実績をつくって広くPRをしていただくよう願っています。歴史資料館と併せた形で外へ打ち出せないものなのでしょうか。

8月初旬に福岡のサッカー少年チームが約80人、木場の杜に3泊4日で宿泊をいたしました。そのチームは毎年来てくれているのですが、イルカウォッチングにも行き、魚釣りの体験もしてすごく喜んで帰りましたが、イルカウォッチングも団体受付もしているのですね。そのことも含めてPRが必要だと思います。又、滞在型の観光や体験型の観光も考えられるのではないのでしょうか。

苓北に宿泊をして、長崎の教会群や島原雲仙にも足が延ばせる距離にあり、皿山や木場の天竺窯の絵付け体験、魚釣り、野菜や果物の収穫体験など、地元のとれたての魚や野菜でのおもてなし、木場の杜にも良い宿泊施設もあるし、町内にも宿泊施設や民宿、旅館も何軒もあります。火電の定修以外は宿泊もまばらで暇だと聞いています。私が6月議会で提案をした集落支援員の件は検討していただきましたでしょうか。国が財政支援もしてくれるのだから利用してもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

又、出身者の会が長崎、大阪、東京とあり、年に1度集まりを持ち、和やかに交流をしております。私も関西ふるさと苓北会で発足当時から役をしておりましたが、町長、議長、議員さんも出席してくださっています。出身者の方からは、何か町に協力できないか、協力したいというふうに思っております。協力の仕方としては、ふるさと納税制度というものもありますが、農協の協力も得て会の個人を対象に申し込みを募って、野菜、果物、米、海産物の直送、詰め合わせた産直ボックスを定期的に宅配することはできないのでしょうか。出身者の人たちはとれたてのふるさとの味を楽しめるし、協力もできると喜ばれることは間違いありません。

4年前、私がこちらに帰って来て住むようになったとき、主人が言いました。「何で野菜がこんなに甘いんだろう」と。新鮮なとれたてのものが口にできるということがど

んなに幸せなことでしょう。特にふるさとでとれたものはまた味が違います。都呂々のもやいクラブ、坂瀬川の百姓市場、志岐のAコープなどに出しておられる人たちが、張り切って野菜をつくり、ますます張り合いが出てきて元気になられるのではないかと想像をします。

四国の「葉っぱビジネス」とまではいかないとは思いますが、このことも町を元気にする1つとして、是非ご検討ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田みどり議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、住宅リフォーム制度の創設についてでございます。

住宅リフォーム助成制度の創設についてのお尋ねでございますが、苓北町での住宅に対する補助につきましては、現在「苓北町やさしい町づくり住宅改造助成事業補助金」並びに町の分譲地に新築される方に対して「住宅建設補助金」等、最高60万円の補助金を交付しております。今後は、移住定住促進策として、空き家バンクに登録されている物件を、借主が改修される場合の改修費用に対して助成を行っていきたいと考えております。

住宅リフォーム助成制度につきましては、前回ご質問をいただいた後に検討をいたしました。高齢者の方が増加なされる中で、現在の「苓北町やさしい町づくり住宅改造助成制度」の採択条件である障害のある方以外にも健康で安全な生活を送っていただくことを視野に入れた中で、なるべく早い時期にこのことを実行していきたいと考えているところでございます。

なお現在、質問の主旨でありました個人の財産に対する町単独の助成制度といたしましては、先程の制度に加えまして太陽光発電等に対する新エネルギー、省エネルギーの補助金、農地の関係では、小規模土地改良事業補助金、農地等小災害復旧事業等がございます。

ちなみに、天草市ではこの太陽光の家庭に付ける事業を廃止して、そのお金を回しているようでございます。そういうことで太陽光も大事じゃないかなと私は思います。その上に、石田議員のご提案もございましたこの住宅リフォーム制度につきましては、ある程度の要件は付くかと思いますが、研究をして、なるべく早い段階で実行していきたいと考えているところでございます。

次に、河川管理でございます。

町内には、熊本県が管理をしております河川と町が管理しております河川がございますが、いずれの川も議員ご指摘のように、河川敷内に竹木等が生えている箇所も多く、河川幅を狭くしております。堆積土砂も流れを阻害していると判断をいたしております。これらの要因と豪雨が重なって、今回河川が氾濫する事態に至ったものと思われま

す。それだけではないわけですが、蛇行が非常に厳しいとか、いろんなことが要因が重なっていると思いますが、やはりこの竹木の伐採と土砂の堆積については、町の河川では町ができるだけ早く対策を立てまして、これを実行していきたいと。県の河川につきましては、県に強くもう既にお願いはしてございます。お願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、苓北町の活性化、特に交流人口の拡大、それと苓北町の特産品等をもっと外に売り出せと。あるいは、町出身者にしっかりと買ってもらえと言えるような対策を取れということでございました。九州オルレにつきましては、2月28日のオープン以降、日帰りバスツアーやグループでの旅行等、把握できている人数としましては442名となっております。

又、御利益巡りにつきましては、5月16日と17日に実施し、102名の方に参加していただいております。イルカウォッチングにつきましては、苓北観光汽船で実施されており、実績としては250名となっております。

九州オルレにつきましては、旅行会社や観光協会からの申し込みがあっており、イベントとしては11月のトレッキングイベントや12月のジオパーク祭、それに2月のオルレフェスティバルを実施する計画でございます。

非常に関心は持たれていてお見えになられる方も多いわけですが、この欠点、お金を落としていただけない。これが一番我々としては辛いことだと思っております。麟泉の湯を終点にしたのも、風呂にぐらいは入ってもらいたいなと思って、私は日曜日、早く行くときがあります。そのバスがでーんと邪魔するような形で停まっていて、運転手さんに聞きましたら「オルレの方たちを待ってるんだ」と。「何人ぐらい風呂に入らしたですか」って聞いたら、「私はわかりません」って。温泉の方に聞いたら1名だそうでございます、大型バスに。たまには町内のお菓子屋さん等でお土産を買って、後で届けてもらおう方もいらっしゃるようですが、やはりもう少し我々も工夫をしていかなければならないと反省もし、今後の努力をしていきたいと思っております。

御利益巡りにつきましては、10月11日に第2回目を実施することで準備を進めています。又、普段の観光ガイドのコースとしても活用していくように計画をしておりますが、非常に興味を持っていただいております。そして地元の方も、一部の地元の方ですが、特におまんじゅうとか、いろんなものを作って販売しようという意気込みを感じられました。これがもっと来ていただいた方に喜ばれるような製品になっていただくことが、まず大事じゃないかなと思っております。特に最近是非常に御利益に頼られる方が増えているということでございますので、この発信をしっかりとしていかなければならないと考えています。

イルカウォッチングにつきましては、今後こういった方向性が良いのか、苓北観光汽

船でも考えていただいているようでございますし、我々もこの前経済産業省でもイルカウォッチングというのを産業として捉えようじゃないかという、そういう発言もあったようでございまして、やはりこれは大事な観光資源になってくるのではないかと考えております。

以上のように、交流人口の増加や観光面で成果は出つつありますが、まだまだ不足しているという感じをしているのは、先程申し上げたようなことございまして、そこでその集落支援員制度をもう少し使わなければならない。まず、集落支援員制度につきましては、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略を検討しております。その中で地区振興会を設立し、各種活動や地域行事等の運営などに加え、地域の課題を解決するとともに活力ある地域づくりを展開するための施策を実施するよう計画をしております。集落支援員制度の活用につきましては、こういった活動を進めていく中で、この制度の活用を探っていきたいと考えております。

最後に、ふるさと会へ野菜の直送等をやるようなことは考えられないかという質問でございます。これにつきましては、ふるさと会の開催時に農協や漁協から特産品を提供していただき、宣伝もしていただいているところでございますので、今度はその時期時期、季節季節の状況もお知らせして、やはり以前も1回やったことがあるんですが、詰め合わせセットとか単品とか、ご希望に応じて送れるような、そういうものを考えていければと思っております。

苓北町もいろいろやっておりますが、一番弱いのは観光振興策を企画実行する、そういう力でございます。そういうのを支援員制度を使ってやろうということで、質問の中にもありました、先だって日本旅行社、お見えになる予定だったのですが、ちょうど台風と重なりまして、これは延期になりました。と申しますのも、やっぱり我々はいろいろ考えて町の人たちも考えてくれるんですが、お客を引っ張ってくる能力というのはありません。お客を引っ張ってくる能力というのは、そこにあるものが何であるかにも関わらず、その会社が意図すればある程度の人を引っ張って来れるんですよ。だからそういった意味で、これからも大手旅行社、そして近隣の旅行社の専門的な方たちをお招きして、苓北町にふさわしい観光振興をやっていこうと。ちなみに日本旅行社ももう1回やっていただけるということございまして、次回は、JTBの元社長、会長もやられた方も含めて実務員の方たちもお見えになる予定でございます。

今後は、近隣の西鉄旅行やJR九州やら、そして産交やら、そういう方たちの専門の方を呼んでやらないと、インターネットとか地縁、血縁だけで探しても定期的な観光振興にはつながっていかない。それも大事です、それも大事なんですけど、もっと知恵を絞って、その中で意見を聞いてまとめまして、支援員を、その方たちの中でまだ一所懸命ガンガンやれる人を引っ張ってこれたらなと考えているところでございます。

以上、石田議員の質問にお答えをさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 町民の財産であっても助成や補助をしてくださってる施策があるということで、町民がそれで本当に助かっているんだなというふうに思いました。税金の町民への還元ということで、本当に良いことだと思っております。

又、町長、ここでひとつ提案をさせていただきたいんですけども、住宅リフォーム制度を考えていただくということでお返事をいただきましたけども、地域住民生活等支援のための交付金というのがあるのは、町長、ご存知でしょうか。

この制度は国の補正予算に盛り込まれているもので、日本共産党の田村衆議院議員が総務委員会で質問をしております。その内容は、住宅リフォーム助成もこの制度に含まれるのかという質問に、内閣府の平将明副大臣が消費喚起につながれば対象になるというふうに答弁をしております。この答弁を受けて、全国各地でこの制度を拡充する動きが広がり、先程申しましたように実施する自治体が急激に増えてきております。

国と県は何年かごとに産業の連関調査というのをを出しております。市区町村で連関調査というのを出しているところは、まだまだ少ないようでございますけども、それによりますと、住宅リフォーム助成制度が各産業に波及する効果は、建築関係を除き、建設はもちろんのことですが、対事業所サービスでは、運輸、窯業、土石製品、パルプ、紙製品、金属製品、商業、金融保険、電気機械という情報通信など多種多様にわたって波及をしておるといふ連関調査が出ております。

地域にもたらす経済効果は抜群でございます。今、県内では17自治体の実施をしております。益城町でもこの制度を利用して7月1日から実施をするようになりました。今年度の予算は1,000万円だそうです。仕事がなくて嘆いている建設業者、その他の業種にも大きな波及効果を生み出すこの制度を1日も早く創設してくださいということで、考えていただくということなので、ありがたいことだというふうに思っております。

業者の人たちが仕事が増えて所得も増えれば、税金も増収になります。家計も楽になり消費も増えます。町民はリフォームをして快適な生活ができます。町の活性化にもつながっていく循環型のこんな良い制度を創設しないとほったいない話でございますので、是非よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、2つ目の再質問でございますけども、河川の管理の問題ですが、8月25日付で内閣府から大雨に係る激甚災害の指定がありましたよね。28日に公布施行されていると思いますが、苓北町に対してどれだけの額が示されているのでしょうか。査定ですか。それはどのような工事に使用できるのでしょうか。

小規模災害や個人農災の負担は、先程から出ておりますように、今最高40万円の半

分だと聞いております。高齢化と少子化で農地も家も土砂を被ったままで後継ぎもいないし、子どもも帰ってこないからそのままにしておく。個人の負担が大きすぎてとつても手が出ないという人もいらっしゃいます。そうなると、田畑だってどんどん荒れ果てて、今でさえイノシシやタヌキのすみかになっているようなところもあるのに、もっともっとひどい状況になるのではないかと思います。又、そのままにしておくことは二次災害が出ることも考えられ、命までも脅かされかねない状態のところだって現にあります。そんなところへの補助も考えていただけないものか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、住宅リフォーム制度については、いろいろお知恵もいただきましたので、なるべく早い機会にできるように研究をしてまいりたいと考えております。

河川の管理につきましては先程お答えしたとおりで、これもなるべく早急に進めていかなければならないと。激甚災の指定につきましては、私も関係地元選出国會議員、あるいは関係議員にも働きかけをしております、激甚災も今度災害査定をいろいろ受けますが、この災害査定の中で金額が大体固まってくるのではないかと考えております。言えることは、町の負担は今までの災害よりも負担は軽くなるということと言えると思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 公共土木施設の激甚指定に伴うところの補助の増額がどれくらい見込めるかということで、今、町長からもご答弁をいただいたところですけども、通常の災害の場合が3分の2、66.7%が国費で交付をされるところです。その国庫の補助率が最終的には査定を受けた後になるわけですけども、いろんな要素がございまして、10%からもう少しぐらいの嵩上げがあるというようなこととございますので、最終的にはやはり国の方との査定を経た後の国の内示額を見て決まってくるというようなことになろうかというふうに思います。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私のところへ書類が来てるんですけども、これを見ていただいていたでしょうか。

農地等については、熊本県内の査定見込み額が11億7,000万円。それから公共土木施設等については、熊本県天草郡苓北町では8億3,000万円という資料が来ているようでございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 一応その8億3,000万円というのは、町のほうで災害の査定を受ける際の資料ということで県に上げた金額ですから、その分が丸々災害

の交付金という形で下りてくるということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） わかりました。

通告はしていないんですけども、すみません、活性化と関連をしておりますので質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山本政人君） どうぞ。

○6番（石田みどり君） 町へ、今、若い人が農業をしたいとって移住をしてきております。今年になって北海道から2世帯、4人が都呂々の木場と年柄に定住を始めました。

木場の人は、昔、私が育ったところの下の方に幼児を抱えて親子3人で来ていらっしゃる。もう1人は独身で良い人があれば、こちらで結婚もしたいというふうに言っていたらいいなと思って、この前話をしたんですけども。こういう人たちへの支援策が町としてはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

若い人たちが、今後も定住をしてくる可能性は無きにしもあらずで、この人たちへの支援策のやり方では、見通しが明るいのではないかなというふうに思っています。

少子高齢化、人口減の中で貴重な存在でございますので、家の提供とか、斡旋とか、家賃の補助とか、定住の祝い金とか、農地の提供など、その他いろいろ町で考えていただいて支援の方法があるのではないかなと思いますので、その点もよろしくお願いをしたいなというふうに思いますし、移住者だけでなく、町に定住をしている若い世帯への家賃の補助とかいうのも考えていただけたらありがたいというふうに思いますので、それも検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） これは通告をされていない部分であります。答弁のできる範囲内です。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局（野田尚之君） 只今、新規就農の場合の助成制度につきましては、国の助成制度がございます。これは、現在でも8名の方が受けておられておりますが、これは採択基準がもちろんございます。

それと、町単独の助成制度も作っております。これにつきましても、月に5万円の助成ということで作っております。国の場合につきましては、半年ごとの交付で75万円という助成制度がございます。これにつきましても、町の助成制度につきましても、採択基準がもちろんございますので、ご相談いただければと思います。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 定住関係の補助の関係ですけども、まず1つは、今現在あるのは町の分譲住宅に定住をしていただければ、世帯当たり10万円の補助があ

ります、1回だけ。

それから、前回もご紹介いたしましたように空き家の斡旋は行っております。相談にも月何件か、かなり来ていらっしゃると思いますが、今、持ち主の方と交渉中の物件が何件かございます。

あと、先程町長の答弁にもありましたけども、定住される方が空き家を借られてリフォームされる場合は、その補助を考えているというところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私がこちらへ転居をするというときにも、役場の人に大変お世話になりまして、いろんな、それこそ家の情報を送っていただきました。そういうことで情報というのはたくさんあったほうが良いというふうに思いますので、今後もそういう情報はたくさん出していただけたらというふうに思いますが、転居をして、こちらへ定住しようという方への、他の町は定住をされる方に定住補助金みたいな形を出してるところもございますが、そういうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、石田議員さんが2家族の方、農業をやりたいとか、そういう具体的な目的を持って、年金以外にですよ、若い方で持っておられないと我々も責任が持ちにくい。

例えば、農業をやりたいなら国から年間150万円出ます。そういう制度もありますので、十分農業を覚えられるまでに時間もあると、生活もどこまでできるか、最低のことはできるとしております。そういう方は大歓迎でございます。水産業も後継者がいなくて困っているわけでございますので、これも親方制度があつて、ちょっと熊本県は他の県に比べてちょっといびつっていうか、手続きが難しいんですけど、これも年間150万円国から支給しておりますし、当然のごとく、町でも農業水産業には月5万円ずつ出してあります。

これは、重ねてはできないようございまして、そういうことで、若い人たちも、例えばインターネットで自分たちは生計を立てられるあてがあるとか、農業をしたいんだとか、そういう考えを持って来られる方は大歓迎でございます。

そして、今度は年にとって元気な方で年金でも持っておられる方、その方たちも是非移住をお願いしたいと思っているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私が話をしていた2世帯の方は若い方なんです。多分30代だと思いますけども。1世帯は、本当に幼児を抱えていらっしゃるしまして、農業をしたいとおっしゃっていますので、是非転居なさって来たときに、町はこういう制度があるよというのをね、是非お示しをしていただけないかなというふうに思うのですが、いか

がでしょうか。

○議長（山本政人君） 石田議員、質問の途中ですが、大体原則的には、一般質問は通告した部分というふうになっております。ただ、今日の質問は町の活性化につながるということで、私は判断をいたしましたので許可をいたしておるところです。

企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 転入者の方には、転入の届けにいらしたときに町の制度については説明するようなものを配付しております。

それと加えて、先程の冒頭の質問の中で長崎苓北交流クラブの目的と事業ということでお尋ねがあったわけですが、目的としましては古くから交流がある長崎と苓北の交流を更に続けて深めていこうというふうな目的でございます。事業の内容は、例えば、苓北の方が長崎に宿泊をしたり、旅行プランを立てるときに相談をすれば、向こうでいろいろコースの計画とか宿泊施設の斡旋とかをやりますよということと、ある程度目的地までは茂木港からお送りしますというふうなことでございます。長崎の会の方が苓北に来られた場合は、町内の目的地まではお送りすると、相互にそういったことをやるということと、会費が5,000円でございますけれども、お互いその特産品を会員の方に1年に1回送付するというふうな計画になっております。

すみません、ちょっと加えさせてもらいますけれども、あくまでも民間の中での交流ということでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。いろいろ検討もしていただいているということでございますので、今後も若い人たちの定住を促進するということでも、力を尽くしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

ここで、午後3時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

これまでどおり、一般質問を行います。

通告7番、廣田幸英君。

○2番（廣田幸英君） 通告7番、2番議員、廣田です。私は、避難所についてご質問をさせていただきます。

6月11日の集中豪雨では、町内各地に甚大な被害が発生しました。しかし、人的な被害がなかったことは不幸中の幸いだったと思います。しかし、一步間違えば大惨事になっていたかもしれません。これからも集中豪雨、又、大型台風の接近、上陸等が考えられます。河川の改修、災害時の復旧等町当局におかれましては、町民の皆さまが安心して生活できますよう尽力をお願いするところであります。

更に志岐川、上津深江川、松原川、小路川の氾濫により床上・床下浸水46棟の被害が出ました。小路川河口付近では被害がひどく、人的な被害がなかったことは幸いでしたが、被害がひどかった小路地区と川向地区におかれましては、川向地区に隣接して川向地区に坂瀬川地区の指定避難所、坂瀬川小学校体育館があります。この6月11日の集中豪雨では、もう少しで浸水するところであったと、このように近所の人から伺いました。ここは、坂瀬川地区では一番大事な避難所ではないでしょうか。坂瀬川では一番多くの収容人員を抱えております。又、坂瀬川中学校体育館も同様でございます。

私が小路地区、川向地区に行ったときには、もう満潮が過ぎており、潮が引いておりましたので大分下がっておりましたので、もう少しという確かなところは見ることはできませんでしたが、近所の話ではもう少しで浸水するところだったと、又、中学校のグラウンドも同様でした。中学校のグラウンドも浸水してしまいました。そういうところに坂瀬川で一番大事な避難所があるわけでございます。

又、先日7月28日に、県の土砂地滑りの災害の危険地域の説明会におきまして、坂瀬川公民館に私も出席させていただきましたけれども、その中で坂瀬川公民館、又、坂瀬川集会所が地滑り・土砂崩落のレッドゾーンであるという指摘を県から受けました。私も、坂瀬川集会所におきましては大丈夫だと思っておりましたけれども、坂瀬川公民館は浦地区の人たちにとっては、あそこより大丈夫なところはないのではないかと思いますけれども、この3ヶ所の避難所について、これから先の対応をお願いいたします。

又、次に消防団の安全活動につきまして、私消防団出身として一言言わせていただきたい。

先日の大水害におきましては、松本団長をはじめ、苓北町消防団の皆さん方には朝は5時半から出動されまして、終日土嚢あるいは土砂の撤去等、非常に活動していただきました。消防団は、私たち苓北町民にとってはなくてはならない存在でございます。

しかし、この消防団が災害出動をするにあたり、坂瀬川の第一分団の4班が積載車で災害出動中、町道古栖線であわや土砂崩れに巻き込まれるところだったと聞きました、ご存知でしょうか。一步間違えば大惨事になっていたかもしれません。これからの対策を聞かせてください。

又、増水した川岸で土嚢を積んでもらいましたが、一步足を滑らせると転落の危機があり、増水した川に流される恐れがあります。現場をよく見ていただき、研究を総務課

長よろしくお願いいたします。

又、土砂崩れにつきましては先程も申しましたけれども、集中豪雨から8月25日の台風15号の影響で民家の近くの町道、県道で落石、倒木が見られます。個人名義の土地等で対応に苦慮されるかとは思いますが、通学路等も含まれます。町民の方々が災害に遭わないよう注意喚起が必要と思われまますがいかかでしょうか。土木管理課長にお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

有事の際の避難場所、避難所は災害発生の恐れがある区域及び災害が発生している区域の状況を踏まえ、指定緊急避難場所、指定避難場所、指定避難所の中からその都度指定することにしており、できる限りより安全な場所への迅速かつ適切な避難誘導を図ることとするのが鉄則でございます。

只今のご質問の主旨は、この避難誘導を図って誘導先が不適切である心配があるというようなことだと理解をしております。そういった意味で、来年の1月には結論が出てくると思うのですが、そのレッドゾーンに指定されるような場所、これが指定してあるということが心配な状況でもございます。

そういった意味で地震の場合が、非常に坂瀬川公民館は耐震度に問題があるということでもございます。そういった意味で、今後は旧坂瀬川中学校校舎において公民館と出張所の機能も移転されますので、施設の活用を図ることにしております。当然、避難場所も坂瀬川中学校の2階に確保できるように、これも準備ができ次第なるべく早く指定をしていきたいと考えているところでございます。

次に、消防団の安全活動についてご質問というよりもご指摘がございました。

6月11日の大雨災害での消防団の作業等、非常に危険を感じておられた消防団員が多かった。今後、土砂崩れの前兆現象の講習、濁流のそばでの作業では命綱の着用、もしくは準備等をして活動に励んでいただきたいと。そのためにご質問いただきました。

消防団にあっては、日頃から町民の生命と財産を守るため、いざ火災や災害発生の折には昼夜を問わずにご出動をいただき、各種訓練や消防走行し資機材の整備点検など有事に備えて体制を整えていただいております。このことにつきましては、我々も本当に安心と安全を確保するためのなくてはならない組織だと頼りにしておりますし、感謝もしているところでございます。

活動中の安全確保につきましても、訓練の中で指導を受けていただいているところでございますが、更に様々な場面を想定した中で、より安全な活動が行えるように知識の養成や訓練の充実に努めていただくよう要請してまいります。又、町といたしましても、今後も新機材の整備充実を図ってまいります。

又、こういう危険活動の中で当然技術を取得されることも大事なことなのですが、やはりもうよっぽど危ないときには近くに寄らない。これが東日本大震災以降の消防団の鉄則になっておりますので、このことについても消防団員各位にしっかり考えていただくようお願いをしていきたいと。又、それを指揮される方々に、まずその判断もどこであるのか、しっかりと我々も一緒になって勉強していきたいと考えているところでございます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 私のほうに落石等によりますところの対応についてご質問がございましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のように、先の8月25日の台風の際、もしくはそれ以前から町道の至るところで落石等を処理をしてほしいという旨の電話等が、役場のほうにもあっているのは事実でございます。

それにつきましては、大きいものについては業者さんをお願いをいたしまして、先般も坂瀬川の千々石線におきまして大きな落石があっているというようなことで、その石の除去をしていただくとともに、周辺にも同じように転落の危険性のあるような石がないのかどうかまで見ていただいて、あれば撤去してほしいという旨で指示をしたところでございますが、通学路というようなことでございますので、これにつきましても、先程教育委員会の方から通学路の点検について、道路管理者それから警察、教育委員会、町が一緒になって点検等を実施をしたいという旨の説明があっておりましたけども、そういう形で確認をいたしまして、必要な箇所については子供たちへの指導を行うとともに、落石注意等の看板あたりも設置の検討をしてみたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 先程、町長のほうから丁寧な答弁をしていただきました。

浦地区、松原地区の坂瀬川集会所、坂瀬川公民館、現状では、来年の1月1日が目途だというお話でございましたので、現状では今までどおりの避難所として対応するというところでよろしいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今のところでは、そう考えていますが、もし受け入れ準備が整ったならば、なるべく早い機会にその指定場所を変えたいと考えております。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） ありがとうございます。

又、本来ならば坂瀬川小学校の体育館が一番収容人員も多いし良いんでしょうけれど

も、川岸に堤防等を増設するというようなことは考えられませんかでしょうか。いかがでしょう。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、むしろ他の方法もあるかと思うんですよ。例えば、この前は橋脚の橋桁があったんで引っかかったわけですね。ですか、橋の手前に鉄柵でも付けてそこで止まれるように、そして二重に止まれるようにするとかですね。それでは又、溢れる可能性もあるかもしれませんが、他の方法も考えて、むしろ堤防を造るより橋桁のない橋を造ったほうが安上がりじゃないかなと思いますので、その辺のところも担当に研究するように伝えたいと、後ろにいますので研究をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 非常に頼もしい話を聞きましたけれども、あれは小潮の満潮時である被害です。先日も高潮注意報が苓北町にも出されました。高潮注意報のときには、あれはもうやっぱり関係ないと思いますけれども、そういうところも十分に考えていただいて、これから対応していただければと思います。

以上で、私は終わります。

○議長（山本政人君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告8番、3番議員、高戸幸雄です。議長のお許しを得ましたので、只今より通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、今回は先の6・11梅雨前線豪雨災害に伴う災害復旧事業及び関連事業について3つの事項に絞り、質問をいたします。なお、既に何人かの議員から同様の質問がありますが、最後ということでご理解等をよろしく願いしたいと思います。

それでは、早速本題に移ります。まず、第1の事項についてです。

河川の対策です。特に大きな被害を受けた志岐川の対策ですが、本河川が熊本県の管理であるということは十分承知の上で質問をいたします。本河川につきましては、既に改修が終わっている箇所にあつては、豪雨にもかかわらず氾濫は被ったものの畦畔の一部が被害を受けるのみということ、地元としては大変感謝をしているところです。

しかしながら、ご存知のとおり下流域にあつては未だ改修工事が進んでおらず、急場の対策として土砂等の堆積物の取り除き、あるいは雑木や竹やぶの伐採がされているところがございます。

なお、河川の一部に極端に河川幅が狭い箇所が見受けられます。抜本的な改修がすぐにはできないとなったならば、このような箇所について広域本部と町が協力し、現地調査を行い、当該箇所が民有地であったときは地権者の方々にご協力をいただき、同意を

得て事業用地として県に先立ち芥北町で先行買収をし、事業確定のときはすぐさま対応できる体制をとっておくことも必要ではないかと思えます。このようなことは、今回の大きな被害を被りました天神木橋下流域でも同様であります。当該箇所につきましては、事業が決定するまで遊水池あるいは水田と河川の緩衝地帯、あるいは水辺公園とするなどの検討の余地もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、同じ県管理河川の上津深江川の改修について質問をいたします。

今回の災害において、本河川沿いでは住宅の床上浸水という多大な被害を被りました。本河川は既に第1次の改修はほぼ完成をし、ある意味では住宅をみるところは災害に強い河川として住民の皆さんが認めるところであったと思っているところです。

しかしながら、今回のようなゲリラ豪雨の状況下にあったならば、安心安全という言葉は通用しないということがわかり、不安を呈することとなりました。被災を受けた当該箇所については、確かに豪雨と満潮時が重なったときの災害発生について以前から心配されていた旨、お聞きをしたところでございます。今後は、護岸の高さ等について協議を進めていただきたいと思います。

又、被災箇所の上流部分に町の管理河川と合流する箇所がございます。最近、河川沿いの農地山林の荒廃が進み、結果として保水能力の低下も大きな災害の一因となっているのではないかと心配をしております。又、今回の被災の対岸箇所の改修につきましては、対策事業の選定に苦慮されている状況は理解をできますが、現在の状況についてお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、今回の災害につきましては、もう既に広域本部に町長自らが出向かれ対応されたと伺っております。今後とも、町民の安心安全確保のためによりしくお願いをいたします。

2つ目の課題として、今回の災害において町管理河川の被害件数及び申請金額も高く、災害査定に向け毎日大変だと思っております。そのような状況にあって、私は災害適用除外の事業と土砂災害防止法に基づく区域指定の関連についてお尋ねをいたします。

災害適用事業について除外とする項目にあって、河川では直高1m未満の河底、その他主務大臣の定める小規模な施設に関わるものとあります。中山間地帯にあっては、沢に沿って住宅をなしている地区が存在をいたします。このような地区にあっては、被災を受けても公共災は無論のこと、下流域に水田がない場合は農災としての申請もできない状況でございます。

先日来、各地の公民館等を利用して天草地域広域本部と役場担当課から土砂災害警戒区域等の指定に向け住民説明会が実施されていますが、警戒区域指定の後の事業の主たるものはソフト事業とのこと。ハード事業については実施されるものの、1件当た

りの実施金額が多額にわたるため事業箇所もわずかと説明がなされました。よって、この事業でも小さな川の被災については適用除外となり、実施ができなくなってまいります。町の一般財源のみの事業となりますと、これまた多くの課題もあろうかと思いません。

そこで、以前単独事業ではありますが、河川改修で利用しておりました自然災害防止事業債に類似した事業債による事業はできないものか、お尋ねをいたします。

最後に、町単独の農地等小災害復旧事業補助金の取り扱いについて質問をいたします。このことにつきましては、先に議会からも3常任委員長名で要望書の提出があったところです。

今回の災害では被災内容が多様にわたり、又、余りにも被害が大きいため手付かずの状況の圃場もあるようです。補助対象の農業用施設の災害にあつては、他の事業と比較しても高い補助率であります。それでも中山間地帯にあつては、必要経費と今後のことを鑑みると復旧を断念することもひとつであると考えざるを得ない状況であるということをお聞きいたしました。

県補助金事業の内訳は、計上いたしますと対象事業の通常補助率が2分の1が県、補助残の2分の1が町の補助となり、最低限でも75%の補助金となり、現在、町単独で実施しております補助金を上回る高率補助となります。この他補助債には、農災独自の補助率増高等の制度により、より高い補助率が適用されることになってまいります。

このようなことを考えあわせ今後の農業振興を鑑みる際に、町単独事業補助率の補助対象事業最低限度同様の75%の補助金、補助率という考えも一理あるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で、3項目にわたる私の質問を終わります。答弁を得た後の再質問につきましては、自席において一問一答方式により行いたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、災害復旧事業について、河川対策についてのご質問でありました。

特に志岐川につきましては、6月11日の記録的な豪雨によりまして河川の氾濫や護岸の決壊が起こり、家屋の床下浸水や水田への土砂流入、灌水等甚大な被害が発生をいたしました。ご指摘のとおりでございます。

志岐川は下流域から中流域にかけて大きく蛇行しておりますが、残念ながら河川改修工事が進んでおりません。今回の災害発生を踏まえまして、熊本県広域本部に本部長、土木部長に根本的な災害対策として志岐川、上津深江川、松原川の河川改修工事を実施していただくように要望をいたしました。担当者の説明では、県管理河川の改修工

事に取り組む場合は、まず改修に向けた基礎資料収集のための降雨量、水位、流量等の調査を実施いたしまして、調査結果を踏まえた改修計画を策定して、国の認可が下りるまで10年近い期間を要することもあるとのことでございます。

先程議員がご指摘なさいましたように、河川幅が狭くなっている箇所がございますが、背後に民有地がある場所が数ヶ所あるようでございます。これらの対応につきましても事務レベルで打ち合わせをしておりますが、河川改修計画がない中では県での用地買収はできないとのご返事でもございました。ただし、河川敷内の竹木の除去や堆積土砂の撤去は可能であるとのことでございました。

先程申し上げましたように、改修計画の策定及び国の認可が下りるまで相当の期間を要するとのことでございますので、その間、町といたしましては必要な用地の先行取得についての検討をしていきたいと考えております。又、竹木の伐採、堆積土砂の撤去、加えて河川隣接地を遊水池あるいは緩衝地帯として活用することなど、氾濫防止のための対策を講じていただくよう県に働きかけてまいりたいと考えております。

しかし、これは遊水池をつくるということになりますと、やはり今、耕作をしておられる場所をお願いをしなければならない。それと抜本的対策と重ね合わせられる可能性がありますので、その辺のところを短期的な改修工事として県をお願いをしてみたいと考えているところでございます。

又、県の管理河川・上津深江川についてのご質問でもございました。既設護岸の嵩上げ検討と対岸の改修等についてでございます。上津深江川についてのご質問があったわけでもございますが、ご指摘のように下流域で床上浸水の被害が発生いたしております。熊本県では、河川改修によって護岸の嵩上げが済んでいるとの判断をお持ちのようでございますが、議員ご指摘のように、上津深江川の本流と町河川・大迫川の合流地点におきまして氾濫をいたしました。今回県に対しまして、この合流地点を中心に護岸の嵩上げ等の対応を検討していただくよう要望をいたしております。

又、対岸の護岸未改修の区域についてのご質問でもございますが、県におかれましては護岸に岩盤が露出し背後地が山林であることから、現時点での改修は考えておられないようでございます。上津深江川につきましても満潮時に豪雨が重なった場合、河口部近くに民家が集まっている地域でございますので、更なる対応を検討していただくように県にも引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

次に、町管理河川と土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定について、つまり自然災害防止事業債による取り組みはできないかということでもございますが、町管理河川の警戒区域の指定に伴う対応についてでございますが、小さな溪流等、災害復旧事業の適用対象とならなかった箇所の復旧についてのご質問であるわけでもございます。

農業用水の取水や排水を行う小規模な河川につきましても、農業用の水路として災害

復旧事業の対象になっておりましたが、議員ご指摘のように、下流域に受益地となる耕作地がなければ農業用施設としても申請することができません。又、道路につきましても、幅員2m未満の道路も災害復旧事業の対象になりません。

又、県が取り組んでおられます土砂災害警戒区域等への対応につきましては、議員がご指摘なさったように、危険個所の指定が余りにも多いことから防災工事等のハード面での対応が全く追いついていない状況にあります。

このような状況から、小河川の改修について自然災害防止事業債による事業実施についての考え方をお尋ねでございます。

確かに、国が示しております地方債同意等基準の防災対策事業の中に現在も自然災害防止事業のメニューがございます。起債の充当率は100%となっておりますが、町の地域防災計画に災害危険箇所として掲載されていることが起債の条件でございまして、以前、一部の小河川におきまして、この起債事業に取り組んだ経緯がございますが、災害復旧事業に比べて交付税措置が小さいこと等もございまして、現在はこの起債を利用いたしていないのが事実でございます。

現時点では、基本的には災害復旧事業で対応してまいりたいと考えておりますが、対象にならない場合において早急な対応が必要と判断した場合は、町単独費で対応したいと考えております。議員ご案内の起債事業につきましては、今後有利な財源の確保という観点から検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、災害復旧事業について、農地等小災害復旧補助金の取り扱いについてのご質問でありました。

町単独の小災害復旧事業の補助率50%を暫定法による国の補助事業の補助率を鑑み、75%にしてはどうかのご質問に対する答えでございます。

ご存知のとおり、国の補助での復旧事業の対象は、工事費が40万円以上であるほかに経済効果がある復旧箇所であるか、受益面積を基に復旧限度額を設定したり、受益戸数の存在や維持管理が適切に行われていたかなど、災害査定時に詳しく確認をされます。一般的に国の補助での復旧工事費は高額となり受益者負担も多額になりますので、町も応分の助成をすることにしております。

一方、町単独の小災害復旧事業は、補助率は50%ではありますが、採択の要件として国の補助の対象とならないもので農用地や施設の被災であれば補助対象となります。又、先程田嶋議員にもお答えをいたしました。本年の採択要綱については、申請書の年1回の採択基準を本年度は複数回活用できる、そのように改正をして対応をしてみたいと考えているところでございます。

この事業は、工事の工法など復旧規模を農家が選択でき、速やかに着工できる特徴がございます。そして、被災箇所を早く復旧し、農業を継続してもらいたいことが主眼で

ございます。国の補助事業とは被災箇所の復旧基準や採択基準が異なっております。又、町単独事業は、家屋の保全や生活道路の確保など二次的効果もございます。国の事業の農地等に限った効果とは違う部分もございますので、町単独事業の補助率は現在のところ現行のままで運用し、複数回使っていただくというようなことで運用をしていきたいと考えているところでございます。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私が、県管理河川にあえて先行買収をしたらいかがでしょうかと言った理由は、実は私は在職中に苦い経験がございます。地籍をよく見ないで、河川に沿って堆積物ていいますか、山みたいな土地がございました。そこに何本かの木が植わったわけですが、業者の方から「課長、木ばどがんしましょうか」ということで「河川の中の木だもね、自然に植わっとたい」ということで軽い返事をし、「なら、伐採していいですね」というて「うん、よかよ」という軽い返事をしていたところが、何とそこが民有地だったという事例がございます。

地籍を見ますと、確かに一番志岐川の中の河川幅が狭いところが水田に沿って民有地がございます。本来ならば民有地でございますので、伐採とかそういったことも手を付けることができないわけです。私も河川改修に伴う用地買収が本来のあり方であり、それは十分承知の上であえてこういった質問をさせていただいたわけでございます。堆積物の除去をするにしても、民有地ならば除去は実際はできないわけですね、伐採もできません。ですからできるならば公有地、要するに町の名義にすると必然的にそういった作業工程ができるわけです。

質問の中でも言うておりますけれども、もちろん広域本部と綿密な連絡等々をした上で、そういった作業に入ってもらいたいということはわかっているつもりでございます。ですからその先行買収について、町長、もう一度考え方をお願いできないでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私の考え方は、今、高戸議員がおっしゃったようなことも踏まえながら、こういうことなんです。昨日も国道・県道の総会がありました。先行取得を考えてくれというようなご意見もございました。そういう折に、ある県会議員の先生が指摘をなさったんですが、やはり県がこれは10年ぐらいかかるとはいつても、もしかしたらもっと早く計画が立てられるかもしれません。そういった場合に、いざ経済対策などで予算が付いた場合、そこに民有地があったらなかなか、又その交渉に手間取る。そうすると経済対策等には間に合わなくなる、そういうこともございます。ですからこれは検討に値すると、まだ先行取得すると決めたわけではございませんが、検

討してみても、特に志岐川とか松原川なんかにそういう場所があるかないかもよく検討して、ここらあたりはやっぱりすぐ経済対策、あるいは県が今度の災害で県単独費も付けておられるように聞いておりますので、そういうところに当てはまるようなところがありました折に、これは先行取得が必要だと判断した場合は、先行取得をしておく必要があると、そういう判断の中で検討に値するというところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 先行取得についてはよろしくお願ひしたいと思います。

実際問題として、志岐川の今回私が言っている先行取得の場所のところ、もう既にその下流域でいいですか、ちょうどその当該土地に当たっていなかったからこそいいんですけども、その下にもう既に測量がなされております。赤杭が打ってありましたので「ああ、ここも今度の災害にかくとばいな」と、この前見てきたところ。土木課長にもよろしくお願ひしたいと思います。

それから上津深江川、これはもう災害と言うよりも、むしろ以前からの懸案事項でございますので、この点についても農林課長も、地目が山林でございますので何かいい河川改修といいますか、そういったことがあったらよろしくお願ひしたいと思います。

幸いなことに、山林の地権者の方も少のうございます。ここも併せて、何かの機会があったときには先行買収まではいかないと思いますが、お話をその地区の区長さんなりに「どうやろかな」と、「買収すつときは、もっといくどかい」というごたる、少しお話でもしていただきたいと思っております。

それから、合流地点、確かに荒れているような状況でございます。保水量力が低下すると質問の中でも言っておりますけれども、大きな災害の要因にもなるのではなからうかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、土砂災害防止法に基づく区域に絡む事業でございますけれども、これも又、在職中に非常に質問のときは溪流というふうに書いておりましたけれども、沢ということでご理解をいただきたいと思っておりますけれども、大変狭いということで「公共債には適用せんもんな」ということで、その付近の方に申し訳ないなということがありましたので、あえて今回こういうふうな質問をさせていただきました。

下流域に水田があると、必然的に水路の用廃ということでとられるわけでございますけれども、そういったところは、なかなか水田そのものもございませんので、自然災害事業債、これもこじつけでございます。こういった、今実際この起債は利用してないのはわかってるんですけども、何か類似したものがあればなあということで今回質問をさせていただきました。機会があったら検討方よろしくお願ひしたいと思います。

最後の小災害の補助率のアップでございますけれども、復旧事業をしようという農

家、大変米の値段が下がっている中で、そういった中で農地を守ろうとしている農家を見捨てないでほしいなと思います。山間部はもう水路から全て不便であり反収も大変少ないわけです。私も山間部に水田を作っている一人でございますけれども、この前ちょっとした災害でもう止めようかなと思っておりましたけれども、周りの方々が「お前も止むつとならどがんすいかい」というご指摘も受けて、やっぱあと1回作ろうということで今年度も作付をいたしました。

そういったことで恵まれているところは良いんですけども、特にそこまでして農地を守ろう、先祖から受け継いだ田畑をどうにかして子孫に残そうというわけではありませんけど、自分がいる間だけはしたいという、せんばいかんなどというその気持ちをどうかお汲み取りの上、補助率のアップについても再考をお願いできんかなと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 答弁ございますか。町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、査定に入らない、そして40万円以下ということではありますが、その方の復旧意欲と経済的な状況等も考えながら今後検討していきたいと思います。お支払い能力がおありになるんだったら、まあこの50%で辛抱していただくと、ただ、復旧意欲が大いに強いけど経済力が弱いなというようなときには、要件を設けてまして検討をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、特別委員会設置に関する決議をお願いいたしたいと思います。

このことにつきましては、先の6月の第3回定例会の折に、議会の活性化について検討すべきではないかとの提案がございました。よって、お手元に配付をいたしておりますとおり、議長を除く全議員で組織する「苓北町議会活性化等検討特別委員会」を設置したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

よって、苓北町議会活性化等検討特別委員会を本日付けで設置をし、議会の活性化に関わる方策等についての調査検討を同委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

どうぞ。

○8番（浜口雅英君） これは、名前だけの委員会で付託がでくっつとですか。責任者は誰なんですか。

○議長（山本政人君） それは、まず特別委員会を設置をし、そしてその中で委員長、副委員長等の役員を決定したい、そういうふうに思います。

よろしいですか。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） お諮りします。

明日9月5日土曜日、9月6日日曜日は週休のため休会とします。

次は、9月7日月曜日午前9時30分から本会議を開きます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時59分

平成 2 7 年 9 月 7 日 (月)

(第 2 日 目)

平成27年第5回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成27年第5回荅北町議会定例会は、平成27年9月7日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益 田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	荒 木 広 之
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	汐 崎 正 喜	商工観光課長	立 山 清 剛
代表監査委員	登 本 玄 一		

8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 7 号 例月現金出納検査の結果報告について（平成26年度5月分、平成27年度5月分・6月分・7月分）
- 日程第 2 報告第 8 号 所管事務の調査結果報告について
- 日程第 3 承認第12号 専決処分の承認について
専決第12号 平成27年度荅北町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議案第46号 荅北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第47号 荅北町手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第48号 荅北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第49号 荅北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第50号 荅北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第51号 荅北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第52号 平成27年度荅北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第53号 平成27年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 平成27年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 平成27年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 平成27年度荅北町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 平成27年度荅北町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第58号 平成27年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第59号 平成27年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第60号 平成27年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 19 議案第 6 1 号 請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（1 工区）〕の
変更締結について
- 日程第 20 議案第 6 2 号 請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（2 工区）〕の
変更締結について
- 日程第 21 認定第 1 号 平成 26 年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 22 認定第 2 号 平成 26 年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号 平成 26 年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 24 認定第 4 号 平成 26 年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 25 認定第 5 号 平成 26 年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 26 認定第 6 号 平成 26 年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 27 認定第 7 号 平成 26 年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 28 認定第 8 号 平成 26 年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 29 認定第 9 号 平成 26 年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 30 認定第 10 号 平成 26 年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 認定第 11 号 平成 26 年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 32 報告第 9 号 平成 26 年度決算における健全化判断比率等について
- 日程第 33 報告第 10 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評
価報告について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第7号 例月現金出納検査の結果報告書について（平成26年度5月分、平成27年度5月分・6月分・7月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第7号、例月現金出納検査の結果報告書（平成26年度5月分、平成27年度5月分・6月分・7月分）が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第8号 所管事務の調査結果報告について

○議長（山本政人君） 日程第2、報告第8号、所管事務の調査結果報告についてを議題とします。

この件につきましては、三常任委員会の合同で6月に実施した災害状況調査と、7月に実施した天草広域連合の現状と今後の計画に関わる視察研修についての調査報告書と、町民福祉常任委員会からの調査報告書が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。

それでは、各委員長に報告を求めます。

まず、三常任委員会合同分については代表していただき、山下総務常任委員長にお願いをいたしますが、災害状況調査と天草広域連合の視察研修については同時に報告をいただいて、質疑はそれぞれの項目について、お願いをすることにいたします。まず、山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 平成27年6月29日、苓北町議会議長、山本政人様。苓北町議会総務常任委員長、山下時義、建設経済常任委員長、野崎幸洋、町民福祉常任委員長、田嶋豊昭。

三常任委員会合同災害状況調査報告書。

三常任委員会は合同で所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、1、調査事件名、平成27年6月11日木曜日の大雨洪水による町内被災状況等についての現地調査。2、調査の経過、(1)調査期日、平成27年6月18日木曜日であります。(2)調査場所、①町河川、小路川被災現場。②町道木場線(石太郎手前応急工事現場、山崎宅下)であります。③町道古栖線田中宅先であります。④県管理松原川氾濫現場、坂瀬川御領線・町道鴨田線であります。⑤町道寛毛線被災現場(花の通り橋橋脚)。⑥県管理志岐川氾濫現場(茶摘田橋・天神木橋下流)であります。⑦町道八久保線被災現場。⑧県管理富岡漁港護岸被災現場。⑨内田みかん園地周辺災害被災現場。⑩年柄吉村宅横被災現場。⑪町道年柄線被災現場(平井宅横)であります。⑫国道389号線被災現場(竹の迫地内)。⑬国道389号線被災現場(萱の木地内)。⑭古里(森田宅裏)被災現場。⑮町道上線上橋橋台被災現場(舞子川)であります。⑯町河川都呂々川被災現場(涼松地内)。(3)出席委員、総務常任委員会が浜口雅英副委員長、廣田幸英委員、倉田明委員。建設経済常任委員会、野崎幸洋委員長、高戸幸雄委員、松本良人委員。町民福祉常任委員会、田嶋豊昭委員長、錦戸俊春副委員長、山本政人委員、石田みどり委員であります。(4)執行部出席、山口土木管理課長。(5)委員会書記、宮崎議会事務局長であります。3、調査の概要等について。各被災現場において、山口土木管理課長から説明を受けながら現地調査を行った。4、出された意見、要望等について。①国県の補助対象箇所は早急な復旧をお願いする。②国、県の補助対象とならない箇所についても、特例をつくってでも受益者負担が極力少ないような取り組みを行ってほしい。③今回の災害の原因を早急に究明し、今後の道路、河川等の適切な維持管理をお願いする。

なお、本報告書におきましては、提出後、7月3日に議長、三常任委員長の4名で議会より執行部に対し、直接要望を行ったことを報告いたします。

次の案件でございます。次の案件は、天草広域消防関係であります。

平成27年8月7日、苓北町議会議長、山本政人様。苓北町議会総務常任委員長、山下時義、建設経済常任委員長、野崎幸洋、町民福祉常任委員長、田嶋豊昭。

三常任委員会合同現場調査報告書。

三常任委員会は合同で所管事務の調査、研究を行ったので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、1、調査事件名、天草広域連合の現状及び今後の計画についての視察調査であります。2、調査の経過、(1)調査期日、平成27年7月16日木曜日であります。(2)調査場所、天草広域連合事務所及び新ゴミ処理施設建設予定地であります。(3)出席委員、総務常任委員会が山下時義委員長、浜口雅英副委員長、廣田幸英委員、倉田明委員。建設経済常任委員会、野崎幸洋委員長、高戸幸雄委員、松本良人委員。町民福祉常任委員会、田嶋豊昭委員長、錦戸俊春副委員長、山本政人委員、石田み

どり委員であります。(4)に委員会書記でございますが、宮崎議会事務局長、野田議会事務局書記であります。3、調査の概要等について説明をいたします。調査の概要につきましては、天草広域連合事務所及び新ゴミ処理建設予定地で職員の説明を受けながら研修及び現地調査を行いました。内容については、報告書に記載したとおりでございますが、主な部分についてご報告をさせていただきます。

天草広域連合の庁舎は、面積が1万1,193.52㎡でございます。工事の竣工は、平成26年3月であります。総工事費は18億9,919万1,000円でございます。市町村負担金が17億9,891万9,000円となっております。この内、苓北町は1億584万5,000円あります。庁舎の施設等は、庁舎は本館が5階建て、訓練棟その他車庫、駐車場等が整備されております。又、車両につきましても、はしご車、消防自動車を含めて合計40台あります。あとは、記載のとおりでございます。

次に、消防署の再編計画について申し上げます。

平成22年に作成した第2次広域計画及び行政改革大綱では、苓北と五和を統合することも含めて3署5分署に統合し再編する計画であったが、東日本大震災発生以来、近年各地で頻発する自然災害による人的被害が多発し、消防の役割、存在意識が高まり、地域住民の消防へ寄せる期待が増大していることが感じられます。このような現状も踏まえて、第3次広域計画では上天草市管内に分署を格上げした消防署を設置し、天草全域を3署体制とする署所再編計画をしておられます。消防拠点としては、平成32年度まで現状維持としていた統合再編については、長期目標年次平成37年度まで先送りしている。この統合再編については、住民の安全安心を第1に考え、地元消防団や自主防災会を含めた総合防災力の維持向上が重要となってくるので、地域の理解を得て慎重に計画を推進していただきたい。

第3次広域計画については、8月開催予定の定例会へ提出予定という説明でありましたが、この計画については4日の議長報告にもありましたように、8月21日に開催されました天草広域連合議会定例会において提案され、原案どおり可決されているということをご報告させていただきます。

(3)衛生でございますが、①天草広域連合では、本渡地区清掃センターと松島地区清掃センターの2ヶ所でゴミ処理業務を行っている。本渡地区清掃センターは平成12年4月より運転を開始し、平成27年3月までということで地元と協定を結んでいたが新たな施設建設ができていないため、現在、平成37年3月までの10年間延長してもらって新施設建設の取り組みを進めている状況であるということでもあります。②新建設の計画地、天草市有明町須子・赤崎地区であります。③計画の概要と④進捗状況については、下に記載しているとおりでございます。

平成32年度に整備計画が終わりまして、平成34年度から供用開始をするというよ

うなことでございます。この件につきましては、建設への同意については出ていない。調査の進捗状況をみながら改めて地元住民へのお願いをしていくようになっているという説明を受けました。

(4)、介護認定審査については、ここに記載しているような流れで処理してあります。

次に、4でございますが、出された意見、要望事項でございます。

消防関係、①火災発生の放送については、苓北分署、地元消防団の意見を聞き、現場周辺の特定が困難な地域については、ポイントを指定して早急に現場に到着できるよう対策を講じられたい。②救急消防に関しては、緊急性を要するため署所の再編については地元住民の声を把握し、十分な検討をしていただきたいということでございます。

衛生関係、①新ゴミ処理施設の建設については、地元住民の意見を十分に反映されたいということでもあります。

最後に、介護認定審査会関係でございますが、これについては特記事項はありませんでした。

以上をもって報告を終わります。

○議長（山本政人君） 只今、山下委員長より2点について報告がございました。

まず、災害状況調査について何か質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 1番松本です。全体的なことではございませんけれども、この報告書の中で、2の(3)の出席の中で総務常任委員会で山下委員長は出ておいでにならないようなことではございましたが、委員長はおいでになっておられませんでしたかね。

というのが、次の三常任委員会の合同視察の中には総務常任委員会の山下時義委員長も出ておいでになっているということで明記してありますので、そこら辺確認をいたします。

○議長（山本政人君） 山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 松本議員に答弁いたします。

私は都呂々保育園の副理事長をしております。今都呂々保育園では非常に園児が少なくなっております。そこで今後運営をどうするかというようなことで、理事会で協議をいたしまして、山都町にある施設が老人の方も入所していただいて、保育園の経営をしていらっしゃるというような場所がありましたので、そこに行くように、既に1ヶ月以上前から決定された事項であります。そこで、議長並びに議会事務局長にその旨のお話を申し上げて、そして許可を得たわけでございます。帰りましてからすぐ、私も局長、議長、あるいは田嶋建設経済委員長にお電話をしまして、その箇所について現地を調査をしております。

そしてまとめのとき、今、松本議員からお話がありましたように私は出席していないのでという話をしたが、役職上、やはり総務常任委員長は出るべきだということでご案内をいただきました。それで、私は、まとめあるいは町長や執行部に対するお願い、これについては役職を全うするというような考えの元に出席をしたというようなことであります。

それで、よろしゅうございましたでしょうか。

○議長（山本政人君） 今、答弁がありました。松本君。

○1番（松本良人君） 委員長の出席できなかった理由については、わかりました。ありがとうございます。

この場合、やはり現場にも出ていないということでございますので、本来は副委員長がそのためにおいででございますので、報告を副委員長からお願いするとか、あるいは、この調査は災害が主体でございましたので、建設経済委員長あたりにしてもらおうとか、そういうようなしきたりとか何かはありませんか。すいません、私は初めての議員ですので、そこら辺をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） このことについては、三常任委員会の合同調査ということもございまして、そうなれば総務常任委員長が適任じゃないかということをお願いをしました。

先程指摘がありましたように、確かに調査のときにはご出席ではございませんでしたが、ただ後日帰られてから、すぐ調査場所については全箇所巡回をしておられますし、そして意見の合同委員会を開いたときには出席をいただいて、いろいろ委員の皆さんからも意見を聞いていらっしゃると思いますので、それで適当であると、そういうような判断をいたしておるところであります。

松本君。

○1番（松本良人君） わかりました。ありがとうございます。

ただ1点、お願いをいたします。こういった大事な時期ですので、できれば委員長さんあたりは、是非現場も見てもらい、おらなければならぬというのが一番大事だと思います。これは芥北町の根幹のいろんな災害状況ですので、そういったこととさせていただきますので、できれば日にちをずらすとか、時間をずらすとか、そういった対策を今後取っていただければ、町政に反映できるのじゃなかろうかなというように考えます。よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） 山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 松本議員から大変建設的なご意見をいただきましたが、私としては保育園の理事をしておる関係でこういうことになりましたが、やはり1人の都合で全体に迷惑をかけることはできないので、そういうことは一切申し上げず

に、後ですぐ現場を只今報告したような箇所については見て回ったわけでございますので、その点ご理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、広域連合の調査についての質疑を賜ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

次に、町民福祉常任委員会の視察調査の報告書が提出されております。町民福祉常任委員長に報告を求めます。田嶋豊昭委員長。

○町民福祉常任委員長（田嶋豊昭君） それでは、報告を申し上げます。

平成27年7月8日、苓北町議会議長、山本政人様。町民福祉常任委員会、委員長、田嶋豊昭。

町民福祉常任委員会視察調査報告書。

本委員会は所管事務について調査を行ったので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、1、調査事件名、町内各福祉施設の現状把握と実態調査。2、調査の経過、
(1) 調査期日、平成27年6月17日水曜日、9時より12時まで行いました。
(2) 調査場所、①小規模多機能ホーム「はるかぜ」、②地域密着型介護老人福祉施設「梧葉苑」、③グループホーム「菜の花苓北」、④養護老人ホーム「寿康園」、⑤苓北町老人福祉センター。(3) 出席委員、田嶋豊昭委員長、錦戸俊春副委員長、山本政人委員、石田みどり委員。(4) 執行部出席、田尻福祉保健課長、西川課長補佐。(5) 委員会書記、宮崎議会事務局長。(6) 調査の方法等、各施設を訪問し、施設側から説明を受けながら調査し、意見交換を行った。3、所管事務調査、研修内容は次のとおりです。

(1) 小規模多機能ホーム「はるかぜ」。苓北町に住所を有し、介護認定の要支援1・要支援2・要介護1から要介護5までの方が利用できる。高齢者が地域に生きがいを持って生活が営まれますように利用者の状況に応じて「通い」「泊まり」「訪問」の機能を組み合わせ提供する在宅介護サービス施設である。①通所サービス、入浴や食事などの介護の他、生活上の相談、助言、健康状態確認などの日常生活の世話や機能訓練の提供。②訪問サービス、自宅に訪問介護員を訪問させ、身体介護や生活補助サービスの提供。③宿泊サービス、ショートステイで利用者の希望により提供する。④少人数登録制で、25人まで利用可能とのことである。⑤宿泊施設は9室あり、他にゲストルー

ム、面会者の宿泊室1室が準備されていた。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設「梧葉苑」。苓北町に住所を有し、要介護1から要介護5に該当され、入院治療を必要としない方の入所施設である。①利用者定数、20人(全個室20室)。②サービスの内容、食事の提供及び援助、健康管理・服薬管理の援助、減退防止のための機能訓練、清掃・洗濯・買い物等の日常生活動作援助、排泄援助及び入浴援助、緊急時の対応(委託及び協力医療機関へ連絡)、個別にあったケアなど。③経営理念、お年寄りも子どもも障がいがある方も、元気な方も共に生きがいを感じて、心豊かに暮らせる地域づくりの役に立ちたいと考えているとのこと。④運営方針、生活の機能性を尊重した支援・入居者の立場に立って安心できるサービスを提供、地域や家庭との結びつきを重視した運営。⑤地域で安心して暮らせるよう新しい地域福祉の創造を目指し、「地域縁がわづくり」の計画をされていた。

(3) グループホーム「菜の花苓北」。苓北町に住所を有し、要支援2要介護の認定を受けた方で、認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴、食事、排泄といった日常生活の介護や機能訓練などのサービスを受けるもので、家族・家庭的な雰囲気の中で普通の暮らしを提供する施設である。①利用者定数、18人(2ユニット)。②理念、その人らしく自分らしく、思いやり、やすらぎ、ありがとう、笑顔あふれる菜の花とされていた。

(4) 養護老人ホーム「寿康園」。65歳以上の方で、在宅生活が困難(環境上の理由及び経済的理由)な状態にあると市町村から認められた方が入所する福祉施設である。①利用定数、50人(訪問時利用者49人、うち半数の方の介護支援、訪問介護、通称リハビリ等受けているとのことであった)。②日常生活支援として生活の相談、機能訓練(棒体操、指体操、ラジオ体操、介護の予防体操、太極拳、嚙下体操)、生活支援(食事、入浴、排せつ、掃除、洗濯、外出)、レクリエーション(手芸、音楽、書道など)、健康管理など。又、共同生活を通じて生活上の相談・支援、社会参加の促進など様々な援助もされている。③運営方針、「人間尊重」の基本的精神を持ち、施設や地域の中で「その人らしい」環境づくりに努め、安心して生活を送られる支援を行いますとされていた。

(5) 苓北町老人福祉センター。事業内容、デイサービス事業・訪問介護事業・自主事業が実施されている(5月末現在)。①デイサービス事業(月曜から金曜に実施)、登録人員73人(一般高齢者49人、特定高齢者24人)。②訪問介護事業、介護保険(身体介護1件・生活援助10件・介護予防4件)、計15件。各病院のケアマネージャーより紹介で訪問を行っているとのこと。生活管理11件。ホームヘルパー派遣2件、地域包括センターより依頼で派遣しているとのこと。③自主事業、宿泊1組5名以上の宿泊が条件。1泊素泊まり2,000円。他寝具代(冬900円、夏700円)。食

事、外注。入浴は10時から20時まで。(日曜祭日休み)200円です。(木曜日、半額100円)

まとめで、何らの施設の入所者・利用者のニーズに合ったサービス内容であると思われた。又、入所施設において、施設内の明るくゆっくりとくつろげる家庭的な雰囲気であり、入所されている方は笑顔で明るくいきいきと生活されている様子が伺われました。

以上、町民福祉常任委員会視察調査の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(山本政人君) 町民福祉常任委員長より報告が終わりました。

何か質疑はございませんか。野崎君。

○7番(野崎幸洋君) 2点ほどお伺いをいたします。

施設等の利用内容につきましては大体わかったんですけども、施設の入所者、利用者の割合は、どれくらい現在あるのか、定員数いっぱいの状況なのかの1点のお尋ねと、それと、老人福祉センターについての宿泊施設がありますけども、この利用状況はどうかという2点をお尋ねしたいと思います。

○議長(山本政人君) 田嶋町民福祉常任委員長。

○町民福祉常任委員長(田嶋豊昭君) 老人福祉センターですかね。

○7番(野崎幸洋君) はい、老人福祉センターは宿泊状況で、あと全体的なその割合、利用状況です。

○町民福祉常任委員長(田嶋豊昭君) 利用状況は、ほとんど満員状態でやっているということでした。

○議長(山本政人君) 宿泊状況。

○町民福祉常任委員長(田嶋豊昭君) あその利用状況は、ちょっとわかんないですね。

○7番(野崎幸洋君) 担当課にお尋ねいただければ、もしわからないようであれば。

○町民福祉常任委員長(田嶋豊昭君) 利用状況は、福祉保健課長わかりますか。

○議長(山本政人君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(田尻伸治君) 宿泊につきましては、老人福祉センターが自主事業でやっている事業でございます、平成26年度は809名の利用がっております。収入としまして、約170万円ほどの収入がいただいているところです。以上です。

○議長(山本政人君) 野崎君。

○7番(野崎幸洋君) 今の宿泊状況についてですけども、多数の方が利用されていると思いますけども、主に、これは季節問わず、例えばあとは定修時期の利用が主なのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長(山本政人君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 発電所の定修の働かれる方とか、あとは子どもさんです、部活とか、そういう合宿関係でおいでだということを知っています。

○7番（野崎幸洋君） ありがとうございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

町民福祉常任委員長、何か答弁あつと。

○町民福祉常任委員長（田嶋豊昭君） いやいや、さっき書いてあった分でちょっと間違いがありました。

地域密着型老人施設の「梧桐苑」ですね。これが、②のサービス内容、食事、健康管理のため、機能訓練、掃除、選択とありますけど、この選択の字が間違っていました。

洗濯するの洗濯です。すいませんでした。一応報告しておきます。

○議長（山本政人君） 訂正です。訂正方お願いします。

松本君。

○1番（松本良人君） 老人福祉センターの活用方法について、今ご説明がありました。確かに、かなり経営あたりが苦しい状態だと思いますけれども、この老人福祉センターの目的は、老人の諸々の憩いのためとか、あるいは老人の活用等を目的にして作られておると思います、建設当時ですね。それが宿泊施設とか何かになってサービスの拠点になったりしておりますが、その本質的な本分が現在、順調に行われているか。あるいは、金の収入あたりが先に出て、本当の老人福祉センターとしての機能が低下していないか、そこら辺をお尋ねをいたします。

それからもう1点、これはこの問題じゃなくて、全体的に関連すると思います。こういった施設も、私もいろいろ興味がございまして、できれば一緒になって行きたかったなという感じがします。総務委員会においてもそうでございます。特に1年生議員ですのですね。そういったところで、できれば各委員会がそういった勉強会をするときに、委員以外の者もおおつとでもいいですので、同行させていただいて勉強をする機会を与えていただけないかなというので、これは各委員会への要望でございますが、そこら辺できるかできないかをお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 今の最後の2つ目の質問であります、委員以外の参加ですね。このことについては、議員皆さんで、全体会議の中で協議をして結論を出せばとどのように思います。

それでは、委員長。

○町民福祉常任委員長（田嶋豊昭君） わからないからよろしく。福祉保健課長からお願ひします。

○議長（山本政人君） 大変失礼をいたしました。

○議長（山本政人君） それでは、そういう委員長からの要望でありますので、福祉保

健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 老人福祉センターの活用につきましては、条例、施行規則で定められているところでありまして、JAが指定管理者になりまして、その中で併せてデイサービスというようなところで、高齢者が極力介護状態にならないようにいろんな事業をやっているところをございまして、老人福祉センターとしての機能は果たしているんじゃないかと思いますが、私どももよく今後、又、条例、施行規則を見まして、それと外れているところはないかというところは点検をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今後、老人は増えるばかりでございます。施設も満室ということで聞いておりますが、やはりこの施設自体は、老人の安らぎの場として造られたんじゃないかなと思いますね。今、そういったことで規則とか何かに照らしてというようなご意見がございましたけれども、その施設を造って、どういった規則を取り交わしているのかわかりませんが、是非、本分を忘れない規則の作り方と、そしてそこを忘れないような指導の仕方をしていただいて、今後まだまだ増えていく老人の福祉のために使うというようなことで、ひとつ頑張っていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） 答弁あります。そのように努力をされるということでよろしいですね。

ほかにありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 全部で5つの施設を調査研究しておられます。いろんなサービスの内容がそれぞれであるようですが、これは施設利用者の利用料といいますか、そういうものは固定化されているのか、それともそれぞれ1人ずつ違うのかどうか。そして、おおむねどのくらい一月に負担しないとならんのか、教えていただければと思います。

○議長（山本政人君） 田嶋委員長。

○町民福祉常任委員長（田嶋豊昭君） これも訪問したときには、そういうあれは聞きませんでしたので、福祉保健課長、わかっていればお願いいたします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） お答えします。

これにつきましては、介護保険の認定を、介護施設につきましては、その認定に応じまして利用料の1割、それからまた地域密着型の中でも様々な、例えば個室とか何とかございまして、負担も違うわけございまして、一律ではございません。それぞれの施設で、介護1の方でも違う場合があるわけございまして。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 一律でないということですが、おおむね1人幾らぐらいかかるというふうな、そこら辺の数値も掴んでおられませんか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） すみません、手元にございませんで、後で一覧表を提出させていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） うろ覚えでもわかりませんか。

○議長（山本政人君） うろ覚えって、そんな不正確なことを言うわけにはいかんでしようから、後ほど一覧表を配付しますということですから、それでよろしいですか。

○8番（浜口雅英君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

報告第8号、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

-----○-----

日程第3 承認第12号 専決処分の承認について

専決第12号 平成27年度荅北町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（山本政人君） 次に、日程第3、承認第12号、専決処分の承認について、専決第12号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第12号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度荅北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、去る6月10日から11日までの豪雨により発生した災害に対応するための補正でございます。なお、内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでは、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明します。

歳入歳出それぞれ1,000万円を追加しまして、総額を49億1,907万9,000

0円とするものでございます。今回の補正は、平成27年6月10日から11日にかけての豪雨による災害に対応する経費でございます。

6ページをお願いします。歳入でございますが、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税、普通交付税1,000万円の増でございます。

7ページをお願いします。歳出です。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節13委託料、査定設計委託料1,000万円の増額です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この1,000万円は、何箇所分の工事箇所ですかね、被災箇所何箇所分の設計委託料なのか。それから入札されたときは、一括して入札されたのか。それから1,000万円の設計根拠は何か。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、この1,000万円につきましてのご説明を申し上げますが、当初私どもで、災害が町内あちらこちらに発生をいたしております中で、当該上唐津丸線の地滑り災害というようなことで、今回補正を計上させていただいたわけでございますけども、当初この場所につきまして現場を見た限りでは、当然地滑りというような想定をいたしておりませんでした。

議員の皆さま方にも、各現場を町内の重要な被災箇所のご案内をした際にも、この部分をそういう重要な箇所ということで把握をいたしておりませんでしたので、ご案内もいたしておりませんでした。この上唐津丸線につきまして現状の把握ができた後に、県のほうにもご相談をいたしました関係で、後での地滑り対応と地滑り災害での採択に向けた対応というようなことで追加の対応になったわけでございますが、ボーリングをいたしまして、地滑りの状況を確認するための傾斜計の設置、それから水位計の設置及び観測のための測量に、前回7月22日の議会で既に承認をいただいておりますけども、第1回目の専決でいただいた予算の中で、ボーリングを設置する費用といたしまして約660万円、そちらに使っておりました。

その後不足する部分といたしましては、災害全体では、相当やはり現場の状況等々で、出入りが設計を委託しておりました中で生じておりますが、今回1,000万円の追加をお願いいたしました分は、その上唐津丸線の地滑り災害として採択をいただくための測量設計費780万円でございますが、その部分の経費として計上をいたしたところでございます。

その後にも災害自体が、台風でも若干ではございますけども6ヶ所ほど追加が出ておりますので、そういう概略の部分を含んだ中で1,000万円ということで計上をさせていただいたところでございます。

ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、上唐津丸線の災害復旧に関わる委託料と、主としてということでよかったですな。660万円に780万円をまた追加した1,500万円が複雑な、精度を要する調査設計も必要だったということでしょうけども、それだけかかったということではよろしいんですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、議員がお尋ねのとおり、その合計額ほどが、この上唐津丸線1ヶ所での地滑り災害に必要な費用というようなことでございます。

一応地滑り災害といたしまして採択をされますと、国庫の補助の対象になってまいりますので、なるべくこちらで災害の採択を受けるように、今後査定に向けて努力をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第12号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第46号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第4、議案第46号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第46号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容について説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

平成27年苓北町条例第（ ）号。苓北町条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正されたものでございます。

今回の主な改正事項は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、地方税法施行規則等の一部が改正されたのに伴い、苓北町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項について説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

第36条の2第8項についてでございます。町民税の賦課徴収について必要があると認める場合、町内に事業所、又は事業所を有する法人に該当する場合、20日以内に申告させることができることとなっており、申告に必要な事項に法人番号の記載が追加されたものです。

同じく1ページの51条についてでございます。町民税については、生活保護等を受ける者など一定の要件に該当する場合、町民税の減免を受けることができます。その申請に個人番号及び法人番号を記載するように追加されました。

2ページをお願いいたします。第56条でございます。平成28年4月から独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が施行され、(独)労働者健康福祉機構が(独)労働安全衛生総合研究所と統合し、(独)労働者健康安全機構と名称が変更になりました。

第63条の2でございます。第63条の2は、地方税法でマンション建物等の区分所有に関する補正の方法に関する申請について、個人番号及び法人番号を記載するように追加されました。

3ページをお願いいたします。第63条の3第1項は、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地などに対して課する固定資産税の按分の申し出について、申出書の様式に個人番号及び法人番号を記載するように追加されました。同じく、第63条の3第2項は、特定被災供用土地に係る按分の申し出について、個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

4ページをお願いいたします。第71条は、固定資産税について減免の要件に該当する場合の申請書について、個人番号及び法人番号を記載するよう追加されました。第74条は、住宅用地の所有者は所有者の住所、住宅用地の所在、住宅用地に家屋を新築した等、申告すべき事項が発生した場合の申請書に個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

5 ページをお願いいたします。第74条の2は、震災等により住宅が滅失したり、損壊したり、住宅用地として使用できないと認められる場合は、被災した翌年度及び翌々年度において、被災住宅用地として住宅用地と同等の特例措置が適用されることがあり、その申請について個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

6 ページをお願いいたします。第89条は、公益のために直接使用すると認められる軽自動車に対して、軽自動車税を減免することができるとなっておりますが、その減免申請書に個人番号、又は法人番号の記載が追加されました。

第90条は、身体障害者等が使用、又は所有する軽自動車についての減免申請書について、減免を受ける者の氏名に個人番号の記載が追加されました。

7 ページをお願いいたします。第139条の3は、公益のために直接使用する土地や災害により著しく価値を減じた土地等について、減免申請書に個人番号、又は法人番号の記載が追加されました。第149条は、鉱泉浴場を経営しようとする者の申告について、個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

続きまして、8 ページから10 ページについてでございますが、これにつきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告についてでございます。附則第10条の3第1項は、新築された住宅に対する減額申告、第2項は、新築された長期優良住宅に対する減額申告、第3項は、新築された土地再開発法によって規定する住宅の減額申告でございます。

9 ページをお願いいたします。第4項は、高齢者の居住の安定確保に関する法律のサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額申請、第5項は、防災街区の整備の促進により建設された住宅に対する減額申請、第6項は、耐震改修工事が行われた住宅に対する減額申請でございます。

10 ページをお願いいたします。第7項は、高齢者、障害者、その他政令で定められる者で居住の安全及び高齢者等に対する介助の向上を目的とする改修工事が行われた住宅に対する減額申請でございます。第8項は、熱損失防止改修工事を実施した住宅に対する減額申請でございます。第9項は、耐震基準適合家屋に係る工事を実施した家屋に係る減額申請でございます。

以上、第1項から第9項までの申告について、個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

10 ページから11 ページでございます。第22条第1項は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が行う申告で、震災等により住宅が滅失したり損壊し、住宅用地として使用できないと認められる場合は、被災した翌年度及び翌々年度において被災住宅用地として住宅用地と同等の特例措置が適用されることがあり、その申請について個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

第22条第3項につきましては、東日本大震災に係る特定被災共用土地の代表者が行う申告について、個人番号及び法人番号の記載が追加されました。

恐れ入りますが、条例本文の3ページをお願いいたします。附則につきましては、第1条でそれらの規定の施行期日を定めております。

4ページをお願いいたします。第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置、第4条で軽自動車税の経過措置、第5条で特別土地保有税の経過措置でございます。第6条で入湯税に関する経過措置を規定したものでございます。

この条例の改正は、原則として平成28年1月1日改正でございます。

以上が、苓北町税条例の一部を一部改正する条例（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。石田君。

○6番（石田みどり君） この税条例の改正なんですけども、これはマイナンバー制度における変更というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） はい、そのように理解していただいて結構です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。山下君。

○10番（山下時義君） 課長にお尋ねします。

一昨日、熊日新聞にマイナンバーのことが詳しく書いてあります。桁数は12桁であるということと、ナンバーはあれは国から指定されるんですかね。その辺を第1点に聞きたいわけですよ。その12桁であるということですね。

それと、この前の協議会でもありましたように、自分からそのナンバーを変えるときには、申し出をしてならば変えられるようなことを勉強したと思いますが、そういうことを許されるのかどうか。

それともう1点は、家族が1人、2人、3人、5人といろいろといるわけですが、その場合、一人一人のナンバーが付いてくるかと思えます。その場合に、通し番号でその場合はされるのかですね、それをお聞きしたい。

もう1点は、携帯電話でご存知のように、ドコモなんかは「090」で始まっております。auなんかは「080」で始まっているわけですが、そういうシステムで国からナンバーが指定されてくるのかどうか、その点を3点だけ教えてください。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 只今の山下議員の質問でございます。まず、ナンバーの指定につきましては国から番号を振って指定されます。それから、ナンバーの変更ににつきましては、先程おっしゃいましたように、先日の説明会にもありましたが、漏えい

といたしますか、これは何かの関係で漏れるというような心配をされる場合に限り、ナンバーの変更はできるということになっております。通常このナンバーにつきましては、最初生まれてから亡くなるまで同じ番号で原則としていきますけれども、そういうような特殊な事情がある場合には、ナンバーの変更ができるということになっております。

それからナンバーにつきましては12桁、これはランダムで、地方公共団体情報システム機構というナンバーを統括するところがありますけれども、そちらのほうで番号を機械的に振りますので、家族の通し番号ということはありませんで、それぞれ一人一人違う番号が、12桁の番号が振られます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 山下君。

○10番（山下時義君） 私は、先程申し上げましたように、新聞で勉強しただけであります。この前の協議会でもありましたように、このマイナンバー導入については、恐らく町民の方も大変困惑されるんじゃないかなと思います。その場合、やはりこれは全体として町民にどういう仕組みでどうなっているかという、そういう説明会というんですかな、そういうのは今後考えていかれないものかどうか。ただ国から押しつけられたナンバーがずうっと来るわけですが、その辺、町民の方はいいんですかね。課長、どうお考えですか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） まず、ナンバー制の説明会等につきましては、私がお答えはできませんけども、まず通知番号が10月5日から、住民の皆さんには、5日からすぐとはわかりませんが、地方公共団体情報システム機構のほうから送られてまいります。

それで、私たち税務住民課の窓口では、この住民通知カードの説明等、来られたお客様にしていきたいと思っております。それと、通知カード、それだけでは証明する、そういうような身分証明等の役目、又、今後の個人番号カードの申請をしていただくというようなことが大事でございますので、まず個人番号カードの申請につきましても、税務住民課の窓口のほうで通知カードと写真等が必要で、それからこの個人番号カード交付申請書受付センターという、そちらのほうへ送っていただくような、そのような手続き等につきましても、窓口のほうで説明をできる限りしていきたいと思っております。

又、全体的なこの広報等につきましては、町の広報誌とか、そういうようなところで今もされておりますけれども、今後また引き続き掲載をされて住民の方々に説明の機会をもつていただけることということで考えております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 先程、番号変更について、例えば漏えい等の発生が考えられる場合に、本人から申し出があれば交換できるみたいなことで答弁があったと思うんです

けども、その漏えいが考えられるというのは、実際漏えいがなくても、本人がそういう危惧をした場合に、「これ変えてください」という申請さえあれば、それが可能なのか。それとも実際に漏えいがあったから、こういう実例があるから変えますよという、そういう事前じゃなくて被害があった場合だけしか変えることができないのか、その点のお尋ねと、先程マイナンバーが登録されて写真入りのその証明書が発行されるということですが、その写真については、役場のほうで個人個人申請に来られた方の写真を撮るのか、それとも直接写真屋さんに行って、そういった規定のサイズの写真を持って来なければ登録ができないのか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） まず、写真につきましてですけれども、このように提出していただきますのは、縦が4.5cm、横が3.5cmの写真でございます。今考えておりますのは、本人さんの方で写真を撮られたものを、あくまでもこれは申請につきましては、本人さんがしていただくことになっております。本人さんが通知カードの申請書用紙に写真を貼って送っていただきますので、あくまでも写真については、本人のほうで撮っていただくということで、こちらの方ではお尋ねとかあったときにその説明ですか、そういうことはさせていただくということになっています。

それと漏えいにつきましては、例えば個人番号カードを作っておったり、それから通知カードあたり番号が付されておりますので、これを持っておられて、もし無くされたり紛失したりして、本人さんがこれは心配であるとか、そういうようなことであれば、その番号が漏えいされるというような危惧があらわれる場合には、作り替えとか、そういうことができるかと考えておりますけれども。その個人情報につきましては、またちょっと説明が不足であれば、後で説明を確認してしたいと思います。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 再度確認ですけれども、その番号変更についてですけれども、例えば、何回も言いますけれども、漏えいの心配だけで交換ができるという意味でお答えをいただいているのか、それとも、さっきも言いましたけれども、被害が実際あったからなのか、その辺がちょっとはつきりしません。例えば、「この番号は、おれは縁起の悪か、好かん」といって変えたいなと思っても、役場に申請すれば「ああ、よかですよ」って変えてくれるものなのか。その辺の番号に対する重みといいますか、簡単にそんなに変えて良いものなのかというのがあるんですけれども、その辺の規約といいますか、規定、そういうものはあるんですか、ないんですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長よろしいですか。

○税務住民課長（益田大介君） 番号につきましては、申し上げましたように、やはり厳格な決まりの中で、あくまでもさっきのような状況があったときに変更できるという

ようなことで規定されておるとは思いますけれども、これは又、再度確認をいたして、後で報告いたします。

○議長（山本政人君） いいですか。

○7番（野崎幸洋君） はい。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） このシステム自体は、各支所でもできるわけですか。

それと、今後確かにここの本庁の窓口ではかなりの対応、今のような質問あたりにも対応できると思いますけれども、今後高齢化社会になってきますと、やはりここまで来るのが大変だと。「出張所に聞きぎゃ行こうかい」というようなことが多々あると思いますね。今の出張所の充実というのは、今のままの体制でいかれるのか、あるいは今後、再度昔のように職員を配置してこの対応に専念されると、軌道に乗るまでですね。そうされるのか、お尋ねをします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 松本議員の質問にお答えします。

まず、この通知カードは個人に送って、先程申しました10月5日以降に通知カードという、これは皆さんにまず送っていただいて行くわけですが、その後の、今度番号カードといえますか、これが写真を貼る分ですが、貼って送ってくる分です。まず、この申請につきましては本人が行いますけれども、説明につきましては本庁ばかりではなくて、各出張所のほうでもそういうふうな説明ができるようお願いしていきたいと思っております。

ただ1つ、その通知カードを、今度は申請をしていただいた後に、先程申しました地方公共団体情報システム機構というところで個人番号カードというのが正式なのが作ってきます。これは、個人番号カードはプラスチック製のような形で、これも写真が付いてありますけれども、これにつきましては役場本庁に来ていただかなければできません。それはなぜかと言いますと、この間も説明がありましたが、12桁の番号とそれから当日本人さんの4桁の暗証番号、これを設定していただかなければなりません。この4桁の暗証番号を設定するには、役場の本庁に機械が1台ございます。それは、今住民基本台帳カードの機械がありますので、その機械を応用いたしますので、それは役場にしかありませんので、その交付につきましては役場でしか交付はできません。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私の質問が悪かったのか、受け取り方が悪かったのかわかりませんが、これが軌道に乗ったときに、そのカードを持って行っているような手続きをするときに支所でもできますかと。機械を置いとくかばんとでしよう。そういうことをまず1点お伺いしたのと、あとの2点目は、このマイナンバー制度というのは、いろ

いろとやっぱり地区でも困難が生じると思います。事実、私もよくはわかりませんので、いろいろ質問等がまいると思いますけれども、そこら辺の質問とか、あるいは使い方等に入念に熟練された方が支所においでになるか、あるいは今の臨時的な職員の方をそのまま置いとって、それで対応されるのか、そこら辺を私は聞いたつもりでございますけれども、ちょっと回答がずれておったようでございますが。

○議長（山本政人君） どなたか答弁できますか。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） まず今、松本議員おっしゃいましたこのカードは、本人確認ですね。今おっしゃったいろいろ申請をするときに、今、役場のほうでも住民票とか戸籍とか申請をされるときに、本人確認ということで免許証を見せていただいたり、そしてその方が本人さんに間違いないですよということまでしております。これは出張所についても同様でございます。

それから個人番号カードを、これは身分証明、身分確認ができます。といたしますのは、まず、今おっしゃったように番号のカードの中に本人の名前と写真が貼ってありますので、これで本人確認ができます。それと、個人番号カードを取っておられない方については、通知カードという、今度は紙のものが送られますけれども、それには写真が貼ってありませんので。

○議長（山本政人君） 税務住民課長、答弁中ですがね、質疑は結局、出張所で説明ができるのか、その説明をするために現在の人用で対応するのか、それとも増員をして対応をするのかと、そういう質問ですよ。

○税務住民課長（益田大介君） 申し訳ございません。

出張所で説明は、私は個人的には今お願いしようと考えております。今の役場の本庁と出張所職員の方に説明をしてお願いをしたいと考えておりますけど。

○議長（山本政人君） どなたか説明、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 各出張所での対応につきましては、現在、嘱託職員で出張所は対応しておりますけれども、この制度につきましてもその職員に十分説明した上で、出張所でもこの制度の概要、あるいは本人のカードの申請方法、それも含めて説明できるようにしっかり教育を行ってまいります。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） しっかり内容を説明して対応していただくということですが、今現在の状況でも支所の方は職員さんと違って、いろんな点で引っかかる場所があります。極端なことを申しますと、「これを本庁にファックスで送ってくださいよ」と言っても、そのファックスの使い方がわからんというようなことも、半年以上になりますばってんですな。そこら辺の指導の徹底はどうなっているのか、そういうことも要するにあまりされん、あるいはちょっとした申請を言っても「本庁に、ちょっと待ってく

ださい、問い合わせますので」ということで、各地域では、確かにここにおいでの方は本庁で仕事をしておられるので1つも不自由はないと思いますけれども、支所に行った方は、かなり不自由をしておられるのではなかろうかと思います。

そういうことで、私自体も不自由をしております。もうちょっと、そこら辺が現在のところでも不自由をしておる中で、このマイナンバー制度が出てきて、それ以上の説明ができるような感じになるかならんか。そして、その後の対応はどうするのか。

もう私の簡単な例ですけれど、とりあえず3ヶ月くらい本庁にずっと順番でここで仕事をさせていただいて、そして職員の方を同じ仕事をするのですからね、支所に置いていただいて、例えば手助けをさせていただいて、ここで仕事をなさっていただいてということで、そこで訓練をした方を置いていただくということになれば大変助かるわけですけれども。多分、現在の状況で本当に対応できるというのは、机上の空論で、「おら、ここで説明したけん、お前たちはせろ」って言うたっちゃ、現場サイドに立った場合は大変な困難が出てくるんじゃないかなろうかと、現在の時点で推測しますが、そこら辺対応していただけますか、確実に。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 出張所の職員の研修につきましては、今年度から2名体制でということで行いましたので、十分出張所の職務に対応できるように研修を行っております。今年度も5月に2日間の研修を行いまして、それぞれ住民票の関係、福祉関係、そういった出張所で扱います手続き関係、そういった研修を2日間行っております。

このマイナンバー制度につきましても、先程申しましたように、十分説明を行い、窓口での対応ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 1点お尋ねいたしますが、マイナンバー、これは個人ですけども、マイナンバーばかりかと思ったら法人も番号があるんですね。これは用途用途で違うんでしょうけども、それはそれとして理解いたしますが、直接関係があるかどうか、ここで質問した方がいいかどうかわかりませんが、税条例ということで質問をさせていただきますが、現在、苓北町に家があって他所に在住されていると、その方々の税金、いわゆる固定資産、これはずっとほとんどの方は入っているんですかね、登録されている方。わかるかな意味は。

現在、苓北町に家を建てて他所に移住された方。家は残つとるですたいな。それは全部課税されているかどうか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 課税をしております。苓北町に建物と土地と所在して

おる方につきましては、課税をしております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 課税されていれば結構です。特に、今度この制度でほとんど漏れがなくなると思うし、メリット・デメリットありますが、そういうことで税収が入っておるといふことであれば結構でございます。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他にないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第5 議案第47号 苓北町手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第5、議案第47号、苓北町手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第47号、苓北町手数料条例等の一部を改正する条例の内容について説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

平成27年苓北町条例第（ ）号、苓北町手数料条例等の一部を改正する条例（案）。

苓北町手数料条例（平成12年苓北町条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の改正事項につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律が施行されることに伴い、個人番号の指定及び通知カードが送付されることになり、個人番号法附則第1条第4号に掲げる個人番号カードの交付の期日が、来年1月1日とされたことによりまして、通知カードの再発行及び個人番号カードの交付手数料について苓北町手数料条例の一部を改正する必要があるためでございます。

個人番号カードは、来年1月1日から申請後交付されますが、それまでに本年10月5日時点で苓北町の住民基本台帳に登録されております町民に対しまして、個人番号12桁が記載されました通知カードが、国の委託を受けました地方公共団体情報システム機構（以下機構）から簡易郵便書留で送付されてまいります。通知カードは、10月5日以降、世帯単位で送付されます。この通知カードには、氏名、住所、生年月日、12桁の個人番号、性別が印字されておまして、今後個人番号により、年金、労働、福祉・医療などの社会保障分野、税金の確定申告などの届出書関係の分野、災害対策分野など様々な分野での利用が法律で規定されております。

10月5日以降送付されます通知カードには、その下の方に個人番号カードの交付申請書が印刷されております。その申請書に写真を貼って郵送していただくことによりまして、個人番号カードを受け取ることができます。

今回の改正内容につきまして、新旧対照表によりまして説明させていただきますので、新旧対照表をお開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正されたものでございます。

今回の改正は、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の施行により、住民基本台帳カードの運用が平成28年1月1日から個人番号カードに引き継がれるのに伴い、苓北町手数料条例を改正するものです。

平成27年10月5日以降、通知カードが国の委託を受けました地方公共団体情報システム機構から簡易郵便書留で送付されてまいります。その後、その個人番号カードの交付手続きにつきましては、通知カードに印刷されております、又、下のほうに書いてあります申請書に記入をしていただきまして、それを国の委託を受けました地方公共団体情報システム機構へ写真を添えて申請を行うことによりまして、平成28年1月1日以降、個人番号カードを受け取ることができます。

今回の条文の改正について説明をさせていただきます。第1条の改正は、苓北町手数料条例の一部改正でございます。今回、10月5日送付されます通知カードにつきましては、第1回目につきましては無料で送付されますが、今後紛失された場合、手数料が必要となり、再交付手数料として平成27年10月1日から1件あたり500円の手数料を徴収します。このことによりまして、第24号の次に第24号の2として加えるものです。

次に、第2条の改正は、苓北町手数料条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。平成28年1月1日から住民基本台帳カードから個人番号カードへ引き継がれますのに伴いまして、この第24号に通知カードの再交付手数料を1件につき500円に改正いたしまして、第24号の2を個人番号カードの交付1件につき800円とし、苓北町手数料条例の改正案として提案させていただきます。

恐れ入りますが、前のページをお開きください。この経過措置といたしまして、個人番号カードの初回の交付手数料相当経費については、国庫補助の対象予定という通知が総務省からまいっております。このことによりまして、当分の間、手数料については徴収しない見込みでございます。なお、今回通知カード及び個人番号カードの再交付手数料については、平成27年4月17日、総務省から再交付手数料の取り扱いについて通知がまいっております、それぞれの原紙、ICカードの購入原価等を考慮して算定されております。

以上が苓北町手数料条例等の一部を改正する条例（案）につきまして説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

それから先程、マイナンバー、個人番号の番号変更につきましてということでございますが、これは国の方から来ております通知によりますと、マイナンバーの番号につきましては、原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがあると認める場合に限り、本人の申請、又は市町村長の職権により変更することができますということでは回答が来ております。ただ、この具体的な詳細につきましては、まだ参っておりませんので、その点につきましては詳細が参りましてから、また広報等で掲載、お知らせしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先程の議案もそうですが、今度の議案でも種々説明をしてもらっておりますが、その番号の見本はまだできていないんですか。もし、できているということであれば見本とか何とか、持ち出し禁止とか、そういう、よく苓北町では説明した後、回収するとか、そういうこともありますので、そういうものを見ながら説明をしていただければ私たちもわかりやすいという気がします。それができるのか、できないのか。

それから、この個人番号カードは800円ですね。800円が正しいのか500円が適当なのかよくわかりませんが、これは何で300円高くなっているのかということ。

それともう一つ、1ページの第2条で括弧で「苓北町手数料条例の一部を改正する条

例の一部改正」、この一部、一部って、2つも3つもくつとばってんが、これは正しい使い方になつとですかね。あとの一部は、これは省いてもよかつじゃなかかという気がすつとですが。以上です。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 個人番号カードの料金800円につきましては、300円につきましてはどうかということで具体的にはわかりませんが、先程説明しましたように通知カードは500円、これは紙のような厚紙なので、個人番号カードにつきましては800円で、これはプラスチックのもので、その原価を算定してということで国の方から通知をしておりますので、その300円の差額はこちらの方で今の状況では、お答えできる状況ではありません。

それから、通知カードの見本につきましてはどうかということで、確かにお手元にも配付しておりませんし、私たちの方にもまだ来ておりませんが、先日番号法の説明会をさせていただいた中で見本という形で図示ですね、書いてあったと思います。その中で通知カードとそれから個人番号カードというようなことが図示をされておりました、大体名刺大ぐらいの大きさではないかなという感じがいたします。

まだすみません、手元のほうには、こちらにまだまいっておりませんので、又、そういうサンプルとか来るような状況がありましたらお知らせしたいと思います。

それから、只今の条文につきましては、一部と一部、一部ということで、これにつきましては、条例の基準によりまして、こういう書き方で提案させていただいたところがございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この前、金曜日の全員協議会の中で通知カードのコピーですかね、材質がどういうものなのかよくわかりませんが、最終的にはこの広いといいますか、A4の3分の1ぐらいの紙から更に小さく切り抜くようになっていきます。それから個人番号カードは、今の話ではプラスチックということですが、通知カードは紙なんですか。紙でずっと保管。これは保管せんでもよかつすかな、保管しなければならないと思うわけですが、どがんですか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 紙といいましても普通の紙ではなく、厚紙のような、何といいますか厚い紙であると思います。まだ、現品が来ておりませんが、先程議員おっしゃったように、一生保管をしていただくカードでございますので、それにつきましては、そういうような保管できるような厚紙であると思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） やっぱり500円と800円の300円の差をつけずに、50

0円で統一してもらいたいと思います。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 今の使用されてる住民基本台帳のいわゆるカード、これを廃止してそのまま引き継ぐということですが、ちなみにこの住民基本台帳カード申請利用者というのは、現在何名申請しておられるか。

それと、今度引き継ぐということですが、そのシステムはそのまま改修、修理等しなくても使用できるかどうかですね。

それと28年の1月からですか、以降、利用する人は交付してくれということですが、交付しない人がおられた場合、何か支障が特に生じるのかどうか、その点をお願いします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 現在、住民基本台帳カードの使用者につきましては、100名ちょっとだと思います。正確には今、わかりませんけども。

それからシステム改修の件につきましては、先日説明会の中で機械本体の改修費用とか、そういうことを説明をされたと思います。今後の経費につきましては、ちょっと私のほうでは、今わかりませんけども。

それから、1月以降の交付される、あくまでもこれは通知カードを基に申請をしていただくわけですが、本人確認ということでは通知カードが番号は記載してあります。それと、また運転免許証と一緒に掲示していただければ、その場で本人確認ということが出来ますので、その点につきましては住民票とか戸籍をとる際の本人確認は出来ますので、通知カードプラス免許証で、先程申しました個人番号カードはそれに写真が貼ってありますので、個人番号カードであれば、それ1枚で身分証明の代わりになるというようなことだと思います。

○議長（山本政人君） それと、申請がなかった場合はどうなるのかという質問があったでしょう。

○税務住民課長（益田大介君） 支障と言いますか、支障はあります。ちょっとまだ具体的に今からいろいろ制度が変わりまして、新しく今後展開されますけれども、その中で支障は出てくる可能性はあると思いますけれども、はっきりどういう支障があるかということは、申し訳ありません、ちょっと今の時点ではなかなかお答えできませんが、申請をしていただいたほうがいろいろ手続きをする場合には、容易にできるのではないかとということだけはわかります。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） やはり、今ご承知のとおり高齢化等が進んでおります。なおまた、施設入所の方、あるいはいろんな体調不良でそういった手続等ができない方もおら

れると思うんですね。ややもすると、もう内部、いわゆるシステムを持っている本部あるいは窓口はわかっている、個人番号ですね、本人はそういった申請をしないまま、やはり万が一お亡くなりになる可能性もあるんですね。そうした場合、何か支障があつとかかと、これは今からいろんな問題が提起されてくると思いますし、又、このシステムですね、費用が若干、昨日の説明でもそうかからないようなあれだったですけども、もうたつたつた維持管理、何とか改修、もうそういうふうで増えてくるんですね。これは、止むを得んといえれば止むを得んとでしようけども。

それで、いわゆる住基カードを100名ぐらいが利用されて、これも非常にやはり投資してるんですね。100名といたら、苓北の人口からしたらわずかでしょう。今度からはもう使用しないといけないんでしょうけども。それで、やはり今から電子時代でしょうけども、あまりにも改修、改正が進んで、もう費用負担ばかり。今恐らく苓北のこういった分野の負担はもう億のお金でしょ、維持管理含めてですね。これは止むを得んといえれば止むを得んとでしようけども、まして会社がもう決まっとつでしよう。この機械を使用する場合は、そのシステムしかということで他所の会社は入らないんですよ、往々にして。その点は、どがんなつとつとですかね、見通しとして。もう1社の、今現在うちのいろんな機械扱っておりますけども、ほかの会社はシステムをもう入られんとでしよう、現実的に。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（山本政人君） どなたかわかります。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） システムにつきましては、私はお答えはできませんけれど、今死亡された場合のカードですけど、死亡された場合には死亡届がありましたときに、この個人番号は取り消しになります。それは、死亡届けがあったときにそういう手続きをいたします。

それと、あと利便性につきまして、今後どういうことかということをお忘れていたしましたが、例えば、今の会社等を辞められて国保に窓口に来られる場合は、前に勤めておられた会社のほうから離職証明とかそういう証明書を取ってきていただいて、役場の窓口で添付していただいてから国保の手続きをいたしますけども、今後は個人番号カードを提出していただければ、まず会社を辞めるときに労働基準監督署の方にその個人番号カードを提示して離職をするということであれば、その手続きをしていただければ、今度は番号の流用ということで役場の方においでいただくときには、離職証は提出されなくても個人番号カードで、その辺の横の連携はできるというようなことも聞いております。

又、国民年金等の請求等につきましても、厚生年金等を申請する場合に所得証明書等が必要な場合があるようでございますけども、この個人番号カードを入れますと、年金事務所の方に行きまして個人番号カードを提示して、あと町の方に所得の照会とか、個人番号を利用してされると、そういうことも将来的には可能にはなるということも、こ

の中では聞いております。

○議長（山本政人君） 課長、システムに他の企業が参入できるのかどうかという、そういう質問があったでしょう。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在、今回の社会保障・税番号制度の導入に対しましては、国の補助を受けまして改修を行っておるわけですが、これまでの住民基本台帳システムあるいは税システムを改修して行うということで、全く新たな機械に更新したわけではございません。そういったことで、ある程度現在入れておりますシステムを改修していくということになりますので、やはり関連する機器等はこれまで扱ったようなメーカーの品を使っていくような形になるのではないかとということです。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そこなんです。今まで使っている会社の機器を使うというのが基本になっていくと思うんですね。ということは、他の機械、業者がもう入れないんですね、1回導入したら。だから、競合しないからもう随意契約になるんですね、ややもすれば。だからそこに若干の問題点っていうか、心配する、懸念する部分があるんですね。

そして、ゆくゆくは銀行とも金融機関ともつなげる、そういった場合、また何かソフトを導入するのかわからないかわかりませんが、随意はどんどん変わっていくんですね。その度その度、やはり町の負担が増えるんじゃないかと危惧するんです。まあ、利便性はわかりますよ。課長がおっしゃるようないろんな企業の離職票とか何とかも一元化されると思います。そういう歳出が伴うことはわかります、利便性があるから。しかし、私が一つ言いたいのは、競合しない機種、あるいはシステムが次から次に引き継ぐから、言葉は悪いですが、もう半永久的なんですよ。良いのか悪いのか難しいですけども。

そういうことで、そういった業者とも、これは町長にもお願いをしたいのですが、同じ自治体なんかでもそういうのを議論して、なるだけ抑えるような方向で、難しいんでしょうけども研究いただければと思っております。終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、倉田議員のご指摘は、私も常々懐疑的に思っている案件でございます。

マイナンバー制度の仕組みを受け取る機械は国の法律で決まったというわけですが、おっしゃるとおりで、1回入ったらずっと維持補修もやっていく。一番良い例が、うちの行政サービスを司るサービスですね。なかなか下がっていかない。新たにまたすると大変だということで、非常に我々の弱みを掴んだような形で維持補修もそういう状況でございます。

残念でございますが、競争が働かない。本当に残念至極であります。現実でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） ちょっと関連した質問ですけれども、いわゆるこの制度というのは国の制度ですよね。国の制度ですので、国でそのソフトを開発して、今この荅北町で使いよるそのコンピュータの中にソフトを入れ込むということはできないわけですか。独自に町で開発されるわけですか。

そこで、もし国で開発されたのをそのまま使えるのならば、今後いろんな形で不具合が生じて改良されたり改革されたりしたときには、その国からそのソフトを持って来て、そして荅北町の機械に入れるというような、コンピュータに入れるというような仕組みではないわけですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） システムにつきましては、国の方がシステムを作りまして、それがこちらの方にまいるわけですが、そのために国から補助金、金曜日の説明の中でちょっと話しましたが、大体7割弱くらいの国の補助を受けて税システム、住民基本台帳のシステムを改修したということでございますので、今後ともそういった形でシステム改修の場合は国の補助があるのかどうか、維持管理について国の補助があるのかどうかというのは、今の段階では国の方もはっきりまだ示しておられません。町としましては、やはり国がこういった法律を作って制度を導入するわけですから、維持管理につきましても、応分の国からの負担をお願いしていきたいということで考えております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 1番、松本です。すいません、何回もですね。

今、町で印鑑登録をしたカードを私は持っております。それから国保のカードも持っております。そこら辺との併用は、今回このカードでできるのかどうか。そうすれば、今度もらえば3枚になるわけですが、それが1枚でOKになるのかどうか、そこら辺をお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 今回の個人番号カードにつきましては、カードの裏にICチップというのがあります。これは金属片で、将来的には国保とかそういうのも個人番号を利用したところでの取り扱いができると聞いております。

印鑑証明等につきましては、現在のカード、このままでいくということで、印鑑証明につきましては、それぞれ各自治体で様式が違っておりますが、それは今回のこの個人番号カードの中には入らないと思っております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 国保あたりも、要するにまた別にカードば持っとかんばんって
いうことですかね。国保のカードも私たちは持っとつとですよ、毎年1回ですね。

要はカードば何枚も持っておけば、私ももう70歳越えましたので、あっちやりこっ
ちやりで大変ですが、そこら辺、しっかりとした上部団体あたりがするのならば、印鑑
証明あたりもそのカードでいいですよ。それは簡単にできると思うとですよ。そこら
辺は、はっきりできるかできないか、いずれできるかと思いませんじゃなくて、できる
か、できんかはっきり。

○議長（山本政人君） できますか、どうですか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 行政が行う業務につきまして、どういったサービス、この
カードに基づいてどういったサービスをするかということは、今後の洗い出し作業にな
っております。まだ今の時点では、法律に伴いまして、先程から言いますように税、そ
れから社会保障、避難対策、こういった分野でまずこの番号制度が始まるということで
ございまして、その後、各自治体で協議をいたしまして、自治体の情報としてこの個人
番号カードを使うということであれば、そういったどういうものに使うというものを町
の方で条例で改める、こういった事務にこれを使いますというそういう規定をしっかり
つくった中で、行政として対応していくということになります。

やはり個人情報の保護の関係もございまして、そういった両面をみながら各自治体
の方で定めていくということになっております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） なっていきます、なっていきますっていうことで、現状ぐら
いなもんしか説明を聞かんとですが、今後の対応として、そこら辺、特に印鑑証明のカー
ドなんかっていうのは簡単にできるんじゃないかろうかと思うとですよ。そこら辺を見据
えた上で、是非検討なさっていただきたい、そう思っております。お願いします。

○議長（山本政人君） 他にございませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 今も総務課長がおっしゃいましたように、今後も維持管理費
が、多分たくさん費用が出てくるというふうに思います。それこそ大変だろうなという
ふうに思いますので、これはやっぱり課長もおっしゃいましたように、国の方へ意見を
上げていただくと維持管理費も出してくれということで、国の制度なんだから国の方で
面倒みてくれということで、国の方にも町としても意見を上げていただくというふう
に、町の負担ができるだけ少なくて済むようなことも考えていただくようお願いした
いと思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） そのように努力をしていきます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、苓北町手数料条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第48号 苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第6、議案第48号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第48号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

苓北町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成27年9月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、苓北町個人情報保護条例の規定を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町個人情報保護条例（平成17年苓北町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正部分につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

今回の改正は、先程の議案にもありましたように、法の施行に伴い特定個人情報について、法律が施行するに伴い改正するものでございますけれども、この条例改正案につきましては、特定個人情報について法律におきましては、これまでの一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じていることから、地方公共団体で定めております条例に

つきましても、その趣旨に沿って改正を行うものでございます。

まず、新旧対照表の1ページ、目次ですが、文言の訂正及び改正理由に基づく条文の追加による改正でございます。

第1条、目的。近年の情報化社会における個人情報保護の重要性の反映及び文言の追加修正でございます。

第2条、定義。他の個人情報保護法及び番号法との整合性を図るため、第1号、第3号、第4号の文言追加及び修正を行い、特定個人情報・保有特定個人情報・情報提供等記録を新たな用語として追加し、号数を整理をいたしております。

2ページをお開き願います。第3条、実施機関等の責務。個人情報保護の重要性や適正な管理について実施機関の職員に対する実施機関の責務を明確にするため、新たな項の追加をいたしております。

第7条、収集の制限。第1項では、特定個人情報の収集については番号法第19条及び20条によることとなるため、第7条の個人情報から特定個人情報を除外する規定をおいております。又、第2項では、他の個人情報保護法及び番号法との整合性を図るため、第5号、第8号の文言を修正をしております。

3ページをお開き願います。第8条、保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限。他の個人情報の保護法制及び番号法との整合性を図るため、保有個人情報の目的外利用と外部提供の制限について、文言の修正及び新たな項を追加し、明確にしております。第1項では、保有個人情報。これには特定個人情報を含みます。その目的外利用については原則禁止とし、第4項において、新たに個人の生命、健康、生活又は財産を守るため緊急且つやむを得ないと認められるときと、例外規定をおいております。

第2項は、第1項を繰り下げまして第3項とし、文言の修正を行い、保有個人情報の外部提供について新たに第2項として追加をいたしました。

第3項は、第2項を繰り下げ第5項とし、文言の追加及び修正を行いました。

次のページ、4ページをお開き願います。第9条、電子計算組織の結合の制限。近年電子計算組織、これは基幹電算システムなどになりますが、その組織による個人の情報の取り扱いが中心となっていることから、番号法との整合性を図りながら条項の見直しを行いました。改正前が1項立てだったものを3項立てとし、第1項では保有個人情報のオンライン結合。これは、実施機関と町の実施機関以外の電子計算組織と通信回線、その他の方法により結合する方式でございますけれども、これによる処理の禁止を明確に定めております。

第2項では、これまで第1項内に但書として規定されていた例外規定を別に定めました。又、新たに実施機関がオンライン結合により、保有個人情報を提供、又は提供を受ける場合の保護措置について必要な措置を講じるよう第3項に規定をいたしました。

第10条、外部提供先に対する措置要求。第8条の改正等に関連しての文言の修正でございます。

5ページをお開き願います。第11条、適正な管理。これは文言の修正でございます。第12条、委託に伴う措置。第13条、受託者等の責務。第13条の2、指定管理者等の責務。

次のページになります。個人情報を取り扱う業務の受託者及び指定管理等に対する責務などを明確かつ厳格にするため、第12条の全部を見直し、第13条、第13条の2を新たに追加しております。

第12条は、第1項において実施機関が個人情報の処理を含む業務の全部、又は一部を実施機関以外のものに委託できることを明確にするとともに、第2項におきまして委託の際の委託契約において個人情報の保護に関し必要な措置を講じることを規定いたしております。

第13条では、前条により業務を受託したものなどの個人情報保護に関する責務を新たに規定をいたしました。

次のページ、6ページをお開き願います。第13条の2では、第1項及び第2項において公の施設の指定管理者の手続きに関する条例に規定されております指定管理者等の個人情報保護に関する責務を新たに規定した他、第3項において実施機関が指定管理業務の協定締結において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じることも新たに規定をいたしました。

第13条の3、個人番号利用事務等の適用除外。番号法第2条で定める個人番号利用事務及び個人番号関係事務については、同じく番号法第9条により、それぞれ委託が認められております。これらの事務を委託した場合、番号法による委託の規制を受けるため第3条の規定は適用除外とする規定を新たに設けております。

第14条、開示の請求。改正前の第13条を1条繰り下げ、第14条としております。第1項では、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報を自己情報と読み替える文言に修正し、これ以降の開示や訂正、消去の請求等に係る規定で個人情報の誤りがある場合には、自己情報に改正をしております。第2項では、他の個人情報保護法制及び番号法との整合を図るため規定の修正を行っております。

7ページをお開き願います。第15条、開示請求の手続き。改正前第14条を1条繰り下げ第15条とし、文言の修正を行いました。

第16条、開示の請求に対する決定及び通知。改正前第15条を1条繰り下げ第16条とし、文言の修正を行いました。又、改正前第15条第6項については、他の個人情報保護法制等との整合を図るため削除をいたしました。

8ページをお開き願います。第17条、開示決定等の期限の特例。改正前第16条を

1条繰り下げ第17条とし、文言の修正を行いました。

第18条、第三者保護に関する手続き。他の個人情報保護法制等との整合を図るため、第三者保護に関する手続きについての規定を新たに設けました。

第19条、開示しないことができる自己情報。改正前第17条を2条繰り下げ第19条とし、文言の修正を行いました。又、他の個人情報保護法制等との整合を図るため、開示しないことができる個人情報として第1号から第10号まで定めていた規定を全部見直し、新たに開示しないことができる自己情報として第1号から第7号まで規定をし直しております。

11ページをお開き願います。第20条、自己情報の存否に関する情報。改正前第18条を2条繰り下げ第20条とし、他の個人情報保護法制等との整合及び本条例における他の規定との整合を図るため、条文全体の修正を行っております。

第21条、部分開示。改正前第19条を2条繰り下げ第21条とし、他の個人情報保護法制等との整合及び本条例における他の規定との整合を図るため、文言の修正及び第2項を新たに追加をいたしました。

第21条の2、裁量的開示。他の個人情報保護法制との整合を図るため裁量的開示に関する新たな条文の追加をいたしております。

12ページをお開き願います。第22条、開示の実施。改正前第20条を2条繰り下げ第22条とし、第1項では、文言の修正及び自己情報の開示を受ける場合の請求者の本人確認を規定する文言を追加をいたしております。第2項、第3項は、文言の修正を行いました。なお、改正前第4項は、改正後第1項にその内容を追加したため削除をいたしております。

第23条、訂正の請求権。

次のページの第24条、消去の請求権。

第25条、収集、目的外利用又は外部提供の停止の請求権。改正前第21条で規定されておりました個人情報の訂正、削除、中止の請求に関する規定を全部見直し、他の個人情報保護法制及び番号法との整合を図るため、訂正の請求権、消去の請求権、収集、目的外利用、又は外部提供の停止の請求権として各々の権利を明確にし、新たな条文として第23条、第24条、第25条を追加をしております。第23条第1項では、自己情報の訂正に関する請求権について規定をし、第2項において代理人による訂正請求について準用規定を設けております。

13ページをお開き願います。第24条第1項では、第1号から第4号までに該当する場合の自己情報の消去に関する請求権について規定し、第2項において代理人による請求について準用規定を設けております。

第25条第1項では、第1号から第4号までに該当する場合の自己情報の収集、目的

外利用の停止に関する請求権について規定し、第2項におきまして自己情報の外部提供の停止に関する請求権を規定をいたしました。第3項において、代理人による前2項の停止請求についての準用規定を設けております。

14ページをお開き願います。第25条の2、情報提供等記録の適用除外。番号法第30条の規定により情報提供等記録については利用停止請求が認められないことから、第25条の次に新たに第25条の2を追加し、条例第24条、第25条の規定を適用除外としております。

第26条、訂正請求等の手続き。改正前の第22条を4条繰り下げまして第26条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行っております。

第27条、訂正等の請求に係る決定及び通知。改正前第23条を4条繰り下げ第27条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行いました。なお、改正前の第23条第5項については、他の個人情報保護法との整合を図るため削除をいたしております。

第28条、訂正等の実施。他の個人情報保護法制及び番号法との整合を図るため訂正請求等により、訂正消去又は停止した場合の通知先等を新たに規定をいたしております。

15ページをお開き願います。第29条、是正の申し出。改正前第24条を5条繰り下げ第29条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行いました。

第30条、費用負担。改正前第25条を5条繰り下げ第30条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行いました。

第31条、不服申し立てがあった場合の措置。改正前第26条を5条繰り下げ第31条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行っております。

16ページをお開き願います。第32条、苓北町個人情報保護審査会。改正前第27条を5条繰り下げ第32条とし、第3号を1号繰り下げ第4号とし、新たに第3号として他の個人情報保護法制及び番号法との整合を図るため、審議会の所掌事務に特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定、廃止する事項を追加をしております。

第33条、苦情の処理、第34条、苦情相談の処理、第35条、事業者に対する指導及び勧告はそれぞれ条の繰り下げを行いました。

第36条、制度の周知徹底。改正前第31条を5条繰り下げ第36条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行いました。

17ページをお開き願います。第37条、他の制度との調整。改正前第32条を5条繰り下げ第37条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言等の修正を行った他、他の個人情報保護法制及び番号法との整合を図るため改正前第2項を全部削除

し、新たに第2項及び第3項、第4項を設けております。

第38条、実施状況の公表、第39条、委任は、それぞれ条の繰り下げを行っております。

第40条は、改正前第35条を5条繰り下げ第40条とし、本条例における他の規定との整合を図るため文言の修正を行いました。

18ページをお開き願います。第41条から第44条までは、それぞれ条の繰り下げを行い、本条例における他の規定との整合を図るため文言の修正を行いました。

第45条は、番号法第77条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務の受託者、指定管理者等に対する罰則規定を設けております。

条例案に戻っていただきまして、14ページをお開き願います。附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は、番号法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第1号、第2条及び第32条第1項の改正規定。公布の日。第2号、第8条の改正規定及び第13条の3を加える改正規定。番号法附則第1条第4項に規定する規定の施行日としておりまして、法律の施行日であります平成27年10月5日から施行することとしております。ただし、第1号で規定する条例第2条の定義、第32条第1項の個人情報の保護審査会の改正規定については、法律の附則で関連する法律条文が施行日但書により既に施行されておりますので、条例可決後の公布の日からとしております。又、第2号で規定する第8条の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限、第13条の3個人番号利用事務等の適用除外の規定については、法律の附則で定められております平成28年1月1日から施行することとなります。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明がおわりました。

質疑はありませんか。松野君。

○4番（松野重幸君） 今、説明を受けましたが、この条例はカード制導入による改正ということで理解しておりますが、全般的な個人情報の法の改正ということになっておりますので、2、3関連してお尋ねをいたします。

この個人情報保護条例というのは、当初の目的からすれば全く目的を逸脱して悪用されている法律だと思っております。片一方では、個人情報保護条例とって誰にも言うなどいいながら、作った本人たちがどんどん情報を流していつている。そういうような事態も見受けられますが、そこで私が2、3気にしておりますのが、例えば、民生委員の活動の中、それから学校教育の中、当然地域の人たちが知っておらなければならないような事柄まで、この個人情報保護条例というこれが入ってくるんですね。果たしてこれが個人情報保護になつとかというような事例がたくさんあります。

当然、この目的の中に町政の適切かつ円滑な運営を図ることが目的でありますので、やはりここら辺の運用というか、この法律の中身をもう少しちゃんと知って、あんまり悪用されるようなことはやめていただきたいというような意見を私は持っておりますが、具体的に町の方にそういうような苦情はありませんか。まず、それをお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 確かに今、松野議員がおっしゃるように、情報関係では個人情報の保護条例というものがございます。又、対して情報公開条例というものもございまして、そこら辺はそれぞれ個々の情報管理に対してどちらの条例、規定を対応すべきか苦慮する面もございます。

そういった中で個人情報の保護条例につきましては、今回、法律の中でもこれまでの一般的な法律よりも更に個人情報の保護を厳格にしていくというようなことでございましたので、それに対応すべく町の個人情報保護条例につきましても今回管理体制の徹底、強化を図るという意味から改正をご提案しているものでございます。

ご理解をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 松野君。

○4番（松野重幸君） 強化を図るのはそれは良いですが、やっぱりさっきも言いましたように、特に過疎化になって隣にはどういう人が住んどっとかということもわからんような、そういう状況の中で個人情報だから名前まで言わん。そういうような事態、地域にはどういった人たちが住んどっとかということも把握できんというような状況が果たして正常な町の状態かということは、私は疑問に思っております。

ですから、そこまでがそれでは個人情報の保護条例に違反するということところが、見極めというところがどこで線を引くかということ、これはやはり、よっと検討していかんと今後大変なことになる。私はそこを危惧しております。何事も法律を作れば、今は個人情報保護条例、こればかり、これの一辺倒。果たしてこれが、あんまり大げさなことになります。日本の国にとって良いことかどうか、私は大変疑問に思っております。

意見になりましたが、そこら辺もひとつ今後の検討課題として、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 何か答弁ありますか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 状況を十分見極めながら、正しい適正な運用ができるように努力をしております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず第2条の定義の旧法律の第4号では、「事業者とは、法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く）」ということがなされて

おりますが、新、改正後の法律では第7号で事業者があります。3段目に「他の地方公共団体及び地方独立行政法人及び」、一番最後に飛んで「及び事業を営む個人をいう」ということになれば、前の法律では地方公共団体は入っていなかった。ところが、新しい分では入っているというふうに理解できるわけですが、そこは何か理由があるんでしょうか。

それから、旧条例第36条と改正後第41条の中で、旧法律の中では「行政文書に記載された個人情報」という言葉が「保有個人情報」に書き換えられています。前の法律では、比較的その中身がわかりやすい状況にあります。新しいものでは「保有個人情報」ということで、非常に中身がわかりにくい。言うならば抽象的な、前の条文で詳しく書いてありますけども、ここら辺を見ると抽象的な表現で何か範囲が掴みにくくて不安な感じを持ちますが、そこら辺の違いはどういうことなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず第2条の部分につきましては、行政部分につきましてはこれも含まれておるわけですが、今回の番号法の施行に伴いまして条文の改訂等を、入れ替え等も行っております。そういったことの改正でございます。

それから保有個人情報につきましては、これは法律の中で「保有個人情報とは」という規定がございまして、それにあわせて改訂を行っているものでございまして、改正後の第40条でも、こういったものが保有管理情報であるということで入れておりますので、その文言の修正ということで、そういうことで見ていただければと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 抽象的なといいますか、幅広くなり過ぎた捉え方の分はまだ勉強しなきゃならないと思いますが、どうしてもこの第2条の第4号、これまでは国、地方公共団体は除くにしてきたものが、今度の法律では入ってきたという、そういう極端ですよね。この前まではお前はでけんばいって言うのとったとが、新しか法律のときはお前も入って良かけんってというような解釈になっとじゃなかかと思うんですが、そこはどがんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、改正前の規定でも行政に係る部分の情報が入っております。第4号の中で特定個人情報という形で定めている部分でございます。これも法律の改正によるものでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これはもう回数ば減らしてもらわんばんとぼって、あと1回ゆっくり説明をしてください。

この前までは「除く」になっとして、今度は「除く」が抜けとっじゃっかな。そこが

何でそういう表現の仕方になっとつとですかということですよ。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 改正前の第4号につきましては、事業者はこういうものですよというようなことで、事業者の中の法人、その他の団体のその中には、国及び地方公共団体、その他の公共団体は除いた分ですという規定を定めてあったものでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、私は最初に言うたでしょう。旧法律の中では第4号で事業者とあると。その中には、読みます。「法人その他の団体（国及び地方公共団体、その他の公共団体を除く）」でなっている。ということは、地方公共団体は事業者の中には入れないということでしょう。ところが改正後の法律の中では、第7号「事業者、法人その他の団体」、括弧は省略します。「他の地方公共団体及び地方独立行政法人及び事業を営む個人をいう」と。ということは、地方公共団体は入ってくつとじゃなかかて、全然違うでしょう。ちょっとずれたぐらいならばそうは思いませんけども、前の法律ではお前たちは除く、今度の法律では「除く」という言葉は入つとらんですね。含むに入つとつとじゃなかですか。

○議長（山本政人君） 今、即答ができますか。

質問の途中であります、午後にしましょうか。

それではここで質問の途中であります、午後の分に持ち越して、ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議会を再開します。

質疑の途中でありましたが、答弁。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 第2条、定義、第7号の事業者のところでございます。

改正前におきましては、第4号事業者の定義といたしまして「法人、その他の団体及び事業を営む個人をいう」ということで規定しておりまして、法人、その他の団体においては「国及び地方公共団体、その他の公共団体を除く」というような規定でございました。ここの規定を明確にするため、改正後の第7号の事業者につきましては「法人、その他の団体及び事業を営む個人をいう」ということで、括弧書きの中で法人その他の団体につきまして「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く」ということで規定をし直したものでございます。

○議長（山本政人君） 今の説明で良いですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 改正後に、どこに除くって書いてあつとですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 第2条、定義の第7号のところの一番下から2行目になりますけれども、「地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く」ということで、「除く」を入れております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 指定管理者とか、今、町では臨時の方っていうか、何といわすつとですかね、パートっていわすつとですかね、方々の雇用がかなりあると思います。その方たちについての責任分野、そこら辺は指定管理者についてはいろいろ書いてありますけれども、そこら辺がどういった形になるか。

案外、今までの国内の情報を見ても、その職員さんたちが情報を漏らしたり、どうのこうのというのが多々取り上げられておりますけれども、そこら辺はどうお考えになつとるか、お聞かせください。

それが1つと、それから比較対象表の15ページの第30条に「自己情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。」ということになっておりますが、これは例えば地図とか何かそういったことも全部無料ですかね。それも含まれつとつとですか。15ページの第30条。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず第30条の費用負担のところですけども、これは自己情報ですから自分の情報の閲覧に係る手数料は無料ですという規定でございます。

それから、指定管理者の使用人というか、従業員の関係ですけども、改正後の第45条、ここに「受託者もしくは指定管理者の代表者又は受託者もしくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者がその受託業務、又は指定管理業務に関し、第40条又は第41条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、」ということで、こういう厳しい厳罰規定がございます。これが法律に基づくものでございます。

○町長（田嶋章二君） いやいや、臨採の人たちのこと。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 臨時職員につきましても、公務員に準ずるものでございますので、この規定が適用されます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 確かに地方公務員法に云々とありますけれども、臨採の方あたりは、公務員並みの本当に責任を取らせても、それなりの、例えば退職をさせてみたりなんかするとも、はっきり言えば臨採の方あたりは1年雇用でしたりなんかしてあるの

で、「次に、来月から、来年から来んじやったっちゃよかばい」ていうのは簡単ですが、皆さんは、明日から来んなってなればそれは大変ですので、もう公務員法に適用になれば大変でございますけれども、臨採の方あたりの責任分野をもういっちょ、それを管理する課長に権限を与えると、どうのこうのするぐらいまでには、何もお考えはなかってすかね。

かなりその臨採はあまりその責任は感じとられんとか。今ここにおいでの方は、しっかりしとらす方だけをいっぱい雇ってあると思いますけれども、今後の対応とか何かがありますので、そこら辺をお尋ねをしたいと思いますが。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 非常勤職員、臨時職員等につきましても地方公務員法の適用を受けまして、守秘義務等厳しいものがございます。

今、議員の方からいろいろご指摘がありましたように、臨時職員等の採用につきましては、改めて採用の時点でもこういった守秘義務があるということを徹底しながら職員管理を行っていきたいということで考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） そこら辺は私も重々わかった上で、本当に公務員法を簡単に適用するというような一口で言って責任逃れになるかもしれませんけれども、その程度のあれで良いのか。本来ならば、なるだけ臨採とか何かを使わずにして公務員にした方が良いんじゃないかなと思うけれども、事情等があつて臨採あたりも含めておられると思いますので。確かに条例どおりにいけば、そういったこともあるかもしれませんけれども、案外そこら辺がミスが出た場合のことをお尋ねをしておるわけでございます。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先程申し上げましたように、公務員でございますので、厳しく管理をしていくということに変わりはありません。そういった方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 指定管理者へのシステム構築の費用とか、それから維持管理費の費用とかいうのはどうなりますか、お聞きいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、システムの改修でありますとか、管理を指定管理者に委託する場合の規定でございますので、今のところ町のほうではシステムの改修につきましては、それぞれ税システム、それから住民基本台帳システムを管理しております会社に業務委託をしてやっておるわけでございます。ですから、そういう

形でそれぞれ個々に管理がございますので、個々の中で管理を行っていただいているということでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。石田君。

○6番（石田みどり君） ということになりますと、指定管理者の出費がかさむということになりますよね。大変じゃなかろうかなというふうに思っているんですが。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 指定管理につきましては、今、石田議員がおっしゃる指定管理がどの指定管理なのかなんですけれども、今のところは建物の管理とかを町としては指定管理業者の方をお願いをしております。

この個人情報保護条例の中にあります指定管理といいますのは、そういった業務の指定管理をした場合と、それから指定管理の委託業者につきましても秘密でありますとか、情報の保護の対象になりますよという規定でございますので、先程言いましたように、第14号で言いましたけれども、使用人とか従業員の方が指定管理業務の中で個人情報を漏らしたとか、そういうことになれば罰則の規定等が適用されますということでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） すいません、指定管理者へのシステム構築の費用とか、それから維持管理の費用とかいうことをお聞きしているんですが。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 指定管理の業者につきましては、その委託は行っておりません。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君）　ここで次の議案に入ります前に、先程、介護施設利用料金一覧表というのが配られております。これは、午前中の所管事務の調査の折にそういう質問が出ておりました。このことについて説明を。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　それでは日程第2のところの説明がありまして、そのとき準備ができておりませんでしたので、只今一覧表をお配りさせていただきました。表が介護施設利用料の一覧表ということで一般と書いてありますが、この一般というのは住民税がかかっている世帯というふうに理解いただければと思います。左のほうに要介護1から5まで、右側のほうに施設の名称が書いてあります。

「楽洋の里」は広域型の特別養護老人ホーム、それから右の3つは地域密着型、町が認めた指定をした施設ということでございますが、特別養護老人ホームの「梧葉苑」、それからグループホームの「菜の花苓北」、それから小規模多機能型居宅介護施設の「はるかぜ」ということで、「はるかぜ」だけは通いの施設ということになります。サービスの利用料とありますけれども、これは国が法律で決めた介護報酬でございます。あとこれに利用人数とか、そういうところで基本料金が変わってまいります。それから、本人は、基本的には利用料の1割を払うことになっていまして、ただし、これが本年8月からは所得の高い方については2割負担が導入されたところです。すべて1割というふうにしまして、この金額と食費、それから居住費が加算をされまして、計とありますが、この計、大体10万円前後という数字が並んでおりますけれども、これを毎月払っていただくこととなります。

裏の方が養護老人ホームの入所者の費用徴収基準とありますが、収入額から税とか医療費とか社会保険料とか、そういうものを控除した後の金額がこれに該当する場合には右側の徴収月額になりますよというようなことが書いてあります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君）　説明が終わりました。

-----○-----

日程第7　議案第49号　苓北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例について

○議長（山本政人君）　それでは、日程第7、議案第49号、苓北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君）　議案第49号、苓北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の廃止について。

苓北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。平成27年9月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、荅北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例において、特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定めており、特例期間が終了したためでございます。

次のページをお願いいたします。

荅北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例（案）。

荅北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（平成25年荅北町条例第26号）は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

補足説明をさせていただきます。

本条例は、平成25年6月議会において議決いただいた条例で、国の要請を受けた町職員等の給与減額支給措置に準じて特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定め、議員報酬及び期末手当について100分の6を乗じて得た額を減ずると規定していたものでございますが、この特例期間が終了しているため廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑をされる場合はマイクをちょっと上に向けて、そして発言をお願いをいたしたいと思っております。議事録の作成関係でよく言葉が入るように、そのようにご配慮お願いしたいと思っております。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この条例は、要するに給料の定額から100分の6を少なく払っておるからということですかね。そして、これを廃止にして元に戻すということですかね。

この件について、何か他に、例えばこれは必ず平成26年4月1日に廃止をしなければならぬとか、そういったことはありますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 本条例につきましては、先程も申しましたように、条例の中で期間を定めて平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間ということで、特例期間を定めておりました関係で今回廃止をするものでございます。

なお、本来ならば、その条例の折に附則の中で何日をもって廃止するという附則条例を規定しておれば、こういった廃止の条例は必要なかったわけでございますけれども、既にこの期間が過ぎておりますので、改めて条例を廃止する条例を提出する必要があるため、今回提案をしたものでございます。

なお、その他につきましては、この後申し上げます町職員等の給与関係、これも規定

がございますので、次の提案にさせていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それでは、もう公布があったときに、もう既に廃止をしなければならぬということであったわけですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回の条例につきましては、今言いましたように期間を設けてしておいたわけですが、実際はその条例を制定する折に附則の中で、例えば、この条例は平成26年3月31日をもって廃止するという、この規定まで含めて定めておれば、当然、改めて条例の廃止の必要はなかったわけですが、その規定がございませんでしたので、条例を廃止する条例を提出する必要があるということで今回は提案しております。

○1番（松本良人君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確認ですが、これは平成26年3月31日までということで、条例でなっておりますので、既に我々はその分は報酬として受け取っているということで理解して良いんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） この期間の報酬につきましては、その分を減額した中で支払いをしております。現在は、元に戻った形で支給をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それなら、これの提案が執行部とすれば遅れていたという部分があるということですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 本来ならば、平成26年3月31日までという規定でございましたので、その後直ちに廃止条例の提出をしなければならなかったわけですが、遅れたということがございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、苓北町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第50号 苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例について

○議長（山本政人君） 日程第8、議案第50号、苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第50号、苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例について。

苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。
平成27年9月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例において、特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定めており、特例期間が終了したためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年苓北町条例第25号）は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

補足説明をさせていただきます。

本条例も平成25年6月議会において議決いただいた条例でございます。地方公務員の給与改定に関する取り扱いについて国からの強い要請を受けて、町職員等の給与減額支給措置を実施する臨時特例条例を定めたものでございます。特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定め、町長、副町長、教育長の給料、期末手当について100分の6を乗じて得た額を減ずる。又、一般職の給料について、2級以下の職員は100分の2、3級以上の職員は100分の5.7、同じく一般職の期末手当、勤勉手当についても100分の5.7を乗じて得た額を減じると規定していたものでございますけれども、この特例期間が終了しているため、廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） これは、直接この問題に該当するか、該当しないかわかりませんが、今我々議員の給料あるいは町長、副町長の、職員さんは除いた方々の給料、これは、私たちも好き好んでやったわけです、町会議員になったわけですが。

これを今後改めて、ちいったもらい過ぎやっかと、少し減額して今の時世に対応しようというような町長のお考えはございませんか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） どこを比較してもらい過ぎかどうかというのが、私はわかりません。私は給料以上に働いていると思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 町長がそういうことであれば、町長の給料はそのまましておいても、私考えますと、区長の経験もしたことあります。やはり、区長との比較でなるか、ならんかわかりませんが、案外区長よりも議員のほうが楽じゃなからうかなと。仕事ばせろば別ですけども、今の私のようなぐらいではですね。それに対しては、かなりの給与の格差があります。

そしてまた、いろんな町のそういった給料を減額したりなんかしとらすところもありますけれども、今やはり、かなりのお年寄りも増える、町にも金もいる、そういった中で、ここにも起債あたりもかなり増えているということで、やっぱり我々も始末をして、この状況にあわせていかにやらんとじゃなからうかというような気がします。

当然、どこを期待にしとるかということでございますけれども、町づくりに一所懸命貢献しますよというようなことで、私たちは選挙運動期間中にも常に口に出して、本当にやろうということで私も議員になったわけですけども、皆さんもそうじゃなからうかと思えます。そうするならば、この議員というのを金で買うとじゃなくて、やる気を持って奉仕の精神もいづらかいるのじゃなからうかと思えます。そういったことで、私はここで改めて聞いたわけですが、町長がどこで私は一所懸命仕事しよりますということであれば、町長はそれで良いと思えますけれども、私の考えはそういったことではございますが、今後の問題としてひとつお含みをおいていただきたい、そう思います。

○議長（山本政人君） わかりました。そういう意見でございます。

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、苓北町職員等の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第51号 苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、議案第51号、苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第51号、苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例の廃止について。

苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。平成27年9月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町ふれあい館は平成26年度に解体し、その用途を終えたためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成6年苓北町条例第23号）は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この解体はいつで解体しましたかね。それと、跡地はどのようにしていくのか。それから、隣に旧KDDのテニスコートがあります。ふれあい館の話とは若干ずれるかもしれませんが、隣りあわせの土地ですので、ふれあい館の跡地とまとめたところで新たな活用策が考えられるというふうに思います。

それからもう1点、津波の避難所がありますが、非常品が消防倉庫に入れてあるということですが、あれでは役に立たんですよね。津波の来たときには高っかところに逃げと

かんば。だから、津波が来た時には非常品の倉庫も流されてしまうというふうな感覚にならなければならないというふうに思います。

そういう意味で、以上4点についてお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） ふれあい館につきましては、平成26年11月20日から平成27年2月20日にかけて解体をしております。

それから、跡地利用につきましては、現在役場内に定めております公共利用等、土地の利用等の検討委員会の中で、今後活用策を検討するという事で現在、協議をしているところでございます。

テニスコートにつきましても、同じく公共利用等の施設の検討委員会の中で協議をしております。

それから、津波関係の備品関係ですけれども、消防倉庫のほうで保管をしているところでございます。

○議長（山本政人君） だから、それではだめじゃないかというような、そういう意見だったでしょう。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましては、備蓄場所を検討してまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 検討されることは良いわけですが、施策の中で非常に積極的に「検討してなかつじゃなかつや」で、「もうすつとかい」というような事業もありますし、本来ならば検討して「もうそろそろ結論も出さんばんときじゃなかつとか」っていうのが、いつまでたっても検討しとる、検討しとる、検討しとるですよ。特にKDDのテニスコートなんていうのは、買収してから何年経っていますか。それが、まだ検討中なんですか。

やっぱりそこら辺は事案に応じて、町民の皆さんのいこいの場とかそういうものに使えるとじゃなかですか、早いうちに取り組めば。そういうものが役場職員の皆さんの中で検討していくということですけども、やっぱりそこら辺は見方を若干変えてでも早急な取り組み、当然お金が財政的に必要な部分も出てこようかというふうに思いますが、だからこそ、検討、検討、検討じゃなくて、早い時期に結論を出そうという意欲が必要だと思えます。

それから津波については、まだ他の部分もありますので、別の機会にお尋ねします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件は、テニスコートのみをひとつどうするかということじゃなくて、法務局がだいぶ老朽化しておりましたので、法務局跡地も含めて、そしてK

DDの宿舎、そしてKDDのあとに今、社協が入っていますが、あの辺も全部含めた中で一体的にどうするのか、あるいは分散的にやるのかを含めて今検討してもらってます。

今、指摘の中にあつたような形で、もう少しスピードアップしたほうがいいんじゃないかなという感がありますので、後でその辺については検討委員会のメンバーの方々にご指摘をしたいと思います。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、苓北町ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第52号 平成27年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第10、議案第52号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

ここで提案理由の説明の前に、皆さま方のお手元に平成27年度中における起債借入見込等に関する調書が配付されております。この説明を簡単に結構ですが、説明をお願いできますか。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 補正予算の説明の中でさせていただきます。

○議長（山本政人君） わかりました。

それでは、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第52号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に7億1,680万4,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,588万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国等からの交付金、負担金、補助金等の交付決定通知に基づくもの、及び先の豪雨により発生した災害復旧費が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第52号、平成27年度芥北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億1,680万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,588万3,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。第2表、地方債の補正でございます。

1、追加で、災害復旧事業等債、農地等災害復旧事業で限度額3,290万円、林道施設災害復旧事業で限度額2,070万円、公共土木施設災害復旧事業で限度額1億6,650万円をそれぞれ追加するものです。

下の2、変更で公共事業等債、富岡港改修事業負担金で270万円減額し、限度額を1,080万円に、臨時財政対策債は発行額の確定により1,973万9,000円減額し、限度額2億9,026万1,000円に変更するものでございます。

公共事業等債、国県道整備事業負担金が単県事業で起債対象とならなかったために、400万円減額するものです。

先程、議長さんのほうから説明がありましたお手元に配付しておる起債の借入見込額等に関する調書でございますが、当初予算に、只今追加変更したものを平成27年度中増減額の借入額ということで整理しまして、作成したものを配付させていただいております。

次に、8ページをお願いします。歳入です。款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、減収補てん特例交付金で交付額確定に伴い2万9,000円の減額です。

9ページをお願いします。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付確定に伴いまして9,332万7,000円の増額です。

10ページをお願いします。款11分担金及び負担金、項2分担金、目2農林水産業費分担金は、節1災害復旧費分担金で農地等災害復旧費申請者分担金913万7,000円を新たに計上しました。

11ページをお願いします。款12使用料及び手数料、項2手数料、目4災害復旧手数料、節1農地等災害復旧手数料で農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料49万

8,000円を新たに計上しました。

12ページをお願いします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金は、節1公共土木施設災害復旧費、国庫負担金現年災分3億3,350万円を新たに計上しました。

13ページをお願いします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2個人番号カード交付事業費補助金は、補助金額の決定により276万7,000円を新たに計上しました。

14ページをお願いします。款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、くまもとの6次産業化総合対策事業県補助金、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金、機構集積協力金事業県補助金、合わせて91万5,000円の増額。目7商工費県補助金、節1商工費補助金は、熊本県癒しの森整備支援事業補助金56万円を新たに計上。目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧補助金で、林道施設災害復旧費補助金、農地等災害復旧費補助金、合わせて9,675万5,000円を新たに計上しました。

15ページをお願いします。款16寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金は、大雨災害に係る義援金、見舞金がありましたので、一般寄附金9万1,000円を増額しました。

16ページをお願いします。款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1介護保険特別会計繰入金は、事業確定により介護保険特別会計からの繰入金255万6,000円の増額です。

17ページをお願いします。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金は、財政調整基金取崩し3,351万円の減額です。

18ページをお願いします。款19諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入は、奨学金償還金139万6,000円の増額です。

19ページをお願いします。項5雑入、目1雑入は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金782万3,000円の増額が主なもので、合計で822万5,000円の増額です。目2過年度収入、節1民生費国庫負担金過年度収入は、障害福祉費並びに保育所運営費国庫負担金過年度収入、合計で297万1,000円の増額、節2民生費県負担金、過年度収入は、障害者福祉費並びに保育所運営費県負担金過年度収入、合計で147万3,000円の増額、目4貸付金元利収入過年度収入は、奨学金償還金過年度収入251万1,000円の増額です。

20ページをお願いします。款20町債、項1町債、目2土木債、節1道路橋梁債は、国県道整備整備事業負担金分400万円の減額、節2港湾債は、富岡港改修事業負担金分270万円の減額です。目5臨時財政対策債は、発行額の確定により1,973

万9,000円の減額です。目7災害復旧事業債は、節1農林水産施設災害復旧事業債で、農地等と林道施設合計で5,360万円、節2公共土木施設災害復旧事業債で1億6,650万円を新たに計上しました。

21ページをお願いします。歳出です。款1議会費、項1議会費、目1議会費、節2給料から節4共済費までは、4月の職員の異動に伴う人件費分でございます。以後、人件費部分については、説明を省略させていただきます。

22ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬は、情報開示審査会委員報酬6万円の増額。節2給料、節4共済費は人件費分、節9旅費は、情報審査会委員費用弁償で6万4,000円の増額、節19負担金補助及び交付金は、安全運転管理者協議会負担金1万円の増額です。目4会計管理費は、職員の人件費分です。目5財産管理費は、財源区分の変更です。

23ページをお願いします。目6企画費、節2給料から節4共済費は人件費分、節12役務費32万円、節13委託料50万円、節15工事請負費1,100万円の増額は、いずれも次世代自動車充電インフラ整備事業の事業費でございます。目11地域間交流費、節9旅費は、普通旅費7万円の増額です。目13電算システム管理費、節19負担金補助及び交付金276万7,000円は、地方公共団体情報システム機構への通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金です。目15企業誘致対策費は、人件費分です。

24ページをお願いします。項2徴税费、目1税務総務費は人件費分、目2賦課徴收费、節4共済費は、人件費分、節7賃金は、臨時雇賃金97万2,000円の増額です。

25ページをお願いします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費分です。

26ページをお願いします。項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節11需用費は、選挙権年齢の18歳引き下げに伴う選挙関係法規追録代4万円の増額です。

27ページをお願いします。項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員報酬15万8,000円の増額です。

28ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節2給料から節4共済費までは人件費分、節12役務費は、予算の組み替え、節23償還金利子及び割引料は、臨時福祉給付金事業並びに臨時福祉給付金事業事務費補助金返還金、合計で523万4,000円の増額です。目2老人福祉費は、敬老会用の町有バス運行委託料4万円の増額、目4介護保険事業費、節2給料から29ページの節4共済費は、人件費分です。目5後期高齢者医療費、節2給料から節4共済費は、人件費分、節28繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）124万6,000

円の減額です。目6障害福祉費、節23償還金利子及び割引料は、障害関係の福祉事業補助金返還金68万2,000円の増額です。

30ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節23償還金利子及び割引料は、保育所関係補助金返還金、臨時特例給付金事業並びに臨時特例給付金事業事務費補助金返還金、合計で17万8,000円の増額です。

31ページをお願いします。項4国民年金事務取扱費、目1国民年金事務取扱費は、人件費分です。

32ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、人件費分です。目3環境衛生費、節1報酬は、生活環境整備対策委員報酬1万8,000円の増額、節9旅費は、生活整備対策委員の費用弁償5,000円の増です。目4斎場費は、斎場の機械設備更新等の修繕料22万3,000円の増額です。

33ページをお願いします。項2清掃費、目1清掃総務費は人件費分です。

34ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節2給料と節4共済費は人件費分、節23償還金利子及び割引料は、農地中間管理機構集積支援事業補助金返還金17万9,000円の増額です。目2農業総務費、節2給料から節4共済費までは人件費分、節11需用費5万円は、町有自動車の車検に係る費用の増額です。目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金は、くまもと6次産業化総合対策事業補助金、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金、機構集積協力金交付金、合計で91万5,000円の増額です。節23償還金利子及び割引料は、青年就農給付金事業交付金返還金1名の半年分75万円の増額です。目5農地費、節11需用費は、大円地区土砂撤去費40万円の増額。節13委託料は、刈の上、中ノ田頭首工撤去に係る委託料50万円の増額。

次のページ、節19負担金補助及び交付金は、委託料に組み替えた50万円の減額です。

36ページをお願いします。項2林業費、目2林道費、節4共済費は人件費分、節11需用費は、林道2ヶ所のガードレール設置費としての修繕料30万円の増額です。節13委託料は、萱の木線増破分の委託料45万円の増。節14使用料及び賃借料は、崩土除去のための重機等借上料800万円の増額です。

37ページをお願いします。項3水産業費、目1水産業振興費は人件費分です。目2漁港管理費、節13委託料は、志岐漁港海岸公有水面埋立竣工認可図面作成に係る設計委託料50万円の増額です。目3漁港建設費は、人件費分です。

38ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目1商工総務費は人件費分です。目3観光費、節7賃金は、観光施設等清掃賃金60万9,000円の増額、節11需用費は、パンフレット等の印刷費、キャンプ場のガードパイプの修繕料など、合計で

113万5,000円の増額。節19負担金補助及び交付金は、VISIT天草プロジェクト事業負担金60万9,000円の増、中止となった長崎ペーロン大会の出場補助金60万円の減額です。目4温泉センター管理費、節11需用費は、機械室屋根設置等で修繕費73万5,000円の増、節18備品購入費は、時計購入費の4万9,000円の増です。目5富岡城公園管理費、節11需用費は、資料館のぼり旗、公園内手すり修繕料合わせて44万9,000円の増額、節13委託料は、県補助で行う標識作成設置委託料60万円の増額。

39ページ。節18備品購入費は300万円の減額です。

40ページをお願いします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は人件費分です。

41ページをお願いします。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は人件費分です。目2道路維持費は、財源区分の変更、目3道路新設改良費、節13委託料は、町道田ノ平線建物鑑定評価委託料150万円の増額。目5国県道整備促進費は、国県道整備事業負担金90万円の減額です。

42ページをお願いします。項3河川費、目1河川総務費、節14使用料及び賃借料は、土砂除去に伴う重機等借上げ300万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、鶴地区急傾斜地崩壊対策事業負担金40万円の増額です。

43ページをお願いします。項4港湾費、目1港湾管理費、節19負担金補助及び交付金は、富岡港改修事業負担金300万1,000円の減額です。

44ページをお願いします。款5住宅費、目1住宅管理費は人件費分です。

45ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、大雨台風時の警戒待機に伴う時間外勤務手当て50万円の増額です。

46ページをお願いします。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節2給料から節4共済費までは人件費分、節13委託料は、旧坂瀬川、都呂々中学校環境整備、志岐小学校の支障木伐採委託料、合計で34万2,000円の増額、節21貸付金は、奨学金貸付金72万円の減額です。

47ページをお願いします。項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費は、都呂々小学校体育館雨漏り修繕料120万円の増額、節12役務費は、アコーディオンの調律料6万5,000円の増額です。

48ページをお願いします。項4社会教育費、目1社会教育総務費、節3職員手当、節4共済費は人件費分、節19負担金補助及び交付金は、都呂々小学校自主文化事業負担金、天草五人衆サミット負担金、合わせて11万円の増額です。目2公民館費、節19負担金補助及び交付金は、中止になった志岐地区盆踊り大会補助金14万8,000円の減額です。目3社会教育施設費、節11需用費は、総合センターテニスコート修繕

費15万円の増額です。目5志岐集会所管理費、節18備品購入費は、スポットライトの購入費65万2,000円の増額、目6資料館費、節13委託料は、旧郷土資料館除草剪定委託料17万7,000円の増額です。

49ページをお願いします。項5保健体育費、目1保健体育総務費、節7賃金は、マラソン大会コース草刈清掃賃金3万5,000円の増、節11需用費は、マラソン大会看板購入費10万円の増額です。目2学校給食費、節1報酬は、産休代替えの調理員報酬39万1,000円の増、節4共済費は人件費分、社会保険料等は、産休代替え分です。節7賃金は、嘱託職員産休による代替え臨時職員賃金37万7,000円の増額です。

50ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当15万円の増、節9旅費は、査定等の普通旅費2万4,000円の増、節15工事請負費は、農地施設16件分1億1,039万9,000円の増額です。目2林道施設災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当15万円の増、節9旅費は、査定等の普通旅費2万4,000円の増、節11需用費は、消耗品費10万円の増額、節15工事請負費は、千保線他2件分5,499万9,000円の増額です。

51ページをお願いします。項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節15工事請負費は、道路3億円、河川2億円、合計で5億円の増額、節17公有財産購入費は、災害復旧工事に伴う土地の購入費400万円の増額、節22補償補てん及び賠償金は、立木補償費30万円の増額です。

以上で、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑をされる方は、ページ数等をおっしゃってから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 補正の前の2号、3号でも、かなり借上料がかなりの金額、それぞれの種目に分かれて、かなりの金額が総額では上がっていたと思いますが、借上料の対象はリース会社ですか、それとも一般の土木建設業者ですか。

それから、志岐集会所の正面玄関の右側は雨漏りがしていますが、あれは教育委員会の方には連絡はありませんか。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、重機借上等の借上げ先につきまして、ご説明を申し上げます。今、町の方で重機借上料という形でお支払いの対象にしておりますのは、町内の土木業者さんでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 志岐集会所の正面玄関付近につきましては、ちょっとこちらで把握しておりませんでしたので、至急把握いたしまして対処したいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 農業費関係からは、報告がありませんが。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 農林水産業関係の重機借上も土木管理課長が申されたとおりの様でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そこに金額で決めて良いのかどうかわかりませんが、「あそこの道路がちょっと壊れとるけんが、すんませんばってん、あればちょっと上げてくれんな。銭は借上料で払うけん」というような場合は、あえてやむを得ない。ところが、借上料に1,000万円余りの金額が、全部足せば公共と農地で1,000万円超えてますね、2,000万円超えますか。こういう形が借上料としてレンタルの資格も何も持たない、機械は持ってるけどもレンタルの資格はない、そういう会社といいますか、事務所といいますか、そこに借上料という形で契約をして良いのかどうか。そこら辺は何も問題はありますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 借上料という形で支払いをするのに対しまして、その資格等々についてのご提案というか、ご質疑でございますが、機械自体はあくまでもリース契約等に基づいてお支払いをしているのではなくて、実際使った実績等々を勘案したところでお支払いをしておる分でございますので、そのリース契約等々の絡みといいますか、そういうところとは若干ちょっと性質が違うものというふうに理解をいたしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今回は特に、災害復旧の箇所で仕事の内容によっては二次災害が起こる可能性があります。そういった場合に、修繕料とかそういう形で土木建設業者さんと契約している分は仮に不幸な災害が起こりそうになった、あるいは起こってしまった場合でも、法的に対応が可能だというふうに思いますが、これをレンタル、借上料として支払いしとったと。受けたのは、その貸し出しの許可を持たない、いわゆるレンタル会社でないところとやっておったという形では、もしものときに対応できるのかどうか。そこら辺を心配して、やっぱり借上料という形でするならば、何とかレンタルとかに頼むべきであって、それをしない場合は、この借上料じゃなくて修繕料で支出するべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今ご指摘の部分につきましては、確かに崩土等で土砂が道路に落ちてきているような状況の中で、次の崩落も想定される部分ではございますが、ある意味、急を要した箇所以外については、ある程度天候が落ち着いた中で土砂等は取っていただいたというふうな認識でおるわけでございますけれども、ご指摘のように、二次災害の発生等々につきましても、今後は依頼する際におきましては、十分な安全の確保をした上で、土砂の取り除き、もしくは倒木等々の処理につきましても同じでございますけれども、そういうような点について十分な注意を払った中でしていただくこととしたいというふうに思いますが、ご指摘のように、やはり修繕料という形で仮に発注なりをしたとしても、契約というやり方にはならないというふうに理解をいたしております。

実質かかった日数、それからそこに要したトラック、それから重機類含めて、そういう明細で現在のところは、その請求をしていただくような形の中で代金のお支払いをいたしておりますので、今後そこら辺につきましても、ちょっとまた検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私が問題提起をしているのは、修繕料である場合は、その内訳が実績にもどってくるんだとか、次の日もきったんだとか、そういう質問をしているわけではないわけですね。公の会計の中で借上料は何かというと、使用料及び賃借料ですか、という形で載ってくるわけですね。ところがその中身というのは、地元の業者さん、まあ慣れているからということであれば、また話は別ですが、になっているわけですね。だから、その人たちというか、予算の組み方は借上料ではなくて修繕料に持ってくれば非常にそういう問題は解決できると思うわけですよ。もし二次災害の話も言いましたけれども、もし最悪の事態が発生したときに、この支出の仕方は適切じゃなかったとか、何とかって言う話になってくれば困る場合が出てきやせんかというふうに思いますので、今後検討していくということですが、できるだけそういう形で、何かが起こるんだということは考えながら、事務を進めてもらいたいというふうに思います。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 48ページの教育総務費なんですけれども、天草五人衆サミットの負担金が計上してございますが、これは文化協会の記念事業として、前々から天草五人衆のサミットを行いたいなあという話を聞いた覚えがございます。それに伴う負担金であるかどうかということと、これは要望でございますけれども、土木管理課長、堆積物の除去の場合に、できるならば町内の業者、今盛んに利用し、又それぞれ協力して行

っておりますけれども、ヒューム管とか大型の側溝となるとバキュームカーを利用した掃除が有効だと思います。できるならば、バキュームカーを利用した側溝の清掃等についてもご検討方いただきたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 只今、高戸議員のご質問でございますけども、今年の12月5日に開催されます天草文化協会の主催のサミットの負担金でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、高戸議員のほうから、暗渠等における対応といたしまして、バキュームカー等の利用をということのご提案がございましたけども、本年の6月11日、その前から大雨によりまして「菜の花」周辺で町道の排水の方があふれまして、床下浸水を何回も発生をいたしておりましたが、そこの正面にあります町道の排水路が暗渠という形になっておりますが、約60mほど、これにつきましては大日本清掃というところで本渡の方の業者がございまして、そちらの業者さんをお願いをいたしまして、土砂等を清掃撤去したということで対応いたしておりますので、今ご案内ありましたような業者さんを活用した中で対応しているということでございます。以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○3番（高戸幸雄君） はい。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 4点ほど質問させていただきます。

まず28ページの町有バスの運行委託料、これ4万円で上がってますけど、今回、敬老会にこれは使用されるというので先程説明があったように思いますけども、今まで敬老会にもバスを運行したほうがいいんじゃないかという意見をずっと言ってきたんですけど、今回多分初めての運行じゃないかと思えますけど、その運行内容を教えてください。

それと次に、32ページの修繕料ですけども、斎場費の修繕料ということで、先程の説明では機械設備の修繕ということで説明を聞きましたけども、今回、監査委員さんも決算の審査意見書にも書いてありますけども、屋根外壁を含めた中での老朽化を懸念する意見が出とるわけですけども、聞いたところによりますと斎場の車寄せのところの屋根が一部崩落して危険だったという話もちよっと聞いておりますけども、こういった部分での機械だけでなく他の修繕も必要じゃないかという気がするんですけども、その辺の他の修繕に関しての、今回は先程機械設備だけということだったようなんですけども、他の修繕の予定は入っていないのかということと、次、42ページですけども、河川総務費の中で重機借上げの部分で300万円上がってますけども、土砂排出ということ

で聞きましたけども、これはどこの河川なのか、お伺いをいたします。

以前といいますか、今回の大雨の際、一応執行部をお願いをしたのは小路川河口の堆積物も非常に今回堆積してしまっていて、普通の川は流れが多かったんで下流の海までほとんどが流れてるんですけども、ここの原因としては橋脚部分がT字型といいますか、真ん中に橋脚があるせいなのか、この小路川の河口においては堆積したままになっております。ここは、地域住民の方が非常に大潮等のときに又、床下浸水等の危険があるんじゃないかというので、すごく心配、危惧をされておりますので、ここの部分の小路川の河口の堆積物の除去を含めた中の予算なのか、お伺いをいたします。

次、最後に51ページですけども、工事請負費の中で道路3億円、河川2億円ということでお聞きしましたけども、先程言いました小路川、これの上流部分といいますか、この川自体が町河川になっておりますけども、先程言いました橋脚部分が真ん中にあるせいでは知りませんが、恐らく今回の大雨によって床上浸水、床下浸水が発生したわけですけども、非常に地域住民はこの橋脚部分を何とかしてくれというのをだいぶ強く言われてますので、この部分の改修予定は考えておられないのか、以上をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） それでは、町有バスからいきますか。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 野崎委員ご承知のように、今年度から敬老会につきましては、スクールバスを基本に運行をしながら送迎をしたいというふうに考えています。日程も10月14日が志岐と富岡、それから15日が坂瀬川と都呂々ということで、具体的にどこどこ回すということがありますでしょうか。

○7番（野崎幸洋君） そういうルートのものを、時間とか、そういうのを考えてあるのか。

○福祉保健課長（田尻伸治君） そこは、この前8月31日に各団体、後援会とか何とかご案内しまして、そういう中でご議論をお願いして最終的に決定したことを敬老会の案内状に同封して、一人一人区長さんに届けていただくというふうにしております。

志岐の中心部につきましても当初はありませんでしたけども、やはりコミセンの方まで出かけるもんですから、志岐の中心部も回って送迎をするというふうにしております。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回、予算といたしまして300万円の重機の借上料を計上をいたさせていただいておりますが、これにつきましては、主に上津深江の支川であります大迫川、こちらの方の河川の閉塞をしている状況が今も続いておりますので、その対応というようなことで260万円ほど、その他に、あと40万円ほどにつきましては、他のところの対応というようなところの部分で計上をいたしたわけでござ

いますけども、正直に申し上げまして今回の6月2日から3日にかけて、それから同じく6月10日から11日にかけて、同じくまた7月に入りましてからの豪雨まで含めまして町内の至るところで河川敷内に土砂がたまったりとか、小河川あたりでも河川の形状をなさないような土砂の堆積があっておりまして、そういうところで民家等への水の流れ等々で苦情がまいてきて、ある意味対応してまいったところがございますけども、予算的にはこの重機の借上料というのが今のところはギリギリな状態ということでございます。と申しますのは、この前の台風災害の際にも坂瀬川の小路川につきましては、一番河口側から申し上げまして国道下じゃなくて、その次の第2橋目、第3橋目、2橋につきましては、同じようにご指摘がありましたように橋脚部等に流木、それから流れてきました竹、ごみ等々が相当堆積をいたしております、そこまでは一応撤去の対応ができたところがございますが、なかなか河川内にたまっております土砂を再度追加して取るとなってくると、やはり予算的な対応をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますけども、正直申し上げまして、今町内に災害の申請を上げておりますのが98ヶ所と申しますか、工区数で約160近くを発注するようにはいたしておりますが、なかなか全体像というのが明確にはまだ正直つかめておりません。そういう中で、今後の状況を見た中で予算が不足する分については、又、予算のお願いをしながら対応をしてまいりたいというふうに考えておりますけども、今、ご指摘がありましたようなところで、各河川についてはこちらで調査をいたしまして、必要な箇所については対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 野崎議員の斎場のことでございます。

今回、補正予算で計上させていただいておりますのは、昨年の雷によりました非常用発電機の制御盤等の修理費用等で227万円計上させていただいております。今年度当初予算で202万8,000円組んでおりますけども、この中で当初しております機械等の設備の修理とか、そういうのがございますけども、先程おっしゃられた斎場の非常に危険と考えられるところにつきましては、この予算の中で対応できる分について優先順位を検討して、予算の中で至急必要であると思っておりますので対応していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） まず先程の敬老会の運行バスの件については、そういうふうな周知徹底がされているというのは大変良かったと思っておりますので、是非有効な利用をお願いしておきたいと思っております。

それと、先程の重機借上料の300万円の件ですけども、今、課長のご答弁の中では、まだ今回は小路川のそういった河口堆積物の除去の予算は付いていないように答弁

いただいたように思いますけども、ここは6月11日の豪雨といいますか、災害の中でも小路川というのは、床上・床下浸水、もう町内でも一番ひどかったんじゃないかと言われるぐらいの災害が発生したわけですね。その中でこういった地域住民の方の堆積物の除去というのは、もう悲痛な願いをされておるわけですけども、ですから是非、ここは優先順位を問わず、先にこういった地域住民の心配を払しょくするためにも早い対応をお願いしたいわけですけども、是非追加予算でも早期に付けていただきたいという思いでのお願いをしておきます。

あと斎場の件ですけども、これも今、優先順位をみてやりますということですけども、先程言いましたように車寄せからの壁の落下、これというのは人に当たったら大けが、命も危ないぐらいの内容になってくるわけですから、もう当然優先順位は先になってくると思いますので、当然機械のそういった発電機、これも当然先にしなければいけない部分ですけども、そういった人のけがとか人命に関わるようなこういった事故が起こらないように早急の対応が必要じゃないかと思っておりますけども、再度早急な、今言った部分は予算を是非付けていただきたいという願いで質問は終わります。

○議長（山本政人君） では、そのように配慮をしてください。

松本君。

○1番（松本良人君） まず31ページの国民年金関係でございますが、ちょっと関連するかなと思っておりますけれども、大体国民年金にかたならなきゃならん方が加入してない方、あるいは未納の方はどれくらいおられるか。

それと関連して、こちらの行を見ますと収入によって価格が違うと。それから生活保護あたりも無年金者の方が生活保護に流れていくというような風潮があつて、健全に、まともに年金を掛けておられる方々が不公平じゃないかと。若いときには年金も掛けでんおって、年とってからは生活保護とか、極端に言えば施設に入るにも国民年金にかたつとられば価格が安くなるというような形でございますけれども、今後そういったこともずっと続くのか、あるいは見直しがあるのか、あるいはそこら辺の対応をどうするかというご意見とかあれば、見通しとかあれば、教えてもらいたい。というのが、今の若年層に言わせれば「年金を掛けてもはっきり言うて何にもならん」と。「食うていかんごてなれば、生活保護があるやっか。施設に入る人たちじゃったっちゃ年金掛けとるよりか、掛けんほうがましやっか」というような見方が多々あります。

そういったところのことを考慮して、ひとつどういった形で国自体が進んでいくのか、あるいは町あたりの考え方をお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、測量設計委託が点々と組んであります。できたらすぐにはならんと思っておりますが、全体的な補正を含めたところの今年度のがどの程度の委託料があるか。例えば、農地費の林道あたりにも50万円ぐらい委託を組んでであると、他にもずっと災害復旧な

んかもあったわけですが。今回、私も質問をしましたがけれども、監査委員あたりの件の中にも、ちょっと町自体の技術力が不足しているんじゃないかというような話が出ておったように思います。

是非、こういった機会にひとつ時間外等にでも組み替えていただいて、多くの技術を取得させるような対応はできんものか。臨採でもいっぱい入れていただいて、そして職員の技術更新をできんものか、そこら辺を全体的に思います。

それから、あとは簡単です。39ページ、商工費の中で備品購入を300万円減額してありますけれども、これは何が減ったのかなということと、教育関連施設環境整備委託料ということで34万2,000円委託料を組んでありますけれども、これはどのようなものかなと思われましたので、そこら辺を教えていただければなと思うところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） それではまず、税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 只今の松本議員からの年金の現在の加入率ですけれども、平成26年度実績で84.5%でございます。

○1番（松本良人君） それは、加入すべき人が加入しとらっさんとがこれだけですか。

○税務住民課長（益田大介君） 加入すべき人が加入しているのが84.5%です。

○1番（松本良人君） 要するに15.5%が加入しとらんということですね。

○税務住民課長（益田大介君） はい、対象者が加入してないということです。

あと、年金の加入の意義は、ひとつはやはり、いざ事故とかに遭われたときに年金に加入しておられれば、障害年金を受けられるというようなことがありますけれども、加入状況は、以上のとおりです。

○議長（山本政人君） 次に、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、土木管理課の所管でありますところの災害復旧に関しますところの委託料についてご説明を申し上げたいと思いますが、土木管理課でしております公共債の方の委託料が6,350万1,000円が、本日ご承認をいただきました分も含めたところの委託料でございます。

今現在、業者さんに委託をいたしております主な理由でございますけれども、まず文明が発達をいたしまして、昔は紙の上に、方眼紙の上に計画図あたりをおとすというのが職員自らが現場に行って測量をした中で可能でございました。ところが今、県もしくは国あたりとの情報のやりとりをする際には、電子データということの中でCADで図面を起こすようなことになっております。併せまして、地籍で個人と公共の境あたりを図面の中に当然おとす必要があるわけがございますけれども、従来の職員が出向いておって現場の状況にあわせた中で測量をして計画を入れてというのが、やはり状況がそういう

ふうな官民の境界を明確にした上で計画を入れる必要が出てきたとか、ということで職員がなかなか対応ができない部分というのが正直ございます。

そういう中で、この電子データで国・県とやり取りをしながら、指示を受けながら最終的には査定に臨むというようなことになる関係上、専門の業者さんにやはりお願いをするようなことになってしまったというのが正直なところでございます。

ただ、職員のそういう技術的な部分の習得のために研修等にもやっておりますけども、なかなかCADということについての勉強会というのは機会が少のうございますので、今後職員に対しまして町内の土建屋さん、それから測量屋さん等にいらっしゃる技術者の方の応援を受けながら、またそういうふうな研修の機会というのを今後しながら職員の養成にあたりたいというふうに考えているところでございます。

土木の方の公共債につきましては、以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 36ページで、今回テストということで追加で挙げさせていただいております。これは萱の木線の災害を申請する途中で、又増破をいたしまして、どうしても緊急性があるということで、県とも協議する必要がございましたので、その分を計上させていただきました。

それと、漁港の管理費で、これも測量設計委託を50万円計上させていただきました。これは、建設海岸の釜海岸の工事が完了いたしましたので、公有水面の埋立認可の図面ということで、これは丈量図で正確な面積を出す必要がございますので、これは専門的になりますので、今回計上させていただきました。

それと、議員のご指摘のとおり、職員の技量のアップといいますか、育成につきましては、今後単独事業あるいは修繕工事等で機会をみて、現場に出向かせて適切に対応させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 教育関連施設の整備委託料でございますけども、今回、旧坂瀬川中学校、旧都呂々中学校の周辺の除草の委託料と志岐小学校の支障木の枝の伐採委託料を計上させていただいております。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 39ページですけども、これは富岡城公園管理費の中の備品購入費でございますけれども、資料館の中の1階と2階にあります異形の展示壁ですね、こちらの方が教育委員会の方で工事請負費で対応できるということでございましたので、教育委員会の方で支出してということで商工観光課の方の予算は、この分を減額したということでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） もうひとつ年金の関係と、もう1件、あと社会保障の関係を。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 大変先のことでよくわからないんですけども、ご承知のように、社会保障が今、自立・自助・共助というところでお互いの地域で支え合うという体制をつくりなさいというふうになってきています。そういう中で私どもも包括支援センターを中心に今やってるんですけども、なかなか専門家もいないし、そういった資源もないし、非常にもう苦勞をしている状況です。ただ、私たちも生活相談なんか受ける中で、本当にあきれするような生活の仕方をしておられる人もおられるわけですね、生活力がないとか、金銭感覚がないといひますか、そういう方々も含めて将来的にどうしても生活が成り立たない場合には、最後には生活保護というふうになっていくんじゃないかと思ひます。本町の場合には、福祉事務所の方が決定権を持っていますので、私たちは話を聞いて引き継ぐということにしているところです。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） まず年金のかたっておられん方、あるいはかたられん方が、将来は国がみってくれるけんよかやつかというそういった考え方の払拭という「こういった考えはだめですよ」というようなPRあたりも率先して行っていかんことには、年金は今後潰れるんじゃないかならうかなと思ひます。

これは、この町の、ここの1ヶ所の問題じゃないと思ひますけれども、ことあるごとにそういったことをひとつ、上部団体あたりにも言っただく、あるいは是非年金にはかたってくださいよというようなことでPRをすることかっというふうなことでひとつ頑張っただきたい。そうしないと財政が、国の財政が潰れるんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、先程町の職員の技術力アップということで、まあ単独あたりには、極力、そういったことで取り組むということでございます。特に、そういったことで機械を使った、あるいはどうしようもできんということになれば、徐々にそこら辺だけを請け負わせて、実際の設計については町がやっというふうなことにしなければ、何もかんも業者さんにとっいうことになれば、過去にいろいろな問題が出てきたように委託にしていっちょけば、何かの問題が今までずっと起きておりますので、是非、先程農林水産課長あたりがおっしゃられましたが、技術力のアップに力を入れていただきたい、そう思っっております。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、2時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時44分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

-----○-----

日程第11 議案第53号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第11、議案第53号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第53号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ945万4,000円を追加、歳入歳出それぞれ12億6,731万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成26年度決算に伴う繰越金と、平成26年度事業確定に伴う国等への返還金が生じたものでございます。

補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。まず歳入ですが、款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金818万5,000円の減額補正は、平成26年度決算により繰越金の増額で財源が発生しましたので減額するものでございます。

7ページをお願いします。款12繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金1,763万9,000円の増額は、前年度決算による余剰金から条例に基づく積立金200万円を控除した額でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。款7共

同事業拠出金は、財源内訳変更のための補正でございます。

9 ページをお願いします。款 1 1 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金 9 4 5 万 4, 0 0 0 円の増額は、平成 2 6 年度実績に伴い、療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の返還額の合計でございます。

以上が、平成 2 7 年度 9 月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8 番（浜口雅英君） 6 ページですが、この 8 1 8 万 5, 0 0 0 円マイナスは、これは基金取り崩しになっとですかね。基金繰戻しという表現のほうが適切じゃなかですかね。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 取り戻しなんでしょうけれども、一応取り崩しの減額ということで、ここで解釈をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8 番（浜口雅英君） ほんなら、内容は基金の方に又、戻したということでよかったですな。取り崩しじゃなくてですな。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） はい、議員の言われるとおりでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。浜口君。

○8 番（浜口雅英君） これは今後、他の会計にもこういう表現の仕方がなってくると思いますけども、財政的には表現の仕方としてはどういう形になっとですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 基金の取り崩しが少なく済んだということでの減額でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第 5 3 号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第54号 平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第12、議案第54号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議案とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第54号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,233万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,001万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、前年度決算に伴うものと、実績報告による国・県及び支払基金分の負担金交付金の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。款8繰越金ですが、前年度決算により1,233万7,000円の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費につきましては、法改正により印刷製本費の予算不足が見込まれますので5万円の増額補正でございます。

8ページをお願いします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金703万1,000円の増額は、前年度精算により国・県及び支払基金に対して負担金、交付金を返還するものでございます。

9ページをお願いします。項2繰出金、目1一般会計繰出金でございますが、前年度実績により255万6,000円の増額補正でございます。

款7予備費につきましては、現段階で財源的に余ってまいりますので270万円予備費に計上したところでございます。

以上が、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第55号 平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（山本政人君） 日程第13、議案第55号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第55号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,040万8,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成26年度決算に伴い繰越金等の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。まず歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料4万6,000円の増額は、平成26年度で保険料の滞納が生じたための滞納繰越分でございます。

7ページをお願いいたします。款3繰入金、目1一般会計繰入金124万6,000円の減額は、平成26年度の決算に伴い繰越金の財源が発生いたしましたので、同額分を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。款4繰越金ですが、平成26年度の決算による繰越金124万6,000円の増額でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金ですが、滞納保険料徴収分を連合会に支払う額4万6,000円の増額でございます。

以上が、平成27年度9月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第56号 平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第14、議案第56号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第56号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ713万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,522万円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料、節2過年度収入で1万9,000円の増額です。平成26年度で1件、水道料の未納が発生した分と、平成25、26年度分で徴収漏れがあった分です。未納の1件につきましては、借家で無届けのまま転出された方で、後日連絡先が判明しましたので請求しましたが、家主と敷金で精算済みであるとの主張で理解が得られず、まだ納付をいただいております。徴収漏れにつきましては、開栓手続きを電話で受け付け、料金請求の事務処理ができていなかったものです。水道、下水道料金共発生しましたが、料金につきましては、既に納付をいただいております。

7ページをお願いいたします。款4繰入金、項2基金繰入金、目1繰入金、節1基金繰入金は、繰越金収入により、基金取り崩しが不要になったため500万円の減額です。

8 ページをお願いいたします。款5繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により1,211万4,000円の増額です。

歳出につきましては、9 ページをお願いいたします。款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節1需用費は、大雨による水道管の破断等による修繕料、それから坂瀬川水源のポンプの取り換え等による修繕料で513万3,000円の増額です。節15工事請負費は、城下地区におきまして農業用石綿管の撤去工事にあわせ、水道用の石綿管の撤去と水道管が仮設してございますので、その配水管の布設替工事を実施するもので200万円の増額です。

10 ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更でございます。

以上で、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 10 ページですね、財源の中でその他がマイナスになって、一般財源がちょうど同じ額500万円増えとるわけですが、何か理由とかありますか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） その他が基金繰入金で一般税源が繰越金でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 特定財源が500万円というのが、どういった金であって、どういった形で、要するに、逆に一般財源というのは水道の一般財源から出たってことでしょうか。こっちが減って、一般財源の懐具合がようになったから、こっちからもらわんごとなったっですよとか何か、そういう意味ですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 繰越金が1,211万4,000円ございましたので、当初予算では500万円は基金を取り崩す予定でございましたけども、繰越金が1,211万4,000円あったためにその取り崩しをやめまして、一般財源で元金の支出を賄うということで、この財源区分の変更を行っております。

○議長（山本政人君） よろしいですね。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第57号 平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第15、議案第57号、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第57号、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億5,397万円とするものでございます。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節2過年度収入で、下水道使用料の過年度収入1万円の増額でございます。理由につきましては、先程の水道と同じでございます。

7ページをお願いいたします。款5繰越金、目1繰越金、節1繰越金は、前年度繰越金の確定により163万4,000円の増額です。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費で、節11需用費は、新築に伴う公共柵の追加等による修繕料144万7,000円の増額です。

節14使用料及び賃借料は、台風でマンホールポンプ場の停電の恐れがある場合、発電機を設置して運転が継続できるように備えておりますが、既に今年度2回台風の接近がっておりますので、あと1回分の19万7,000円を増額するものです。

以上で、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平成27年度苓北町特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第58号 平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第16、議案第58号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第58号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,748万円とするものでございます。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款4繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により31万4,000円の増額です。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。款1農業集落排水事業費、目1一般管理費で、節14使用料及び賃借料は、鶴地区の農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場3ヶ所におきまして、停電が発生したときにバキューム車によって汚水を汲み上げて下水処理場で処理をするために、バキューム車の借上料として31万4,000円の増額補正をお願いしております。

以上で、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第59号 平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第17、議案第59号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第59号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,826万円とするものです。主な内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款3県支出金、項1県補助金、目1特定地域生活排水処理事業費補助金は1万2,000円の減額です。熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金は起債の償還に充てるため前年度事業費の6.5%を補助するもので、前年度事業費の確定により1万2,000円の減額です。

7ページをお願いいたします。款5繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い24万6,000円の増額です。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。款1特定地域生活排水処理事業費、目1一般管理費、節11需用費は、ブローアなどの修理費の増に伴う修繕料で17万4,000円の増額です。節27公課費は、消費税が不足するため6万円の増額です。

9ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更です。

以上で、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います、質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この特定地域生活排水処理事業特別会計に関することだけじゃなくて、公共下水道特別会計から農業集落排水特別会計まで含めたところで、先にも何かの折にご質問したと思いますけれども、使用料にばらつきがあるということで申し上げたことがございます。

例えば、公共下水道事業においては7 tくらいかな、定額までしたときに6 4 0円くらいしか公共下水道事業の使用料はございませんけれども、特定地域生活排水処理事業あたりは1 t使っても2, 9 0 0円くらいから3, 7 0 0、8 0 0円くらい、まあ人数によって違うようでございますけれども、の使用料を納めにやいかんというような感じですね。そこら辺に町民として相当の差があると。農業集落排水事業は、ちょっと私のところにはありませんので比較できませんけれども、例えば、1戸の老人所帯でも辺ぴなところにおいでの方は、特定地域生活排水処理事業を使っておれば、1 tか2 tしか使わさんばってんが下水道については3, 0 0 0円ばかり払わんばんとですね。そうしたところ、全体的に4, 0 0 0円くらい払わんばんといかん。ところが、公共の下水道においては7 tくらい使っても1, 4 0 0円か1, 5 0 0円でよかというような相当な開きがあるわけですね。

前回、何回かそこら辺も見直しはどうかということで、ご質問はしたわけですがけれども、同じ町民でありながら事業が違う、住んでいる場所が違うということで、その下水道の利用状況が極端に変わってくるということは大変じゃなかろうかなと思っておりますので、そこら辺の見直しというふうなご検討はなされましたか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） その点につきましては、現在、生活環境整備対策委員会の委員の方をお願いして、協議をさせていただいております。その中で、下水道料金の値上げ、それから特定地域生活排水処理事業特別会計、合併浄化槽の使用料の負担の軽減、そういう面も含んだところでの検討を現在させていただいております。以上です

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今進められて、見直しあたりの検討を進められているということですかね。

○水道環境課長（小林和文君） そうです。

○1番（松本良人君） 是非、町民にただ住んでいるところ、住宅の建て方が悪いところ、場所的にちょっと辺ぴなところは下水道が高いんだよと。一番便利の良かところの真ん中のところは安いんだぞというようなことでアンバランスになっては、町民の方にいろいろな問題、不公平さが出てくると思いますので、なるだけ一遍にはいかんと思いますので、徐々にでもひとつ見直しをやっていっていただければなと思います。以上で

す。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第60号 平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第18、議案第60号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第60号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809万8,000円とするものでございます。内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定によるものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金148万5,000円の増額につきましては、前年度からの繰越金でございます。

7ページをお開きください。歳出についてご説明を申し上げます。款3予備費、項1予備費、目1予備費148万5,000円につきましては、節29で予備費として148万5,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは造成された団地を購入した、そしてそれを町が又、売却しているという形になってるというふうに思いますが、購入したときに借りの金があるとか、そういうものがあって、そういうものの精算はここには出てこないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、町の財務の会計上は、単年度での収支という形でございますので、ここにはその借り入れにかかった経費等々についての経費は計上いたしておりません。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 3年ぐらい前ですか、そういう会計では、単年会計では、将来的に赤字がつかめなくなってしまうということから、公会計にやり直すということが町の方で説明があったと思います。公会計の取り組みはどうなっていますかというお尋ねをいたしましたところ、もう既に公会計に入っているというふうなことの説明もありましたけども、そこら辺と今の土木管理課長の説明等の食い違いがあるんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 土木管理課長が申しましたように、今のこの決算上は単年度でするようになっております。

公会計につきましては、特別会計と広域連合、一般会計を含んだところでそれぞれに出して、最終的には全体的にということで数字が出ておりますが、一般会計それと特別会計を合わせたところ、その連結ということで広域連合の負担金も含めたところを出してございまして、特別会計全体、ちょっと数字が全体的なところでしか見ておりませんので、個別の特別会計についてはちょっと調べてみないとどういう数字になっているのかというのは、現在資料を手元に持っておりません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 手元にはないけども、事務所にはあるということで理解しているんですか。もし事務所にあるようであれば見せてください。後で構いません。

○議長（山本政人君） それでは、それは後日配付でよかですか。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他に質疑がないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第61号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 日程第19、議案第61号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第61号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結について。

平成26年7月14日、議案第302号により議決された苓北町拠点避難地造成工事（1工区）請負契約を下記のとおり、変更締結するものとする。平成27年9月4日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町拠点避難地造成工事（1工区）。2、当初契約金額、8,424万円。3、変更による増減額、286万9,697円の減額です。4、変更後契約額、8,137万303円。5、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町坂瀬川1793番地、株式会社長濱興業、代表取締役、長濱優二。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の契約の変更内容につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料の平面図を、まずお開きをいただきたいというふうに思います。

今回の主な変更点でございますが、1工区の左上部になりますけれども、当初ここに壁面工といたしまして、アダムウォールブロックとACⅡによる盛土を計画をいたしておりましたが、隣接する住民の方から、余りにも住宅に近いので引いてほしいとの要望がございました。部内で検討をいたしまして、結果といたしまして約10mほど引きまして、アダムウォールの壁面工に変えて重力式の擁壁を設置することといたしました。

このことが主な変更内容でございますが、その他にもアダムウォールブロックの設置において、トラッククレーンでの施工を積算の段階で見落としておりましたので、歩掛

に1㎡あたり653円を追加したところでございます。壁面工につきまして、取りやめに伴う減額でございますが、合計額で直接工事費422万2,410円の減額でございます。壁面工に変えて新たに設置いたしました重力式擁壁等が147万1,972円の増額でございます。

この他に右側でございますけれども、温泉センター面にあります切土面の法面につきまして、もたれ式の擁壁を施工することといたしておりましたが、現地の状況を確認いたしまして、施工延長が52mから47mに変更をいたしております。この分につきましては92万6,085円の減額となりました。

只今申し上げました変更の内容で、擁壁工全体では366万2,019円の減額ということでございますけれども、先程壁面工を取りやめたということでご説明を申し上げました民家に面する法面でございますけれども、勾配が急で崩落の状況がございましたので、そちらにはモルタルの吹き付け工を追加したところでございます。なお、この他にも構造物の撤去等で処分料の実績等に伴いまして32万4,813円の増額等をしたところでございます。

なお、当初予定がございませんでした上部の平面部でございますけれども、武道館横の進入路から上がりました右側になる分でございます。この図面でいきますと中央の左側でございますが、公園の外周部にのみフェンスを設置することといたしておりましたけれども、この公園部と上部のグラウンド面の高低差が5mもあるというようなことで、安全の確保の面からフェンス工を追加することといたしました。この部分が96万6,041円の増額でございます。最終的に、直接工事費の合計では173万9,499円の減額でございますけれども、共通仮設費、その他諸経費等々を含めまして算定上は290万5,200円の減額となります。

只今申しました金額に請負率の98.77794を乗じまして、今回の変更減額となります286万9,697円ということで、減額変更とするものでございます。

主なものをかいつまんで説明をいたしましたけれども、以上のような内容で今回の変更に至ったわけでございますけれども、1工区の避難地の造成面積でございますが、当初の予定では7,234㎡といたしておりました分が、壁面工を背後に引いた関係で123㎡減の7,111㎡となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） 只今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 工期は9月30日でしたかね、現在の進捗率を教えてください。

それから、このことについてはこれまでも何回か不適切であるという言い方をしてき

ましたが、1工区、2工区の工区分け、区分の方法は、済んでしまったことではありませんが、担当課長として適切であったというふうに思っておられるかどうか。

それから、金額の比較はこの前の全員協議会の中でいただきましたが、数量で1工区の切土量、盛土量、それからACⅡの数量を教えてください。

それから、武道館横の取り付け道路から公園の終点部分まで、安全柵、フェンスを設けたという話でしたけども、もう少し具体的にどういう種類の安全柵を設けられたのか教えてください。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、工期についてのお尋ねでございましたけども、工期につきましては、平成27年12月21日までと延長をいたしております。

それから、8月末の工事の進捗率でございますけども、併せまして2工区の方まで申し上げたいというふうに思いますが、1工区が53.08%でございます。2工区につきまして57.8%ということで状況はそういう状況でございます。

それと切土の数量等についてのお尋ねがございましたが、ちょっと切土量にはちょっと把握ができておりませんが、ACⅡの使用量につきましてご説明をさせていただきたいというふうに思いますが、ACⅡが1工区当初2,582m³の予定でございましたが、先程この避難地の北西部にあります民家に隣接する方を取りやめたというようなことの中で、1,850m³に変更になっております。2工区につきましては1万6,405m³ということで、当初の設計との変更の予定はあっておりません。

それと、フェンスの件についてのお尋ねがございましたけども、今こちらで計画をいたしております分につきましては、高さが1.2mのパネル式といいますか、縦格子型の転落防止柵を設置をいたす予定にいたしております。支柱の支間といいますか、距離が2mということでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長、区分けの満足度についても質問があったばつて、それについてありますか何か。工区分けの満足度について。

○土木管理課長（山口仁人君） 工区分けの件については、この工事を行うにあたりまして、当時の課長さんなり執行部につきましても、やはり土木業者さんの育成という見地から、いろいろ仕事の機会を増やすという意味合いもあった中で、苦肉の策で北側と南側という形を1工区、2工区というふうに分けられたんだらうというふうに思いますけども、工事をするにあたっては、ご指摘のように工区を分けたことによってなかなか調整が難しい面もゼロではなかったらうなというふうなところは、私もそういうふう感じておりますけども、今のところ業者さんがそれぞれ協力をしていただいた中で、この工事が進められているというふうに理解をいたしております。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 工区分けの問題ですが、これはもう明らかにこういう区分け方というのは、作業がしにくいということは、誰もが認める事実だろうというふうに思います。山口課長の立場ではそういう話になろうかと思いますが、今後、もしこういう事業を進めていく中では、積極的に現場がしやすい、地形を見て、現場を見て、工事がしやすいような工区分けに意見を述べてもらいたいと思います。私は、何も工区分けをせずに1つの工区で大型事業にして発注しなさいということではありません。それは分けても構わんと思いますが、分けるにあたっては明らかに工事がしにくい工区分けですので、今後はそういうことでお願いをしたいと思います。

それから、工期の変更には5,000万円超えていますけども、議会の承認はいらないんですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議会の議決がいらないかということでのお尋ねでございますが、議会に議案として提案をいたしております書類をご覧いただいてもあれですけども、一応工期については議決事項ということでは上げておりません。これについては、内部の決裁で対応できるということで工期変更の伺いを稟議いたしまして、上の決裁をいただいた中で変更をいたしているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 工期の分については、工期だけ承認の対象外だということは、また関係機関、法律を見て調べていただければと思います。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確認の意味でお尋ねをいたします。

今回、私以前、調整池の上の部分には転落防止として柵を設けたがいいんじゃないかということでお話したときに、以前は計画予定はないというお返事だったんですけども、今回取り付けていただいたことに関しては転落防止の意味で良かったなと思います。この上の部分ですけども、ACⅡの擁壁があってその上は多分盛土といいますか、土でされると思うんですけども、最終的段階としては、ここに例えば芝生を植えるとか、少しでも緑になるような、そういったお考えがあるのか。

そしてまた、反対側に公園が計画されているわけですけども、当初からするとすごい小さい公園のような気がするわけですけども、ここの法面に関してはACⅡ擁壁をそのままむき出し状態でその下に公園をされるのか、その2点をちょっとお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、進入路のところのアダムウォールの上にあります法面でございますけども、こちらにつきましては崩落を防止するために土羽について

は植生を施工する予定でございます。

それから、公園の規模等についてのご質問がございましたけども、公園につきましても造成の面積等については、当初ご説明を申し上げておりましたとおり470㎡程度ということでございますので、確かに元々ございました公園からすると小さくはなっておりますけども、説明を申し上げてきた分との変更はございません。

それと、ACⅡを盛土した部分がむき出しじゃないかということでのお尋ねでございますが、この公園と上の避難地面、高低差が5mあるということでございますけども、ここについても植生をいたしますので、土の上に植生をしていくということですから、その部分はACⅡの施工は、元々は盛土はございませんのでご理解頂きたいと思えます。以上です。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） この公園に関してですけども、植生も良いと思うんですけども、大変狭くなっておりますので、ここを有効利用といいますか、草スキーでもできるような、そういったちょっとでも子どもたちが遊べるような、そういったことも考えていただいて、芝生化されて有効利用をというのをお願いしておきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） この斜面でございますが、大体勾配といたしましては1割8分という勾配でございますので、まあ健常な方は登ろうと思えば歩いて登れるぐらいの勾配かなというふうに思っておりますが、そこには一応植生シート工という形の中で、いろいろ草を生やすという形で考えております。なかなかやはりこういうところに芝をとりますと単価も高くなってまいりますので、一応今回の工事の中では、植生シートを周囲を含めて、法面に関しては植生シートを張っていくということで対応いたしているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ここは前も言いましたけども、唯一芥北町で公園と呼べる場所だったわけですね。結果的に当然狭くはなったわけですけども、遊具はどんな遊具を置かれるかどうかは私もわかりませんが、できればそういったシートで覆うんじゃなくて、やっぱり天然的な芝を植えて、少しでも憩いの場となるような、そういったのも、上は避難地ではありますけども、町民の憩いの場として有効利用を少しでも考えていただいて、その辺は、もし変更できるようであれば今後検討いただきたいと思えます。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） すいません、前回しておけば良かったと思えますが、実は石炭灰を使うっていうのがACⅡというのですかね。私はそこら辺の言葉も、まだ新人議員

ですのでわかりませんので、そこら辺確認ですが。この石炭灰を使ってこの施設を造った場合と、そのまま今のここにある土を盛り土のところに流用して使った場合、かなりの金額が安くなると思います。というのが、殆ど盛土流用がされますし、それから計画高はまだずっと下げられますので構造物が少なくなるというように、私は素人でございますけれども、図面を見る限りはそういった解釈ができますけれども、そこら辺の試算はどの程度でなろうかなと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今、ACⅡの使用じゃなくて、ここにある土砂を使った中で盛土をして高さはその分下がって行くということで、私も理解はするわけですが、今ご指摘の分についての試算については、ちょっと私の方では全く把握はできておりませんが、面が下がるんだというふうに、下がってもいいんだというふうな理解になりますと、そういうところの部分も考えられなくはないと思いますが、一応今回は高さを30mという中で設計をいたしておりますので、その他の泥については、外部からの持ち込みがない中で今回のこの避難地造成という工事に至った状況でございますので、30mという前提の元ではACⅡを使わなければ購入土で仮に算定をいたしますと、距離にもよりますけれども、立米当たりACⅡが500円に対して、購入土はそれよりも若干高くはなると。ですから、30mという基準を置いた中での部分としてACⅡを使ったことは、直接比較で考えれば購入土よりは安く済むという中での策だったというふうに理解をいたしてるところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この場合は、それじゃあ要するに避難所なので海拔30mの場所に広場を造ったということなんですかね。元々、そういった海拔の関係があったということですかね。

それならわかりますけれども、もしこういった施設をするときに、この場合の、仮に避難所ということで、30mじゃなくて28m程度ならば流用土で存分に足りたんじゃなかろうかなと、そうすればACⅡの約2万 m^3 は要らなかつたんじゃなかろうかと。そしたら、それに伴う床掘、構造物も少なく済んだんじゃなかろうかと。極端に申しますと、半額位ぐらいできたんじゃなかろうかというような気もいたしますので、今後の計画においては、そういったことを十分に検討されて、やはり税金ですので、あくまでも、そういったことで、是非取り組んでいただきたい。30mという海拔が決まっとったならば、いいんじゃなかろうかと思えます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先程も申し上げましたように、今回その避難地造成をする際におきまして、最終的に30mの避難地を造るということで計画を進めた関係

上、そういう形で盛土をするのに他所から土を持ってくると。それが購入土よりもACⅡが安い中でそういう形になったということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 細かい数字はわかりませんが、麟泉の湯も避難地になった場合には、相当関係してまいります。通常、運動公園の場合でも麟泉の湯と関連がありましたので、そういったことも勘案して、あまり低くすると25mぐらいでも計算は多分出しているはずで、試算を。あまりにも高低差が大きくなり過ぎるというようなことで、今の高さになったという記憶があります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。今度が3回目かな。松本君。

○1番（松本良人君） 25mぐらいでも良いと、ただ、そっちのセンターの方が落差が云々ということで、そういったことでされるならば、やはり金額のほうも膨大な金額にならんとやっかと。100年に1回ぐらいのあれが来るとにですね。町民自体は「あがんとばなんすとか」としか言いよらんとですよ、はっきり申しまして。そこら辺、いろいろ言い分はあろうと思いますけれども、あくまでも金の問題も絡むわけですので、そこ辺十分検討していただいて最小限のお金で最大限の効率をし、そしてまたそこら辺はいくらか町民の方々も不自由はなされるかもしれないが、そこら辺はありますのでというご理解を得るのも必要だと思いますので、今後こういった計画については十分検討をしていただきたい、そう思います。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 土木管理課長に確認の意味で質問をしたいと思います。

実は、先日の全員協議会の折に「床掘をしました。そこでダンプトラックによる運搬の追加をした」と。「原因は何か」と言うと、「ACⅡの品質管理があったのでそういうふうにいたしました」ということがあったように聞いておりますけど、その確認、お願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、高戸議員からのご質問でございますが、ここで床掘で発生をいたしました泥でございますけども、床掘後にはアダムウォールの擁壁を立てまして、その背後にはACⅡを打設をして上に上がっていくわけでございます。一般的には、床掘土というのは周辺に置ける場所があれば、そこに置くわけですけども、背後が勾配がある急な土地だということで、上の一番平なところまで持ち上げたというのが今回の工事の内容でございまして、その背後の斜面のところそのまま積んでおきますと、雨等で土砂が下の方に流れ下ってくると。そうなりますとACⅡを上は何層も積んでいく中で、ACⅡ自体がかたまりも当然ですけども、間に土をかむという形になり

ますので、強度上も問題があるというようなことから、ACⅡの仕上りの品質にも影響が考えられたものですから、この周辺には置かずに上に持ち上げるというのにダンプトラックを使ったということでございますので、ACⅡの品質を当然守るといっても、この土を動かした理由でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ダンプトラックの追加は、1工区、2工区それぞれでございます。一般の人たちは、同じ工事施工区内で泥のあっち行きこっち行きやったということについては、それに経費を出すということについては、少し違和感があるのではなからうかなと思います。

しかしながら、工事施工中において請負業者と発注者側が対等な立場で協議した上での結果でしょうから、そのことについてはこれ以上申しませんが、そういった一般の方々の考え方もあるということも、課長、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑がないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第62号 請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 日程第20、議案第62号、請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第62号、請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結について。

平成26年9月8日、議案第322号により議決された荅北町拠点避難地造成工事（2工区）請負契約を下記のとおり変更締結するものとする。平成27年9月4日提

出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、荅北町拠点避難地造成工事（2工区）でございます。2、当初契約金額、9,188万6,400円。3、第1回変更による増減額、1,969万7,267円。4、第2回、今回ですけれども、変更による増減額、308万468円。5、変更後の契約額、1億1,466万4,135円です。6、契約の相手方、熊本県天草郡荅北町都呂々916番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

変更内容について説明を申し上げます。後ろについております平面図の方をご覧をいただきたいというふうに思います。

拠点避難地の南側、2工区でございますが、主な変更部分についてのみ説明をさせていただきます。まず、擁壁工におけますところの土工でございますけれども、壁面工の床掘土につきまして、床掘幅が広く背面地場に傾斜があり、降雨等で流出することが予想されたことから、この造成地の上部にトラックによりまして運搬することといたしました。

これにつきましては、先程もご質問がございましたように降雨等によりまして背面の盛り土等が流出し、盛土、ACⅡによります盛土等に品質的な影響を与えないようにとこのようなことの中で、一番上部の平面の部分に床掘土の運搬をいたしました。このダンプトラックによりましての増額でございますけれども、直接工事費で177万2,802円でございます。

この他に、1工区と同じくアダムウォールのブロックの設置におきまして、トラッククレーンでの施工を積算の段階で見落とししておりました。この部分が653円、1㎡当たりでございますけれども、その部分を正當に積算上に加えた部分といたしまして88万118円の増額でございます。

擁壁工の合計で、直接工事費では265万2,920円の増額でございますが、その他に構造物の撤去工といたしまして、実際の取り壊し量、処分量ということでマニフェスト伝票によりまして、その処分量を確認をいたしました中で、実績量にあわせて41万9,064円の減額をいたしましたところでございます。この他にも雨水排水の設計におきまして、水路等々の延長が短くなったり、自由勾配側溝をU型側溝に変更したこと等に伴いまして10万373円の減額等もございました。

そういう中で今回、南東部でございますけれども、壁面工の施工の下に温泉の方に通じる通路の築造をいたしました。これにつきましては、従来からこの拠点避難地の前身であります活性化広場を通りまして温泉に通じる散策路があったわけでございますが、そ

の散策路の一部という形で補完をする意味合いでここに通路を設けておりますけども、その分につきましては階段工とコンクリートの舗装工で66万496円の増額となったところでございます。

只今申し上げました内容の直接工事費の合計で272万3,839円の増額になってるところでございますが、共通仮設費の積算で計上しておりました交通整理員が、この城下草場線の方が思ったよりも交通量がないというようなことで、交通整理員を不要と判断いたしまして、この分の減額が77万800円ということで減額をいたしております。

その他に現場管理費、諸経費があるわけでございますが、消費税を含めたところで311万4,720円の積算上の増額となっております。これに請負率の98.90033を乗じまして、今回の請負契約の変更になります308万468円の増額変更となった次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これも工期は12月21日まででしょうか。

それから、2工区、1工区では、土工、切土、盛土は掘んでいないということですが、2工区での切土はどのくらいか、盛土はどのくらいか、ACⅡは1万6,405㎡ということですが、これは今後変わりはないのかお尋ねします。

それから、変更の中で自由勾配側溝をU型に替えて安上がりに努めたと、経済性を考慮したということでしたけども、この示されとる平面図、1工区も同じですが、ほとんど自由勾配側溝で表示されています。どこをどのように変えたのか教えてください。

それから、温泉に行く道はここで途切れとつですよね。前は下の道路から温泉まで上れる道がありましたけども、それはどこに残っているのでしょうか、なくなったのでしょうか。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず工期についてでございますけども、この2工区につきましても、平成27年12月21日まででございます。

それから、土量等についてのお尋ねがまずあっておりますけども、今回2工区におけますところの、まず擁壁工の作業土量については当初6,160㎡をみておまして、その分についての変更はございません。それから、先程申し上げましたダンプトラックの運搬でございますけども、そのうちの約5,900㎡をダンプなりで上に運んだということで変更の積算に入れているところでございます。

その他、ACⅡの施工量につきましては、今のところの部分で変更はないということ

で先程申し上げましたように、この2工区では1万6,405㎡を見込んでいますのでございます。

それと、通路の件についてのお尋ねでございますけれども、今回、今まであった分の代替えといたしまして、この図面でいきますと図面の南東側といいますか、右下側になりますが、下の町道の方から前回の議会で説明をさせていただきました遊水池の一番右側のところ、ここに隣接する形でここに小さなコンクリートの橋が架かっておりますけれども、この橋を渡って遊水池の横からACⅡの壁面の下をずっと沿う形で、ここに1.5m幅の通路を造っております、右側にちょっと細く赤でいっぱい作っておりますが、ここが階段工でございますけれども、ここに階段を設置いたしました。温泉の方につながる部分といたしましては、今温泉の玄関先に駐車スペースがありましたけれども、そこを取り壊す中で、この下の拠点避難地の面まで4m幅くらいで道路を造るようになっていますが、それは下ってきております。この部分とこの斜面を管理いたしますところの通路幅1.5mでございますけれども、ここを経由した中で温泉センターの前まで上がれるような形で通路を確保いたしております。

それと、自由勾配側溝等を長さが変わった部分はどこかということでのお尋ねでございましたが、今この図面で申しますと、調整池を築造いたしますところの右左の斜めになっております部分、ここが勾配がついております関係上、自由勾配側溝を施工した場合は底面、自由勾配側溝というのは中にインバートコンクリートというのを打設をするわけでございますけれども、勾配が付いているとそのインバートコンクリートの打設ができないと。ちょっと専門的な言葉になってしまいましたけれども、そういう中でここについてが右左でございますが、U型側溝に変えた部分ということでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず自由勾配側溝ですが、今変更もできないということですが、基本的にU字溝と自由勾配側溝とでは雲泥の差があるかと思えます。工事費です。平面のグラウンドには、全部U字溝じゃなくて自由勾配側溝を使うんだというような工事の土木施工基準かなんかあれば話は別ですが、必ずしもそうではないというふうに思います。若干の勾配を付けてやれば水は流れていくわけですので、是非経済性を考えた工事に今後取り組んでいただきたいと思います。

それから道の問題ですが、階段まではきましたけれども、階段から上はどっちに行けば良かっじゃろうかというところにきとっとですが。町道があつて川を渡りますよね。それから調整池の右端をずっと右側に上って行く、それで3段に分けてある階段を上っていく。上ってきました。温泉から約3mぐらいの道が下ってきているのはわかります。でも、その道は、この土羽になっている斜面を四つ足で登るわけですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今、上の方からグラウンド面まで下りてきたところまでご説明をいただいたところですが、このグラウンド面、下りてきたところからまた更に左側に、上から行きますと下りる形の中で、そこにこの法面の中段域に1.5m幅で管理幅というのを設けておりますが、その部分が上からずっと下っております。ですから、ここにできております斜面部分というのが細長く三角で上に食い込んで上がってきているかと思いますが、こちらにまで、奥に行けるようにレベルの部分をつけております。そこからこの斜面の下に管理道路ですね、この大きな斜面というのは、この一番上から見ますと2段でFHの24mという計画があるのがおわかりでしょうか。調整池の上にFH18、FH24、FH30ということで黒字で数字を入れておりますけれども、このFH24のところに通じる管理道路1.5mが右側の方から下りてまいっております。その下りて来ておる管理道路1.5mのところ今回の通路をつなげておりますので、当然ですけれども、上のグラウンドを経由して温泉の前まで通り抜けが可能だということでございます。

○議長（山本政人君） 今度が3回目かな。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 3回目です。

○議長（山本政人君） はい、どうぞ。

○8番（浜口雅英君） 切土、盛土をお尋ねしたのは、この断面図を見ていただければおわかりになるかと思えます。先程松本議員からも質問があっていたように、言うならば流用土の中で造成事業ができたんじゃないかということですね。「もう工事も済んでしまっよとやけっけんが、そがんだ掴んどらん」ということも理解しますが、今後のいろんな参考のためにも、この切土、盛土の数値の把握は、そう難しい仕事でもないと思えます。断面図を見ていただければわかりますように、このACⅡを入れんがために切土量が増えたとか、あるいは盛土量が減ったとか、そういう部分もあるかと思えます。今後、ACⅡは、また公共の工事にじゃんじゃん使って工事を進められる可能性もありますので、現地次第では流用土で賄うことができますよということを積極的に意見として出せるような体制をとっていただきたいと思えます。

それから、歩いて温泉にこっちから上って行く人が果たして何人いるのかという問題もあろうかと思えますが、やはり公共工事の中では、先程公園の問題が出ておりました。地域の皆さんが親しめる公共施設をまず第一に頭に置いて、今後取り組んでいただきたいというふうに思えます。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） No.4から5、6までぐらいの部分についての計画の入れ方というのが、ちょっとご説明しますが、No.4の方の右側の方には、もうこのACⅡは入れん

がよかつじゃなかりうかなというように感じなんですね。この壁は要らんとじゃなかりうかと、小さな鉄止め程度でよかつじゃなかりうかというように感じでおくるわけですよ。

そういったことでそこら辺は、これはもう山口課長時代じゃないので、山口課長に転化するわけじゃないんですが、今後の対応として、それからNo.5にしても、ここは左側、No.6あたりも果たしてここまで壁を下げて、そこにこういった構造物を造らねばならんとかと、もうちょっと上で上げて鉄止めぐらいででくつとじゃなかりうか。そういったことも考えられます。

そういったことで、今浜口議員の方からもいろいろ指摘がございましたけれども、やはり入念な審査が必要じゃなかりうかなと。先程高戸議員あたりも申しましたが、なるだけ別に、大現場内工務間については高戸議員のおっしゃるとおりですよ。なるだけそこら辺は土を動かさんごてして、もしACⅡを何かの形でこれだけ1万8,000m³ですかね、使ってあるわけですが、使わねばんならば、もうちょっと仮運搬とか、そういった良かところば掘り起こしてそこに擁壁造ってどうのこうのせんでも、まちっとフラットなところで使うとか、というような利用の形態もあろうかと思しますので、それは荅北町で発電所があるから使わねばいかん立場もあるでしょばってんが、そこら辺上手な使い方やっていかんことには、金もようけかかって利用効果もあんまり少ないということであれば、町民の方々に大変迷惑をかけるということでございますので、そこら辺、今後の検討次第として是非考えていただきたい。わかりますかね、その場所、課長わかりますか。わかっですね。私が言わんとするところわかりますかね。

○土木管理課長（山口仁人君） はい。

○1番（松本良人君） ほんならよかです。

○議長（山本政人君） よかですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に質疑がないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君）　ここで皆さまにお知らせします。

本日の会議時間は審議案件が残っておりますので、会議規則第9条第2項によりあらかじめ会議時間を延長します。

ここで、日程第21からの決算の認定に入ります前に登本代表監査委員に出席を求めていますので、ご着席をお願いいたします。なお、倉田議員も監査委員席へ着席をお願いいたします。

-----○-----

- 日程第21　認定第1号　平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22　認定第2号　平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23　認定第3号　平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24　認定第4号　平成26年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25　認定第5号　平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26　認定第6号　平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27　認定第7号　平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28　認定第8号　平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29　認定第9号　平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30　認定第10号　平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31　認定第11号　平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山本政人君）　日程第21、認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第31、認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

まず、一般会計から順次提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第233条第1項及び第2項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から平成27年6月30日付で提出を受けました一般会計、特別会計に係る決算書につきまして、平成27年7月10日付で監査委員に審査をお願いをいたしました。

監査委員におかれましては、平成27年7月27日から8月7日までの間、各費目ごとに担当課の事情聴取をいただきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、平成27年8月31日付で適正であるとの審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長時間にわたりご審査をいただきました監査委員のご労苦に対しまして、特に暑い、一番暑い時期でもあったにも関わらず、しっかりと審査をしていただきました。深く敬意を表するものでございます。

一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額61億8,465万1,432円、歳出総額60億1,344万1,095円で、翌年度へ繰り越すべき財源4,665万9,000円を差し引きますと、実質収支額は1億2,455万1,337円の黒字となりました。

なお、平成26年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配付してございます。決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。又、認定第2号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定から認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 私の方から、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の内容について説明させていただきます。

決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。決算額は、歳入総額が61億8,465万1,432円、歳出総額が60億1,344万1,095円で、歳入歳出差引額が1億7,121万337円です。そのうち翌年度へ繰り越す

べき財源の繰越明許費繰越額4,665万9,000円を差し引いた実質収支額は1億2,455万1,337円となりました。この残金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、6,400万円を財政調整基金に積み立て、6,055万1,337円を平成27年度への繰越金としました。

詳細につきましては、歳入が決算書の11ページから47ページまで、歳出が48ページから200ページまでに掲載してあります。331ページから338ページに財産に関する調書を添付しております。

又、平成26年度の主要施策成果説明書を別冊で配付しております。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第2号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 認定第2号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の203ページをお開き願います。苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,572万6,873円、歳出総額4万3,262円、歳入歳出差引額1,568万3,611円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実施収支額は1,568万3,611円です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第3号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 認定第3号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の211ページをお開きください。苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,261万3,923円、歳出総額55万8,104円、歳入歳出差引額4,205万5,819円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は4,205万5,819円でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第4号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 認定第4号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の221ページをお願いたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億3,134万2,017円、歳出総額11億1,170万1,901円、歳入歳出差引額1,964万116円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額

1,964万116円。6、実質収支額のうち苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額は200万円といたしました。

以上が、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第5号、平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 認定第5号、平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の248ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額8億9,476万2,242円、歳出総額8億6,842万3,447円、歳入歳出差引額2,633万8,795円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額2,633万8,795円、実質収支額のうち苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額は1,400万円といたしました。

以上が、平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第6号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 認定第6号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の270ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億1,029万2,918円、歳出総額1億904万5,076円、歳入歳出差引額124万7,842円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額124万7,842円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れの額はありません。

以上が、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第7号、平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出特別決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第7号、平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の281ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額2億8,439万5,488円、歳出総額2億7,218万868円、歳入歳出差引額1,221万4,620円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額1,221万4,620円です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰

入額はありません。

以上が、平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第8号、平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第8号、平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の293ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額3億5,258万6,877円、歳出総額3億5,095万1,541円、歳入歳出差引額163万5,336円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額163万5,336円です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 続きまして、認定第9号、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第9号、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の306ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額2,186万4,740円、歳出総額2,150万5,669円、歳入歳出差引額35万9,071円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額35万9,071円です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の316ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額4,770万8,772円、歳出総額4,745万2,004円、歳入歳出差引額25万6,768円、翌年度へ繰り越すべき一般財源はありません。実質収支額25万6,768円です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の326ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額473万7,512円、歳出総額325万1,380円、歳入歳出差引額148万6,132円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額148万6,132円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（山本政人君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

それでは4時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後4時39分

再開 午後4時54分

-----○-----

○議長（山本政人君） 約束の時間より少々早うございますが、全員お揃いでございますので、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

決算について説明がございましたが、これから質疑を許します。ただし、明日、火曜日から決算審査特別委員会において審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきたいと思います。

質疑は各会計ごとに行いますが、まずここで質疑につきましてはあくまでも質疑であって、質疑については本人の意見は原則認められていません。どうしても意見を申される場合は完結明瞭をお願いし、質疑をされますようお願いをいたします。

なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑をされるようお願いをいたします。

それでは、認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この決算のやり方でございますが、委員会付託じゃなくて、私はそのまま本会議で続けてやったらどうかなというような意見を持っておりますけれども、というのがやはり時間的にも、あるいはひょっとしたら本会議でやっとなるほうが仕事もさばけるんじゃないかなというのがひとつございます。

それから、今後、情報の公開等もございしますが、やはり町民の皆さまも、今回は決算でございすけれども、予算もあわせて申し上げますと、予算等については相当関心がある人もおいでじゃなかろうかと。そういうことであれば、傍聴あたりも可能じゃないかと思ひますけれども、委員会においてはそれはできないと。

それから前回の決算、私は決算にしか出たことございませぬが、決算のときのことを申しますと、やはり、私たちが発言した分と書記が捉えた分で、だいぶ意見が食い違ふところがあると。そういったことがございすので、ここでやれば何ら問題ないと、ぴしゃつとした録音機もありますので、私はこういったこの本会議でもってそのまま補正予算とか何かと同じような形でやっていただければいいんじゃないかなと思ひます。

○議長（山本政人君） 今、そういう意見でございしました。

ただ、傍聴はできないということは、委員長の許可によって傍聴はできることになっております。ただ、会場が第1、第2委員会室でございすので、狭うございすので、既に今、今回の決算審査におきまして委員会傍聴の申請がなされております。

それと、この特別委員会につきましては質問の制限もございませぬし、自分の意見も十分に言えるというそういう利点もございす。したがいまして、議長としましては、従来どおり特別委員会を設けて、そこで審議をしていきたいとそういうように思っております。

松本君。

○1番（松本良人君） 今回はそういったことで、議長、おつもりでございすのでやむを得んかなと思ひますが、今後、そういった、例えば予算とか何かについてするときがございしましたならば、是非ひとつ考慮していただきたい、そう思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） そのことについては、全員協議会の席で協議をしていきたいと思ひます。

それでは第1号の議案です。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私も今の松本議員の意見に、そのまま本会議に持ってこいということではありませぬが、予算委員会、決算委員会は、当時16人、18人議員がおられたときを3つに分けたという状況があろうかと思ひます。現在は、12人になってしまっております。ですから人数も少人数で、例えば予算決算は3グループに分かれずとも1つのグループでやっしまおうということになっております。

非常にこう何と言ひますか、いろんな話が出る、具体的な話が出てくる、それは、やはり町民の皆さんにもお知らせすべきだろうというふうに思ひわけですね。別に秘密会ではないという議長の話でもありますので、会場を、委員会室では狭いということであれば、大会議室でも良いんじゃないかと。このことについては、議会活性化特別委員会

を作るというふうになっておりますので、今後その中では、今意見の出たようなことも、議員の皆さん真剣に議論していただきたい、そう思います。終わります。

○議長（山本政人君） わかりました。それでは、そのようなことにいたしたいと思えます。

認定第1号、一般会計についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算から、認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算までの11件については、議長と議選の監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月8日、火曜日、9日、水曜日、10日、木曜日のいずれも午前9時30分から第1、第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第32 報告第9号 平成26年度決算における健全化判断比率等について

○議長（山本政人君） 日程第32、報告第9号、平成26年度決算における健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 報告第9号、平成26年度決算における健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成26年度決算における健全化判断比率等の財政指標を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。平成27年9月4日、苓北町長、田嶋章二。

それでは指標について説明させていただきますので、2ページをお願いします。議案書です。議案書の後ろの方でございます。

健全化判断比率の状況ということで、①から④まで丸で囲んだ数字を付けております。

まず、①の実質赤字比率で、一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんので、数字は上がってきません。

次に、②は連結実質赤字比率で、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく赤字はありませんので、数字は上がってきません。

次に、③の実質公債費比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合まで含めた公債費比率で13.8%になり、早期健全化基準値の25%以内となっております。

次に、④将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合を含めた将来負担比率で132%でございます。早期健全化基準値の350%以内となっております。

3 ページから 5 ページまでが、計算式等を用いた数値を示しております。

又、決算審査意見書の 51 ページに、今申し上げました数値を監査委員さんに審査していただいた意見書が出ております。(3) の是正改善を要する事項で、特に指摘する事項はないとの意見をいただいております。

以上で、平成 26 年度決算における健全化判断比率等についての報告を終わります。

○議長(山本政人君) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 質疑なしと認めます。

これで報告第 9 号を終わります。

監査委員の方におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。本日はこれでご退席いただいて結構でございますが、9 月 8 日、火曜日からの決算審査特別委員会へのご出席につきましても、どうぞよろしくお願いを申し上げます。大変ご苦勞さまでございました。

-----○-----

日程第 33 報告第 10 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長(山本政人君) それでは、日程第 33、報告第 10 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。浜口君。

○8 番(浜口雅英君) 3 ページに児童生徒の体格、体力、それから児童生徒の生活状況がそれぞれアルファベットで「C」が入っています。「C」は 1 ページで評価の基準は、「A」が良好、「B」が普通、「C」は要改善としたというふうになっております。多分この改善策が 35 ページから 37 ページ、27 ページから 34 ページだろうと思いますが、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長(山本政人君) 教育課長。

○教育課長(汐崎正喜君) 児童生徒の体格体力につきましては、27 ページから 34 ページに掲載してございますけれども、体格面で身長は平均より下回って、体重は上回っていると肥満傾向にあるということで、ちょっとやはり学校間で運動能力、部活動とかありますけれども、基礎体力をもっとつけてスリムな体格になってほしいということで、若干「C」を付けさせていただきました。

そして生活面、児童生徒の生活状況でございますけれども、35 ページから 37 ページで主な点からしますと、アンケート調査で、どうしても家庭内の学習時間がちょっと減

少傾向にあるということで、やはりもうちょっと家庭内の学習を強化しなければならぬということ、「C」を付けさせていただいております。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、中学生が主になると思いますけども、塾が非常に行き渡っているというか、塾に通う生徒が多いというふうに思いますが、そういうことも今、教育課長の発言にあった家庭内学習なんかに入るのでしょうか、入らないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 塾の時間は、家庭内の学習には入らないと認識しております。

○議長（山本政人君） 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他に質疑なしと認めます。

これで、報告第10号を終わります。

お諮りします。9月8日から10日にかけては決算審査特別委員会による審査等のため、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、9月8日から9月10日までの3日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月11日、午前9時30分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

散会 午後5時14分

平成 2 7 年 9 月 1 1 日 (金)

(第 3 日 目)

平成27年第5回荅北町議会定例会会議録（第3日目）

平成27年第5回荅北町議会定例会は、平成27年9月11日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚 之	企画政策課長	荒木 広 之
福祉保健課長	田尻 伸 治	健康増進室長	山崎 敬 一
水道環境課長	小林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大田 勝 彦
教 育 課 長	汐崎 正 喜	商工観光課長	立山 清 剛
代表監査委員	登本 玄 一		

8. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 平成26年度荅北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2 認定第 2 号 平成26年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3 認定第 3 号 平成26年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4 認定第 4 号 平成26年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5 認定第 5 号 平成26年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6 認定第 6 号 平成26年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 7 号 平成26年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 8 号 平成26年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 9 号 平成26年度荅北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第10 認定第10号 平成26年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第11号 平成26年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第12 同意第 7号 荅北町教育委員会の委員の任命について
- 日程第13 発議第 3号 荅北町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 陳情等文書表について
- 日程第15 陳情第 5号 熊本県管理河川松原川の河川護岸改修を求める陳情書
- 日程第16 閉会中の継続審査調査の件
- 日程第17 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 認定債 1号 平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2 認定第 2号 平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3 認定第 3号 平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4 認定第 4号 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5 認定第 5号 平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6 認定第 6号 平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 7号 平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 8号 平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 9号 平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第10 認定第10号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第11号 平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

○議長（山本政人君） これより日程第1、認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

会議規則第41条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。
田嶋豊昭委員長。

○決算審査特別委員長（田嶋豊昭君） それでは、苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

平成27年第5回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された平成26年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記、審査年月日、平成27年9月8日、9月9日、9月10日の3日間。審査場所、第1、第2委員会室。委員の出席、田嶋豊昭委員長、野崎幸洋副委員長、松本良人委員、廣田幸英委員、高戸幸雄委員、松野重幸委員、石田みどり委員、浜口雅英委員、山下時義委員、錦戸俊春委員。委員の欠席なし。委員外の出席、山本政人議長。監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、倉田明監査委員。執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、会計、土木管理、農林水産、商工観光、税務住民、福祉保健、水道環境、教育の各課長及び健康増進室長。委員会の書記、宮崎議会事務局長、尾脇総務課長補佐、錦戸企画政策課長補佐。審査の経過、本委員会は、平成26年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。

10、審査の結果、①認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について。②認定第2号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。③認定第3号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。④認定第4号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。⑤認定第5号、平成26年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。⑥認定第6号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。⑦認定第7号、平成26年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について。⑧認定第8号、平成26年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。⑨認定第9号、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について。⑩認定第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。⑪認定第11号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。以上、11件全て認定すべきものと決定いたしました。11、少数意見の留保がっております。別紙で報告があります。

併せて次の事項について、執行部に対し要望することを決定しました。一般会計、歳

入について、町税の徴収については引き続き努力されたい。ふるさと納税については積極的に取り組まれない。歳出について、特記事項はなし。

その他の要望事項、結婚相談事業については、いろいろな方向から積極的な取り組みを進められたい。巡回バス運行等については効率的な運行を検討されたい。イノシシ被害対策に向けて、国・県・農協等と一体になって取り組みを進められたい。職員の専門的技術を含めた資質向上に積極的に努められたい。熊本・天草幹線道路の早期実現に向けては、2市1町住民一体となった運動に取り組まれない。町内河川については、災害防止のため、適正な維持管理と共に総合的な調査・検討に取り組まれない。2、坂瀬川財産区特別会計、特記事項なし。3、都呂々財産区特別会計、特記事項なし。4、国民健康保険特別会計、健康保険増進の取り組みを進められたい。5、介護保険特別会計、健康保持・増進の取り組みを進められたい。6、後期高齢者医療特別会計、①健康保持・増進の取り組みを進められたい。7、水道特別会計、特記事項なし。8、下水道特別会計、特記事項なし。9、農業集落排水特別会計、特記事項なし。10、特定地域生活排水処理事業特別会計、特記事項なし。11、宅地造成事業特別会計、特記事項なし。平成27年9月10日、苓北町議会決算審査特別委員会、委員長、田嶋豊昭。苓北町議会議長、山本政人様。

執行部に対する要望事項について、補足説明をさせていただきます。

一般会計の収入について、町税の徴収については延滞処理の努力も認められますが、不納欠損もあり、納税者の不公平感がないよう引き続き努力をしていただきたいということでもあります。ふるさと納税についても、活発に取り組まれている自治体もあり、貴重な財源となると共に産業育成にもつながるようでもありますので、本町でも積極的に取り組んでいただきたいということでもあります。

その他の要望事項であります。結婚相談事業については、外への働きかけや社会教育活動として若い人の出会いの場を増やすなどいろいろな方向から積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

巡回バス運行については、産交バスの他、民間も行っているの、効率的な運行体形を検討していただきたいということでもあります。

イノシシ対策についてはなかなか大変であります。新たな方法も含めて各団体が協力して取り組みを進めていただきたいということでもあります。

次に、職員の資質向上のための取り組みであります。今回の決算審議でもいろいろと話がありましたように、専門的な技術の習得やチェック機能が働くような組織となれるよう研修への参加も含めて、積極的に人材育成に努めていただきたいと思えます。

熊本・天草幹線道路の早期完成に向けての取り組みでは、これまでも国・県等に対し要望もしていますが、なかなか進まない状況であります。そこで2市1町天草全体で住

民が運動を起こして、総決起集会等でアピールすべきではないかと思えます。是非起こしていただきたいと思えます。

町内河川については、6月の豪雨で住宅、農地に甚大な被害を出しております。これからの災害防止のため、堆積土砂や竹木の除去と共に改修に向けた総合的な調査も必要であると思えます。是非取り組んでいただきたい。

福祉関係の国保、介護、後期高齢者特別会計については、健康保持・増進に向けて更に取り組んでいただきたいということであります。そのことが、ひいては保険税、保険料の軽減にもつながるということで、健康教室、健康講座等、積極的に取り組みを進めていただきたいと思えます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（山本政人君） 委員長の報告が終わりました。

次に、本案については、浜口雅英君から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。壇上で報告をしてください。浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 平成27年9月10日、苓北町議会議長、山本政人様。苓北町議会決算審査特別委員会委員、浜口雅英、賛成者、松本良人。

少数意見報告書。平成27年9月10日の委員会において保留した少数意見を下記のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記、1、認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算。2、意見の要旨、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出の決算の認定について、第3回苓北町議会定例会での監査委員の随時監査結果公表などを参考にしながら決算審査を行った。その結果、官民共同作業における工事において官民取り決めの関係書類が不適切、工事後の現場管理が不十分、境界の決定は過年度用地購入に比べて曖昧である。他にも看板の表示ミスなどがあることなどから、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算は認定できない。以上です。

○議長（山本政人君） それぞれ報告が終わりました。

これより審議に入りますが、お諮りします。

決算審査特別委員会においては、議長と議選の監査委員を除く残り全議員で審査を行いましたので、委員長報告並びに少数意見報告書については質疑を省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから、認定第1号、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

討論があります。原案に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは委員会の中での少数意見として報告しましたように、先程は工事についてのあり方が不十分であるということです。他にも、補助金の支出のあり方等々に疑問視しなければならないような取り扱いもありました。そういう意味から、この平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定には反対します。以上です。

○議長（山本政人君） 少数意見がありましたので、まず本当は、原案に賛成者の発言を許可しなければなりませんでした。順番が間違っておりました。ご容赦ください。

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 私は、平成26年度一般会計歳入歳出決算の承認について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この平成26年度に係る予算及び補正予算については、議会に対し議案提出説明がなされ慎重に審議をし、平成26年度に執行された全ての予算に対し議会で可決をいたしております。町執行部は各事業の執行にあたっては、その全ての予算書に基づき、又、関係条例、規則等に基づいて事務手続きがなされ、的確に事務事業が執行なされたものと私は確認したところでございます。

今回、決算審査特別委員会の審査過程で提出のあった少数意見書の意見要旨に記載があるように、上津深江地区内広域避難地法面工事の官民共同作業における工事についてもいろいろと意見が出されましたけれども、私は官民間で覚書が交わされ、それぞれ負担する工事費等も明確になされて、工事を進められていると確認したところでございます。

したがって、何ら不備がないものと確信をいたしておりますので、平成26年度苓北町一般会計歳入歳出決算については賛成をいたします。以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 只今賛成者のご意見をお聞きいたしました。

実は私は、先程問題になりました防災費、消防費の中の工事請負について、いささか疑問でありました。というのが、当時老人ホームの件が予算委員会の中で出てまいりましたけれども、私の記憶するところでは計画当時だったですかね、老人ホームについては坂瀬川の方に移転するんだというようなことでお聞きをいたしておりましたが、その後、この前の意見の中では老人ホームがあそこに建つということ。先程、賛成者の意見については、いろいろ説明の中では多分そういった形で老人ホームじゃなくて違う施設が建つんじゃないかというような形で、承認は予算審議の中でいろんな説明があったんじゃないかなろうかと考えます。

それからもう1件、農業委員会の許可云々の問題が出てまいりました。当然、行政においては、完全なる所有権が移った後に工事施工については見切り発車じゃなくて、手

続きを踏んだ上で完全な登記の中で着手をしてくださいよというような指導を、各個人等がなされたときにはしておられると思いますけれども、何でか町工事発注については、当然この前の説明の中では見切り発車のような感じで、そこはどうも農業委員会での相続問題ができなかったのではとほっといたと。そのために、前後しますけれども、施工の金についても我々は一般町民でありましたので、当時ですね、有利な起債の元でやるということをお聞きしておりましたので、半ばさすがだなあというようなことで安堵しておりましたけれども、その後、農業委員会云々ので許可が遅れたところについては単純な一般会計でなされておるといような説明もありました。

何か不自然なところがいっぱいありまして、我々町民に対しての一部、いささか間違ったやり方を報告しておられるんじゃないかと、そういったことで、私は今後、間違い等もないようにしていただきたい。その辺も含めて今回反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の発言を許します。松野君。

○4番（松野重幸君） 賛成の討論をいたします。

少数意見の留保の中にありましたその件につきましては、私も議員の立場で財ノ尾の問題の反省点を踏まえて、十分農地法に対しての配慮をしながら進んでくれるようにと、いうことを全議員が口を酸っぱくして申し上げており、当然、執行部もそのように対応をしてくれた。そのことに対して、我々はいろいろと議会の中でも発言をしながら、又、言うべきことを言いながら福祉ゾーンの建設については今、各地であっております大きな災害、そして全く予期しなかったような大きな災害が起こっております。弱者、特に福祉施設あたりに入居をされておられる方が、いざ避難するといってもなかなか机の上での計画では簡単にいきますが、実際それを行うとなれば大変だと、そういうような観点の中で福祉ゾーンの計画というのをされたと思います。

あの福祉ゾーンの中の、課長の答弁の中にもありましたけれども、あちこちの福祉施設にも声をかけられて、最終的には1福祉法人の方があそこに福祉関係の施設を造るといような決断をされたと聞いておりますし、当然これからもいろいろな福祉施設をあそこにはできれば造っていただいて、文字どおり全く目的どおりの福祉施設の避難場所兼福祉ゾーンとしてあそこが一大拠点としていけば、これは町の計画どおりになってくるわけでありませう。

私は、農業委員会の問題については議論の中で納得をしてこの計画には賛成いたしました。又、検討委員会の中でもいろいろと何回も検討をされたといふことの結果でございます。

それから、毎度いろいろと町の施策の中で税金の無駄遣いじゃないかと、そういうような声もあっておりますが、私は他の市あるいは町、そういう地方を見てみますと、遅まきながら今、苓北町が取り組んでおりました事業によりやく着手している、そういう

状況があつております。私は、有利な起債、有利な財源というのは、やはり先見の明を持って後で造るよりも先に有利な起債、そういうものがあつたときに造る、そのことがやはり町の財源を真剣に考えていく者の立場として理解しております。

決算ということで、監査委員の指摘の中にも適正かつ適応という監査意見が出されております。我々は、今後も執行部の決算、予算の執行にあたりましては、議会の立場として慎重に見守りながら又、意見も申し上げていく立場に変わりはありませんが、平成26年度の決算については、そういうことで私は大変評価をして賛成の討論といたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） 討論は、1回限りであります。

○8番（浜口雅英君） わかりました。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成の討論を行いたいと思いますが、ありませんか。田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 私は、賛成の立場で発言させていただきます。

今回の決算については、錦戸議員が言われたように詳しくされましたけども、今回の決算の処理に対しましては適正に整理されていると思います。決算審査特別委員会の中で一部指摘、要望がありましたが、町長、副町長、教育長、職員全体で連携を取り、やる気を持って努力をするという発言もありました。そのことを信じて、私は平成26年度の決算については賛成します。以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他に討論はなしと認めます。

これより採決を行います。採決は、認定第1号から認定第11号まで、それぞれ起立によって行います。

認定第1号、平成26年度茶北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件に対する委員長報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。したがって、認定第1号、平成26年度茶北町

一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成26年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立です。起立多数です。したがって、認定第2号、平成26年度荅北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成26年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論はありません。討論なしと認めます。

認定第3号の委員長報告は、認定すべきであります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。したがって、認定第3号、平成26年度荅北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成26年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

認定第4号、平成26年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。起立多数です。したがって、認定第4号、平成26年度荅北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに

決定しました。

次に、認定第5号、平成26年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

認定第5号の本件に対する委員長の報告は、認定すべきであります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。起立多数です。したがって、認定第5号、平成26年度荅北町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、平成26年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。起立多数です。したがって、認定第6号、平成26年度荅北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成26年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。したがって、認定第7号、平成26年度荅北町水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成26年度荅北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。したがって、認定第8号、平成26年度
苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願いま
す。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。したがって、認定第9号、平成26年度
苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳
出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願いま
す。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。したがって、認定第10号、平成26年
度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決
定しました。

○8番（浜口雅英君） 議長。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 浜口ですが、認定第2号から11号までの採決の結果は全員起
立という表示がされました。

認定第1号は多数ですということだけですが、同様の扱いをするならば、1号も賛成何人、反対何人という表現をしなければならないのではないですか。

○議長（山本政人君） ご指摘のあったとおりだと思います。

多数でよかったですけどね。はい、どうぞ。

○8番（浜口雅英君） 今までは、多数だけでした。全員というのとはなくて。

私は1回議会の中で、「賛成何人、反対何人というのを出してください」と、議事録に残るようにという話をしましたけども、それは結果的に却下されてしまいました。今日は、山本議長が2号からは全員起立とおっしゃったので、ここは前に進んだばいと。できれば、その第1号も「賛成7、反対2」という形でしてもらえればと、だいぶ前に進んだ採決の報告だったと思っております。今後ともよろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） 承知をしました。規則を見まして正論を見つけ出して、そのように次回からはしたいと思ひます。

次に、認定第11号、平成26年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 全員起立であります。したがって、認定第11号、平成26年度荅北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

いろいろ意見があつておりますが、これは議長の不手際だったかもしれません。

先程申しましたように、規約等を見まして適切な方法で報告をさせていただくようにいたします。

-----○-----

日程第12 同意第7号 教育委員会委員の任命について

○議長（山本政人君） それでは日程第12、同意第7号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第7号、教育委員会委員の任命についてご提案を申し上げます。

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

記、坂西力。

提案理由、苓北町教育委員会の委員のうち、1人の委員が平成27年11月16日をもって任期満了となるので、後任の委員を任命するためでございます。

なお、坂西氏の略歴につきましては次ページに記載しておりますので、ご覧をいただき、ご同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号の教育委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

これに、ご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

議場の出入り口を閉めます。

(議場 閉鎖)

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、5番倉田明君、6番石田みどり君、7番野崎幸洋君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙 配付)

○議長（山本政人君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（山本政人君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（宮崎裕昭君） 1番、松本良人議員、2番、廣田幸英議員、3番、高戸幸雄議員、4番、松野重幸議員、5番、倉田明議員、6番、石田みどり議員、7番、

野崎幸洋議員、8番、浜口雅英議員、9番、田嶋豊昭議員、10番、山下時義議員、11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の倉田君、石田君、野崎君、開票の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（山本政人君） 同意第7号の投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成11票、反対はゼロであります。

したがって、同意第7号、坂西力君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場 開鎖）

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すいません、飛び込んで質問ですね。

大体今、教育委員さんおいででございますけれども、最長何年ぐらいの委員さんですかね。教育長にお尋ねしますけれども。長い方。坂西さんはですね、全体的なことではよっと。

○議長（山本政人君） それは議案と関係ございませんので、後ほど直接お尋ねください。

-----○-----

日程第13 発議第3号 苓北町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（山本政人君） 次に、日程第13、発議第3号、苓北町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。田嶋豊昭君。

○9番（田嶋豊昭君） 発議第3号、苓北町議会会議規則の一部を改正する規則について。

苓北町議会会議規則の一部を別紙のとおり改正することとする。平成27年9月4日提出、提出者、苓北町議会議員、田嶋豊昭、賛成者、苓北町議会議員、山下時義、賛成者、苓北町議会議員、野崎幸洋。

提案理由です。全国町村議会議長会が示している標準町村議会会議規則の一部改正が行われ、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して社会情勢などを勘案し、出産の

場合の欠席の届け出について新たに規定されたことから、苓北町議会会議規則の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。苓北町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

苓北町議会会議規則（平成3年議会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。2、議員が出産のため出席できないときには、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

次のページの新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後の中でアンダーラインを引いている部分が改正箇所であります。

補足説明をさせていただきます。全国の市議会が会議規則のモデルとする全国市議会議長会の標準市議会会議規則と全国の町村議会が会議規則のモデルとしている全国町村議会議長会の標準町村議会会議規則がこのほど一部改正されました。これにより、全国の市・町・村の議会へ改正通知が届けられています。男女が共に子どもを生み育てながら働ける社会づくりのため、自らの地元の議会でも実践できるよう環境整備を図るものであります。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。以上です。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

○1番（松本良人君） 改正後の件でございますけれども、これは全部国内統一された文言でしょうか。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） これは会議規則ではありますが、議会の運営や委員会の組織に関する基本的事項を定めた会議規則、委員会条例は議会の議決が必要とされますので、このため今回提案をさせていただいた議案でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私は、この条文自体が統一された条文であるかなということをお尋ねしましたけれども、3回という期限がありますので続けて申しますが、この条文の中で日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができるとなっておりますけれども、日数を定めなくても産休ですよということで届けておれば、応分で例えばたやすい人、きつい人、いっぱいおいででございますので、そこら辺この趣旨から申しますと応分によかつじゃなかろうかというのが1件。それから、あらかじめ議長に欠席届を届けるんじゃないなくて、前もってというような文言に変えるようにしたらいかがかなと思ひまして、提案を申し上げます。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） そこら辺は、詳しく私の方もわからないんですけど、誰かわかる人。議会事務局。

○議長（山本政人君） 議会事務局長。

○議会事務局長（宮崎裕昭君） 議会事務局から答えさせていただきます。

先程説明でもありましたように、全国の町村議会が会議規則のモデルとしておりますのが、全国町村議会議長会発行しております標準会議規則です。その改正文面に基づいてやっておりますので、ほぼ統一された文面になっております。事前にお尋ねした市町村においても、ほとんどのところが同じような形で規則の改正を行っております。

先程の日数については、会議規則の改正はこういう形でしますけれども、具体的な日数等については、それぞれの議会で定めるということになっておりますので、今後議員の皆さん方で話をして協議をされて、定めてもらうようになると思いますが、全国町村議会議長会から流れてきている文面からしますと、先程言われました労働基準法による産前産後とかの休暇の日数とかもありますけど、そういうのも参考にとということ言われて、あくまでも最終的には、それぞれの議会のほうで定めるということになっております。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 最終的にはここ独自で定めて良いというように解釈をいたしますが、できたら、例えばあらかじめ云々じゃなくて、前もって届け出とればいいんだよというような柔軟な姿勢でもいいんじゃないかなと。

それから、日数を定めなくても、「私は出産をしますが、予定日は何日ですよ」というぐらいで私はいんじゃないかなと。これは普通の、例えばいろんなのと違いますのでね。やっぱりそれぐらいの応分の規則の作り方でもいいんじゃないかなと思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 全国町村議長会のこの規則を作る目的は、男女が共に子どもを生み育てると、まあ男は産めんわけですが、育てる部分に入ってこようかと思えます。そういう目的がありながら、この2条の中では具体的には、「議員が出産のため」ということになっております。これは、女性に限られているということでもありますので、若い人たちを議員の中に引っ張り込もうということもこの中にあるかと思えます。そういう意味では、議員に限らず、当事者に限らず、議員の奥さんが子どもを生むときには、付き添いのために休みを取ると。まあ3日も4日もとは言いませんけども、1日ぐらいいは休みが取れるというようなことを、この中に苓北町だけでも入れることはできないのか、お尋ねをします。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 議会事務局の方でわかったら、お願いいたします。

○議長（山本政人君） 議会事務局長。

○議会事務局長（宮崎裕昭君） 今のご質問ですけれども、対象となるのは議員本人ということで、これも全国議長会の方からきております。今言われたようなことについては、まだ他のところもやっておりません。そういう形でもできるのかどうかというのは、今後お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 国も男女共同参画とか、そういう形の中で男女同権とか、そういういろいろな形がありますので、女性だけということじゃなくて、男性も協力していけるような形の規則を作るべきだろうと思いますので、今後の中で検討していただくようお願いをして終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

発議第3号、苓北町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○1番（松本良人君） 提示したのはどうなったのかなと、この原案どおりかなと。

問題を提起したのはどうなっとかなということですか。

○議長（山本政人君） 原案どおりですよ。松本君、どういう意見ですか。

○1番（松本良人君） 私がこういった方に前もってとかいうことで、提案したことは。

○議長（山本政人君） そのことについては、先程からありますように各議会で日数等も定めて良いということですのでございますので、これは最終的にはそういう場で、また発言をいただければというふうに思いますが、どうですか。

○1番（松本良人君） 一応、この件はこれで決定して、そして今後また決定をし直すということですかね。

○議長（山本政人君） だと思います。

規則は、これで良いということですか。会議規則はですね。

○1番（松本良人君） それで私が言ったのは、全然討議もされずに、何もされずに、そのままいくのですかと。松本が言うたが、皆さんどう思いますかとか、その件について賛否を取りますとかいうような普通の会議についてはありますけれども、意見は私は

出しばなしということなんですか。

○議長（山本政人君） 答弁があったですね。答弁のとおりです。

○1番（松本良人君） いや、反対も何もなかけんですね。

私は、例えば、議員が出産のために出席できないときは、日数はもう消してもいいんじゃないでしょうか。それから、「あらかじめ」、というのを「前もって」と変更した方が良くはないですかということで提起したわけですよ。それについては、皆さんにお諮りもせずいきなりこのとおりなんですかということなんです。

○議長（山本政人君） 質問に対して答えは言っておりますね。

○1番（松本良人君） いや、答えというのが、私は変更をこういったふうに変更した方がいいのじゃないかということで提起をしたわけですよ。そして、これについては全然、通常の会議においては松本からこういった意見があったが、皆さんはどう思いますかと。そして皆さんの意見がなるほどなど、松本の方が良いかなということであるとか、あるいはそれには反対、このままで良うはななかかというようなことがあれば、やっぱりそれなりの討議をしていただいて決定していただくんじゃないかなと思ったものですから。

○議長（山本政人君） ですから、異議はないかどうかって、異議があれば、その原案のとおり可決することに、また進行していきますので、討論もありますから。

異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） したがって、発議第3号、苓北町議会会議規則を一部改正する規則についての討論を行います。討論はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 是非、私が先程意見を申し上げましたとおり柔軟な姿勢でもって対応していただくということの元に、この条例あたりは、先程浜口議員もおっしゃったとおり、いろんな場合も含めて軟らしくということでございますので、私が先程申しましたような内容に訂正をしていただければなと思います。

○議長（山本政人君） 今んとは、討論で良かですか。

異議ありということですね。

それでは異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

このことについては、議長の不手際でした。先程から意見もあっておりますように、何人が賛成し、何人が反対なのかというようなそういう意見も耳にしたことがありましたので、先程は全員が起立ですということを申し上げたところであります。これは、お

詫びをいたします。

それでは、起立多数でありますので、したがって、発議第3号、苓北町議会会議規則を一部改正する規則については、原案のとおり可決することに決定をしました。

-----○-----

日程第14 陳情等文書表について

○議長（山本政人君） 日程第14、陳情等文書表についてを議題とします。

本日まで受理した陳情書は、先にお配りしました5件です。

陳情第3号、労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情。

陳情第4号、「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対することを求める陳情。

陳情第6号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情。

陳情第7号、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情。

以上の4件については、議会運営委員会にお諮りし、議会運営に関する申し合わせにより議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付をいたしております。

-----○-----

日程第15 陳情第5号 熊本県管理河川松原川の河川護岸改修についての陳情

○議長（山本政人君） 日程第15、陳情第5号、熊本県管理河川松原川の河川護岸改修についての陳情を議題といたします。

お諮りします。

陳情第5号については、会議規則第9条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） これから、陳情第5号、熊本県管理河川松原川の河川護岸改修についての陳情を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第5号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は採択とすることに決定しました。

お諮りします。只今採択されました陳情第5号の県への要望については、町内では松

原川の他に志岐川や上津深江川、小路川などでも農地や宅地等に大きな被害が発生いたしております。これらを含めて要望書を作成し、議会として県へ提出したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

事前に議長、建設経済委員長、議会事務局で要望書の案を作成しておりますので、お手元に配付させていただきます。

しばらくお待ちください。

（要望書（案） 配付）

○議長（山本政人君） なお、このことにつきましては、町の方へも陳情がなされております。議会へも陳情があったということでありまして、町の方も全町的な被害がありましたので、県への要望書も提出されております。

配付漏れはなかですね。

それでは、この要望書について議会事務局長に朗読をしていただきますよう。

○議会事務局長（宮崎裕昭君） 熊本県管理河川等の整備要望について（案）。

熊本県におかれましては、平素から苓北町の振興のために、又、県管理河川の維持管理につきましても格別のご高配を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、近年においてはゲリラ豪雨といわれる異常な大雨により河川の増水が著しく、河川の氾濫や浸水による被害を心配しておりましたが、本年6月の集中豪雨の際には、本町でも県管理河川であります志岐川、松原川、上津深江川においても河川が氾濫し、周辺住家等の浸水や河川護岸の決壊による水田への土砂流入、農地畦畔の浸食等、甚大な被害が発生しました。

これらの河川は河川幅が狭いことに加えて護岸高が低いこともあり、河川内の堆積土砂や竹木等によって断面が小さくなっていたことから決壊氾濫したものと考えられます。又、町河川小路川河口では国道324号カルバート橋脚に流木等が詰まり、流れを阻害して氾濫し、付近住宅の床上床下浸水被害の原因ともなりました。

つきましては、抜本的な災害防止策として志岐川、松原川、上津深江川について改修計画を策定され、河川改修、堆積土砂の除去及び竹木の伐採除去に加え、小路川河口国道324号のカルバートを橋脚のない橋に架け替える等の対策を講じていただきますよう要望いたします。このことにつきましては、地元住民からも強い要望が出されております。

熊本県におかれましては、以上のような窮状をお汲み取りいただき、県管理河川志岐川、松原川、上津深江川の早急な改善、復旧及び小路川河口国道324号カルバートの

橋脚のない橋への架け替えに特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成27年9月吉日、熊本県知事、蒲島郁夫様、苓北町議会議長、山本政人。

以上です。

○議長（山本政人君） 只今事務局長が朗読しました案を県へ提出したいと思いますが、これについてご異議ありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 河川の河川名を指定してありますけれども、実は都呂々川も県河川なんですね。ただ表面的には出ておりませんが、竹木等があつて、その対岸は何箇所か農地に被害を与えておりました。現に浸水もして植えたままのやつが全部流されたとかいうことがあつております。ただそれは、箇所箇所が部分的でございますので、そういったことが表面的にも、余りにも他のところが大きかったので目に見えなかったわけですが、多分他の川においても、そういった小さくてもオーバーして上がってきたところがあるかもしれません。それは竹木、要するに河川の清掃が不行き届きということでございますが、そこら辺を勘案したところの文書をできれば作成していただければと思いますけれども。

○議長（山本政人君） 今のご意見のとおり、町内あらゆる箇所で被害が出ました。ですから、文言を「等」にするか、そのようなことで配慮し、今、先程申しましたが、議長、建設経済委員長と議会事務局で、そこら辺は検討したいというふうに思います。これにつきましては、先程も申しましたように、町の方からもそういう要望書は出されているというふうに思います。

山下君。

○10番（山下時義君） 先程、松本議員からご発言がありましたように、都呂々川も非常に危険なところがあるんですよ。そういうことでありますので、どうぞ文書においては、その点、地名を入れてありますので、他の地域は、よろしく願います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、ご承認いただきました要望書を県へ提出することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第16 閉会中の継続審査調査の件について

○議長（山本政人君） 日程第16、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会広報委員長、議会活性化等検討特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会

中の継続審査調査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第17 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

平成27年第5回荅北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員